

市川市学校環境基本計画

令和8年3月改定

市川市教育委員会

はじめに

「市川市学校環境基本計画」の策定にあたって

AI やビッグデータなど先端技術が産業や社会に取り入れられる Society5.0 時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な予測困難な時代にあって、学校教育には、学習指導要領を着実に実施しつつ、様々な社会の変化にも適応しながら、学びの質を向上していくことが求められています。



このような中で、学校施設やそれに関係する諸条件といった学校環境に求められる役割も変化しつつあり、子どもたちの学習や生活の場として、安全性や快適性を確保するとともに、日常的に ICT を活用できる環境を整備するなど、技術革新等により創出された教育効果を高める新たな機能を積極的に導入するための環境を整えていくことも求められています。

さらに、地域と学校が目標を共有しながら、ともに教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」を実現し、地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりを進めていくことが求められる中で、学校と地域との連携、協働を促す環境を整えていく必要もあります。

これからの学校には、新しい時代に求められる学校教育を実現するための学校環境の整備を着実に進めていくことが不可欠であり、子どもたちには、その中で、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する力や変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための力を育ててもらいたいと考えております。

今後は、この計画に基づき、新しい時代に求められる学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進してまいります。

そして、引き続き、教育に多くの方が参画していただき、皆様とともに「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を実践してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

市川市教育委員会教育長 田中 庸恵

策定の背景

これから迎える新しい時代において、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力をバランスよく育てていくことが重要です。

このような生きる力を育成する基盤は学校教育であり、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、学校環境の整備を合わせて行うことが大切です。

学校環境には、指導に携わる教職員、学校の施設や設備、地域や家庭など、学校の内外に影響のある様々な条件が挙げられる中で、特に学校施設の整備は、大規模な財政支出を伴うために、整備された環境に合わせて学校教育の在り方が議論されることが少なくありませんでした。

しかしながら、求められる学校教育を実現するという目的を達成するためには、その手段として学校施設の整備等が行われる政策体系を確立し、より高い教育的効果を実現していくことが重要です。

このことから、学校施設やそれに関する諸条件のあるべき姿を定めた『市川市学校環境基本計画』を策定して、学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進することとします。

本書の構成

本書は、新しい時代に求められる学校教育やそれを実現するための学校環境の在り方を示した「基本編」と、より具体的な学校環境に関する施策や条件整備を示した「実施編」で構成します。

基本編・実施編の概要と計画期間

■基本編

「基本編」では、新しい時代に求められる学校教育の在り方を整理した上で、その実現を図るための学校環境の在り方を定めます。

「基本編」は、その実現に向けた具体的な取り組みをまとめた「実施編」をはじめ、今後の学校環境に関する様々な施策の基本となるものです。

■実施編

「実施編」は、「基本編」で示された学校環境の実現に向け、取り組むべき施策や条件整備をまとめたものです。

具体的には、学校施設の整備のほか、通学区域の見直しなど、学校施設に関する諸条件への対応策を定めます。

■計画期間

学校環境の整備には、長い期間を要することから、『市川市学校環境基本計画』は、新しい学習指導要領が重要な役割を担うとされる 2030 年（令和 12 年）頃までの学校教育の在り方を見据えながら、その先も見通した学校環境の在り方を示唆するものとしします。

ただし、計画の効率的な進捗管理や『市川市公共施設等総合管理計画』との整合を図るため、計画期間は、令和 2 年度から令和 12 年度までの 11 年間としします。

また、計画期間を概ね 4 年ごとの 3 期に分け、各期で計画の進捗状況等を確認し、必要に応じて見直しを行います。

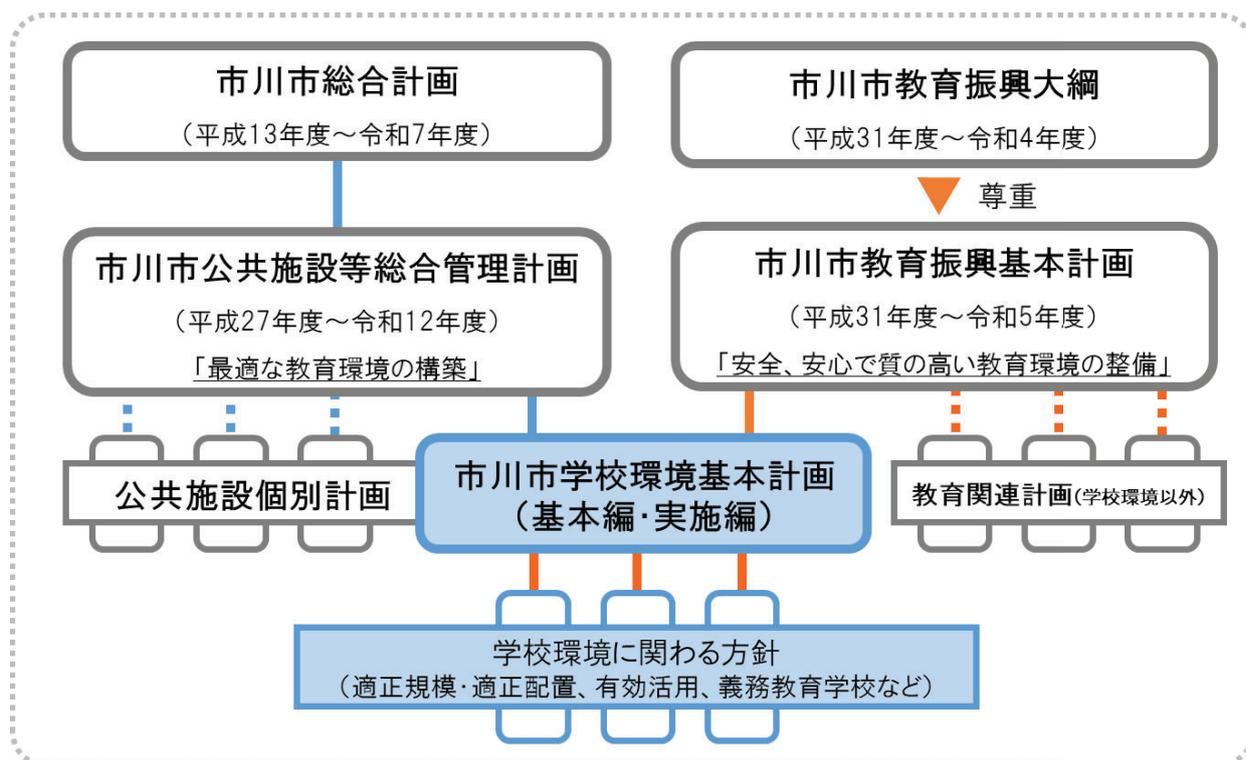


■ 計画の位置付け

本市では、平成 27 年度に『市川市公共施設等総合管理計画』、平成 30 年度に『市川市教育振興基本計画（第 3 期）』を策定しました。

この中で、学校環境に関する目標として、「最適な教育環境の構築」と「安全、安心で質の高い教育環境の整備」を定めています。

これらを具現化するための学校環境の在り方やそれを実現するための施策及び条件整備を定めるものとして、本計画を策定します。



目次

1	市川市学校環境基本計画<基本編>	P1
1	1. 学校を取り巻く社会の変化、育成すべき資質・能力	P2
1	2. 市川市が目指す学校教育/ 新しい時代に求められる学校教育の在り方	P4
1	3. 本計画における学校環境の位置付け	P7
1	4. 市川市が目指す学校環境/ 新しい時代に求められる学校環境の在り方	P8
1	5. 学校施設整備等の進め方	P10
2	市川市学校環境基本計画<実施編>	P13
2-1	学校施設等の状況	P15
2-1	1. 児童生徒数、クラス数の推移	P16
2-1	2. 学校施設の一覧	P18
2-1	3. 学校施設の配置状況	P20
2-1	4. 学校施設の保有量	P22
2-1	5. 附属施設の整備状況	P23
2-1	6. 通学区域の状況	P27
2-1	7. コミュニティ・スクールの状況	P34
2-2	学校環境に関する施策	P35
2-2	1. 学校環境に関する施策の方向性	P36
2-2	2. 基本編と実施編の体系	P38
2-3	学校環境に関する条件整備	P39
2-3	1. 学校施設の整備	P40
2-3	2. 附属施設の共同化	P48
2-3	3. 学校施設の複合化	P50
2-3	4. 通学区域の見直し	P51
2-3	5. 義務教育学校の設置	P53
2-3	6. コミュニティ・スクールの推進	P54
3	計画の推進にあたって	P55
3	1. 推進体制等の整備	P56
3	2. フォローアップ	P57
4	資料編	P59
4	1. 策定の経緯	P60
4	2. 市川市教育振興審議会条例	P61
4	3. 諮問書	P63
4	4. 答申書	P64
4	5. 学校のデジタルトランスフォーメーション及び学校の カーボンニュートラルに向けた施設整備の考え方	P72
4	6. 附属施設の整備の考え方	P78
4	7. 市川市学校施設有効活用基本方針	P91
4	8. 学校施設複合化ガイドライン	P100
4	9. 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に 関する方針	P107
4	10. 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針	P110
4	11. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針	P117

1 市川市学校環境基本計画

＜基本編＞

1. 学校を取り巻く社会の変化、育成すべき資質・能力

(1) 学校を取り巻く社会の変化

<少子高齢化・人口減少>

少子高齢化の進展などにより、本市においても将来的な人口減少は避けられない見込みであり、既に生じている児童生徒数の減少傾向は今後も続くことが予想されています。

このような中で、学校規模による教育条件への影響や学校運営上の課題が顕在化しないよう、学校や地域の実情に合わせた学校施設の整備が求められています。

<Society5.0>

人口知能 (AI)、ビッグデータ¹、IoT²などの先端技術が高度化し、それらがあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、様々な技術革新を生むとともに、社会の在り方が非連続的に、また、劇的に変わる Society5.0³時代の到来が予測されています。

このような中で、学校環境もそれに適応していくことが求められています。

<グローバル化>

情報技術の飛躍的な進化等を背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野で国境や地域を超えて、多様な人々のつながるグローバル化は社会に多様性をもたらします。

このような中で、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重していくことが求められています。

<環境問題>

世界的な気候変動により、近年大型台風などによる自然災害が頻発しており、地球環境の変化はすべての人の生活に深刻な影響を与えます。

このような中で、地球規模の現象を自らの課題として捉え、自然環境や資源の有限性等を理解し、持続可能な社会づくりを実現していくことが求められています。

¹ 多種・多様・多量のデータ。スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、GPS や IC カードの情報等から得られる膨大なデータ。

² 様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

³ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済社会と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。超スマート社会。

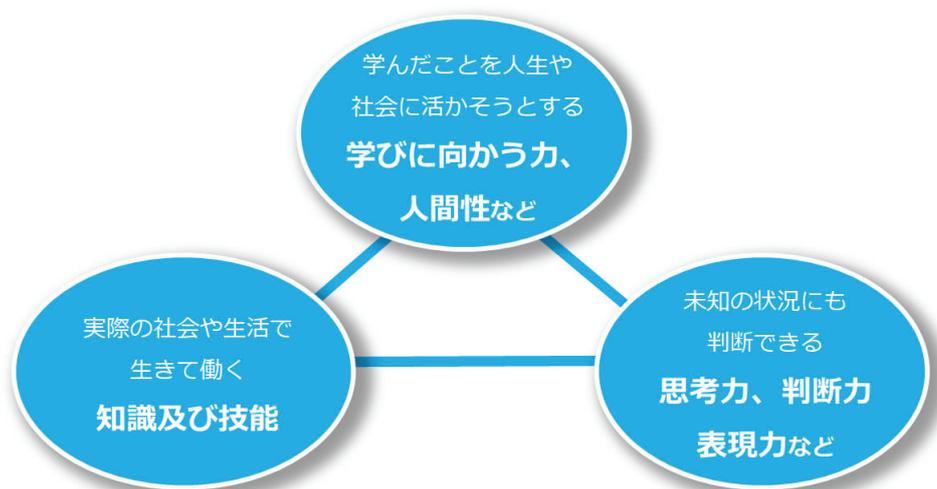
<新型コロナウイルスの感染拡大>

世界中で感染拡大を引き起こしている新型コロナウイルスは、人々の生活を一変させました。

このような中で、学校教育が協働的な学び合いの中で行われていることに鑑み、「新しい生活様式⁴」を踏まえた必要な感染症対策を講じつつ、最大限、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが求められています。

(2) 育成すべき資質・能力

社会の構造や環境が大きく変化する中でも、すべての子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる以下の3つの力をバランスよく育てていくことが求められています。



⁴令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された生活様式。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。

2. 市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方

本市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として教育を進めてきました。

特に、学校施設の整備を含む教育施策は、学校を取り巻く社会の変化や育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえた対応が重要となります。

この前提の基、「市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方」を「市川市教育振興基本計画（第3期）」に掲げる教育施策の実施にあたり重視する3つの考え方に沿って次のように定めます。

(1) 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育

①多様な学び手のニーズに応じた教育

変化の激しいこれからの時代においては、画一的で均一的な社会から、多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められており、学校教育においても、性別や国籍、障がい、不登校経験や病気療養等に関わらず、多様な属性や経歴を持ったすべての人が、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められています。

本市では、中学校の夜間学級⁵を開級するなど、多様な経歴を持った人が学ぶ機会の創出を図ってきており、今後も多様な学び手のニーズに応じた教育の推進が重要です。

②特別な教育ニーズに応じた教育

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム⁶の構築が求められています。

本市では、県内初の養護学校（現在の須和田の丘支援学校）を開校するとともに、国内初の児童精神科入院児のための院内学級（国立国際医療研究センター国府台病院）を開級するなど、個々のニーズに応じた教育を進めてきており、今後はその取り組みを基盤として、すべての子どもが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育ニーズに応じた教育の推進が重要です。

⁵ 大洲中学校夜間学級。中学校の就学年齢を越え、中学校を卒業していない者又は中学校を卒業した者で不登校等の相当の理由により、学習する機会等がなかった者のうち、強い向上心を持つ者に対して、夜間に中学校教育を行う学級。

⁶ 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。

(2) 一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育

①個に応じた学びの充実

子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、必要な資質・能力を確実に育成するには、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出す教育が重要であり、学校教育においては、当事者である子どもたちの声に耳を傾け、子ども一人一人の能力や適性に応じたきめ細かい個別最適な学びが求められています。

本市では、少人数指導の拡充やライフカウンセラー⁷の配置などによる教育相談体制の構築などを通して、個に応じた学びの充実を図ってきており、今後も、ICT環境や先端技術の効果的活用などにより、学び直しや先取り学習の具現化を進めるなど、個に応じた学びの充実が重要です。

②協働的な学びの充実

学びの質を高め、生きる力の育成を図るためには、教職員や子ども同士、地域との協働的な学びが重要です。

本市では、地域の教育力を学習活動に活かす取り組みなどを通して、協働的な学びの充実を図ってきており、今後はその取り組みを基盤として、異学年などとの多様な協働学習⁸を実現する新たな仕組みづくりを進めるなど、現在の義務教育9年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた協働的な学びの充実が重要です。

③調和のとれた学びの充実

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するには、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びが大切です。

本市では、教職員の高い意識のもと、読書教育や創意と活力のある学校づくり、ヘルシースクール⁹などの推進を通して、調和の取れた学びの充実を図ってきており、今後もその充実が重要です。

⁷ 小学校や中学校に心理療法士などをライフカウンセラーとして配置し、子どもの不安や悩みの相談、交流活動等を行っている。

⁸ 子どもたちがグループで問題解決に取り組む学習方法で、文部科学省は「子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び」と定義している。

⁹ 子どもたちが健康について自ら考え行動し、体力の向上、生活習慣・食生活の改善を図ることができるようにする取り組み。

(3) 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

① 学びと育ちの連続性を大切にした教育

様々な資質・能力は、各学校段階において個別に育むものではなく、幼児教育から義務教育、そして高等学校教育といった学校段階を超えたつながりの中で育成されるものであり、体系的な学びを通じた学びと育ちの連続性が強く求められています。

本市では、県内初の義務教育学校である塩浜学園を開校するとともに、アプローチャカリキュラム¹⁰やスタートカリキュラム¹¹の実施などにより、幼保小連携や小中一貫教育の推進に取り組んできており、今後も、就学前教育から義務教育9年間までを見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にした教育の推進が重要です。

② 社会との連携を大切にした教育

教育は、家庭・学校・地域の連携、協働によって実現されるものであり、保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携、協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要があります。

また、学校においては、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、必要な資質・能力をどのように育成するのかを、教育課程において明確にしながらか、社会との連携、協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

本市では、すべての学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティ・スクールの推進を図るとともに、中学校ブロック¹²ごとに地域学校協働本部を設置するなど、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを進めてきており、今後も、学校と地域の双方で連携、協働を推進するための組織的かつ継続的な仕組みの構築を進めるなど、社会との連携を大切にした教育の推進が重要です。

¹⁰ 幼児期にふさわしい生活を通して、この時期の資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるように工夫された5歳児10月から小学校入学前の3月までの指導計画。

¹¹ 小学校生活へ適応していけるよう、幼児期の育ちや学びを基にして編成した入学当初の指導計画。

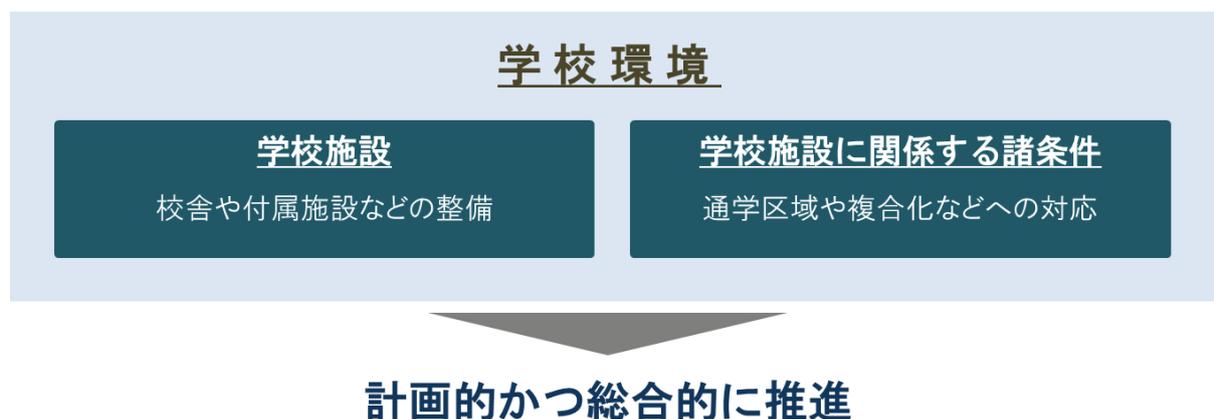
¹² 市川市では、中学校とその学区内にある小学校でグループを作り、地域の小・中学校が連携している。15のブロックがある。

3. 本計画における学校環境の位置付け

「市川市が目指す学校教育/新しい時代に求められる学校教育の在り方」の実現を図るためには、その手段となる学校環境の整備が実効的に推進されることが重要です。

学校を取り巻く環境には、指導に携わる教職員や学校の施設・設備、地域や家庭など、学校の内外に影響のある様々な条件が挙げられますが、特に、大規模な財政出動を伴う学校施設の整備やそれと合わせて整理が必要な学校施設に関する諸条件は、教育行政が主体となって、長期的かつ広範的な見通しをもって進めることが求められています。

このことから、この二つを本計画における学校環境として、その在り方を計画に定め、具体的な取り組みを計画的かつ総合的に推進することとします。



4. 市川市が目指す学校環境／新しい時代に求められる学校環境の在り方

「市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方」を踏まえ、学校施設の機能や役割といった、より具体的な側面から、「市川市が目指す学校環境／新しい時代に求められる学校環境の在り方」を次のように定めます。

(1) 高機能かつ多機能で変化に対応した施設

学校を取り巻く様々な変化に対応して、効果的な学習形態を実施できる環境やICTを基盤として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるとともに、子どもの発達段階や活動内容に合わせて、レイアウトを調整できる環境を整えるなど、高機能かつ多機能で変化に対応した施設を整備します。

(2) 多様な学びを促す施設

子どもたちの協働的な学びを確保しながらも、個に応じた指導を実現するため、少人数指導や個別学習など、多様な学習形態による活動を可能とする環境を整えるとともに、教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境や学級、学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境を整えるなど、多様な学びを促す施設を整備します。

(3) 安全、安心でゆとりと潤いのある施設

教職員の指導や支援の効果を高め、すべての子どもが個性や能力の伸長を最大限に図るため、ユニバーサルデザイン¹³を取り入れた良好で快適な環境を整えるとともに、十分な防災性、防犯性を備え、安全で安心して学ぶことができる環境を整えるなど、安全でゆとりと潤いのある施設を整備します。

(4) 地域の核となる施設

地域にとって最も身近な公共施設として、生涯学習の場や災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすなど、高齢者や障がいのある方を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた環境を整えるとともに、地域の実情に応じて公共施設等との複合化を行うなど、特色があり、地域の核となる施設を整備します。

¹³ 年齢、性別、言語、身体能力等に関わらず、すべての人に使いやすいように考えられたデザイン。

(5) 教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設は、子どもたちが学び、生活する場であるとともに、教職員が働く場でもあります。このことから、教職員がより効果的かつ効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境を確保するとともに、教職員が情報交換やリフレッシュ等のできる環境を整えるなど、執務環境としてふさわしい施設を整備します。

5. 学校施設整備等の進め方

学校施設は教育の場であるとともに、地域住民にとっても身近で関わりの深い施設です。

このことから、学校施設の整備等にあたっては、学校に通う子どもや保護者、地域住民、教職員など、学校に関わる様々な立場の方からの意見を聴き、十分な理解と協力の基で進めます。

また、本市が進める教育施策に留意し、以下の観点で学校施設の整備を進めるとともに、学校施設に関係する諸条件に対応します。

(1) 小中一貫教育を推進する施設

本市では、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針(令和元年11月策定)」を定め、義務教育学校の設置を推進しています。

そこで、義務教育9年間を通して必要な資質・能力を育成するため、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取り組みを進めるなど、小中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進めます。

(2) 規模が適正化された施設

本市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針(平成30年3月策定)」を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育9年間を基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進しています。

このため、通学区域をはじめとした就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進めます。

(3) コミュニティ・スクールを推進する施設

本市では、すべての学校に学校運営協議会を設置するとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を整え、コミュニティ・スクールを推進しています。

そこで、小中一貫教育の推進等を踏まえ、各学校の学校運営協議会を基盤とした協働体制を、中学校ブロックを中心として整備することが重要であり、その具現化に向けた施設整備を進めます。

(4) 教育資源の複合化や共同化に資する施設

本市では、施設の老朽化や人口構成の変化等の課題に対応するため、「市川市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）」を定め、複合化や民営化など施設の再編により、公共施設等の適正配置を進めています。

学校施設については、「市川市学校施設有効活用基本方針（平成 17 年 10 月策定、平成 29 年 11 月改定）」を定め、地域の実情に応じた活用を進めることによって、学校と地域の連携、協働体制が構築され、学校の教育力の向上が図られてきました。

一方、学校が有する施設については、学校単独の一元型施設モデルから脱却し、多様な資源と連携して、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換が求められています。

このため、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進めます。

2 市川市学校環境基本計画

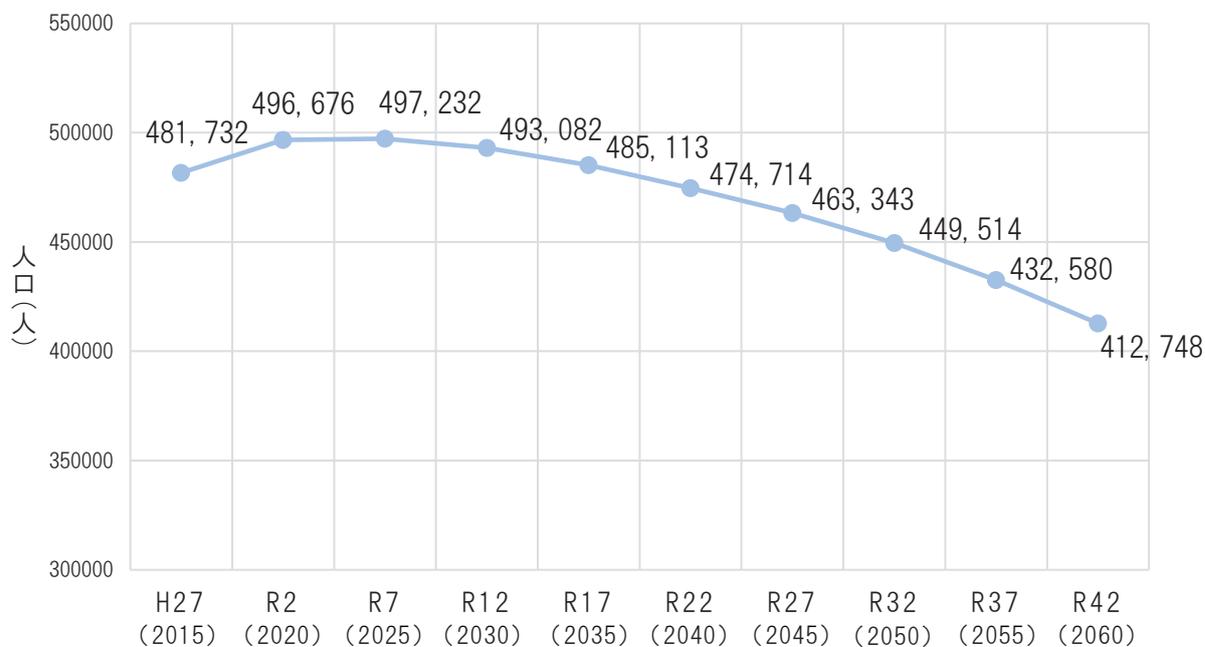
〈実施編〉

2 - 1 学校施設等の状況

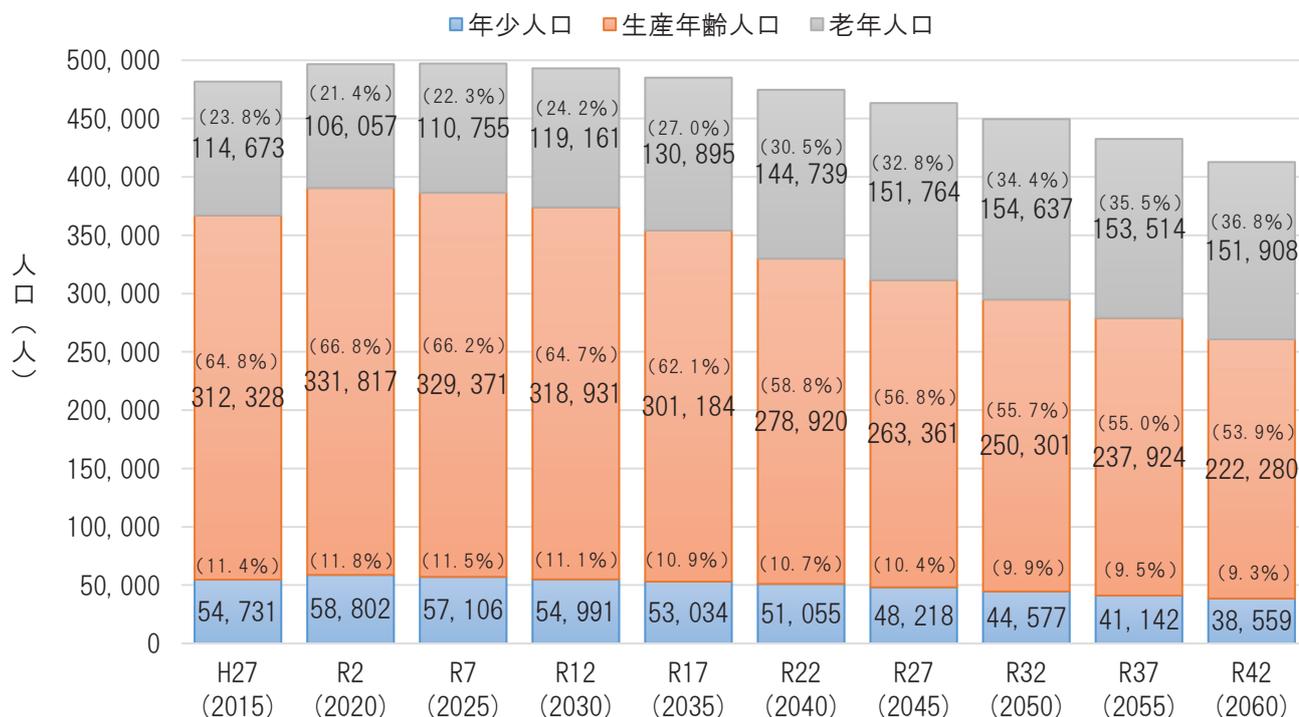
1. 児童生徒数、クラス数の推移

(1) 将来人口推計『市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 《2021-2065 人口ビジョン編》 (シナリオ3)』

- 総人口は令和7年の497,232人をピークに減少していくと予測されています。



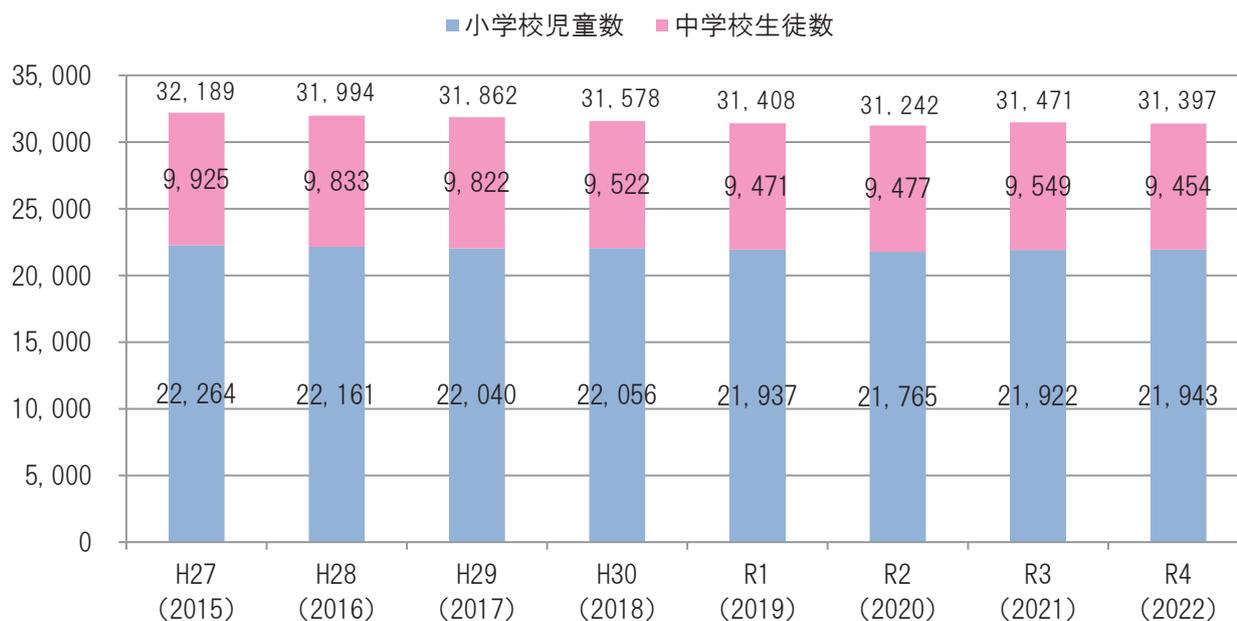
- 少子高齢化の進展により人口構成が大きく変化すると予測されています。
- 「市川市公共施設等総合管理計画」を策定した平成27年の年少人口は54,731人となっています。
- 年少人口は、令和2年の58,802人をピークに減少に転じ、本計画の最終年の令和12年には54,991人となると予測されています。



(2) 児童生徒数、クラス数の推移 (須和田の丘支援学校、夜間学級は除く)

- 小中学校の児童生徒数は、「市川市公共施設等総合管理計画」を策定した平成27年は32,189人(小学校:22,264人、中学校:9,925人)、令和4年は31,397人(小学校:21,943人、中学校:9,454人)で、ほぼ横ばいで推移しています。
- 今後、児童生徒数は、年少人口の将来推計から、減少していくものと見込まれます。

児童生徒数(人)



〈児童生徒数〉

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
小学校	22,264	22,161	22,040	22,056	21,937	21,765	21,922	21,943
中学校	9,925	9,833	9,822	9,522	9,471	9,477	9,549	9,454
合計	32,189	31,994	31,862	31,578	31,408	31,242	31,471	31,397

〈クラス数〉

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
小学校	757	758	765	772	754	749	756	769
中学校	308	307	304	300	301	304	306	304
合計	1,065	1,065	1,069	1,072	1,055	1,053	1,062	1,073

2. 学校施設の一覧

- 本市には、小学校 38 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校、特別支援学校 1 校（2 施設）の合計 55 校（56 施設）の学校施設があります。
- 床面積は小学校 312,911.25 m²、中学校 141,248.02 m²、義務教育学校 14,254.96 m²、特別支援学校 4,237.74 m²で学校施設全体では、472,651.97 m²です。

学校施設一覧（平成30年4月1日現在）

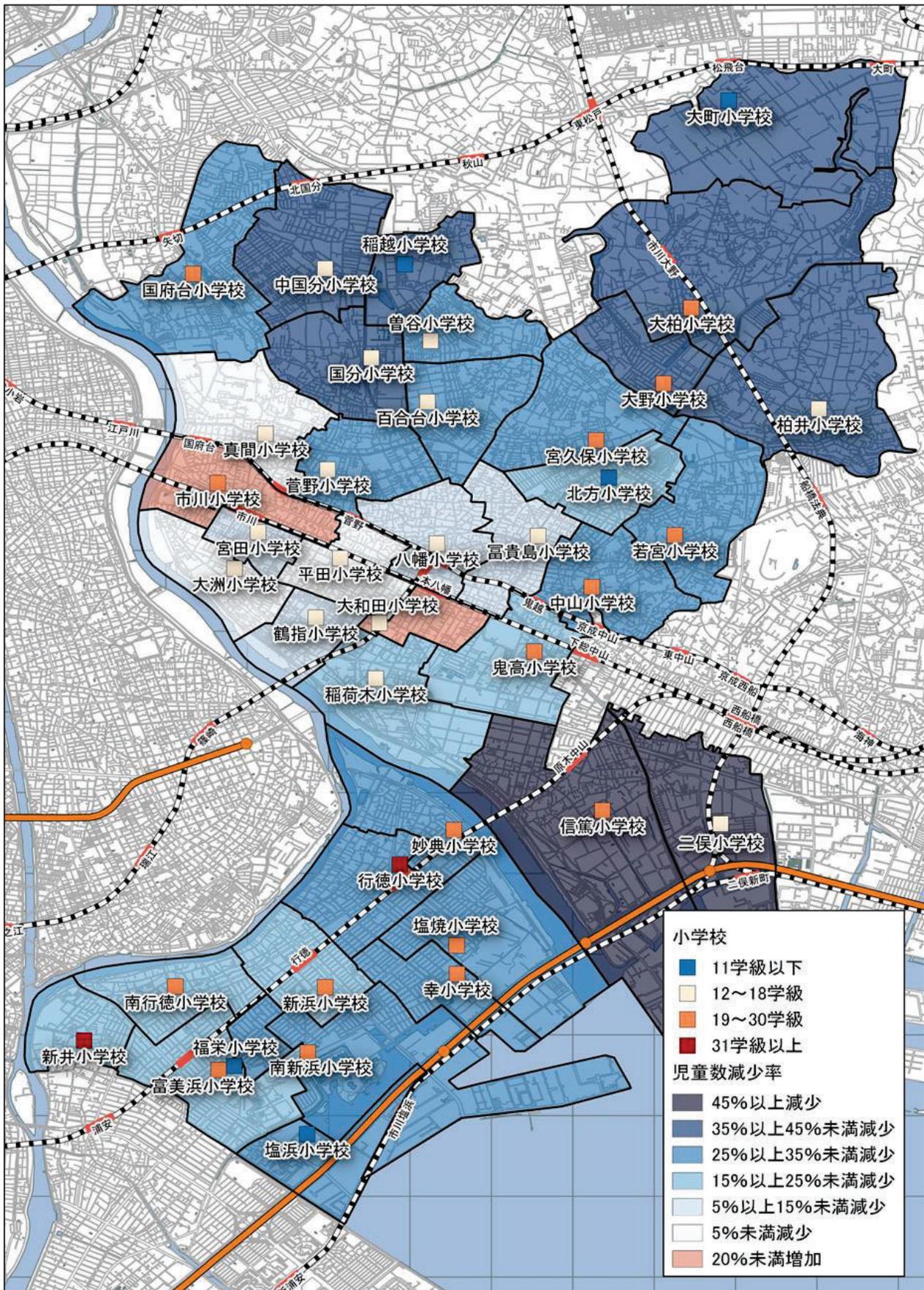
	名称	住所	延床面積 (m ²)	建築年度	
小学校	1	市川小学校	市川2-32-5	8,360.34	昭和36年
	2	真間小学校	真間4-1-1	8,154.79	昭和44年
	3	中山小学校	中山1-1-5	9,472.33	昭和40年
	4	八幡小学校	八幡3-24-1	7,949.24	昭和38年
	5	国分小学校	東国分2-4-1	8,534.00	昭和45年
	6	大柏小学校	大野町2-1877	8,425.29	昭和41年
	7	宮田小学校	新田4-8-15	5,589.58	昭和34年
	8	富貴島小学校	八幡6-10-11	7,618.28	昭和47年
	9	若宮小学校	若宮3-54-10	7,805.02	昭和40年
	10	国府台小学校	国府台5-25-4	9,899.43	昭和43年
	11	平田小学校	平田3-28-1	8,292.57	昭和41年
	12	鬼高小学校	鬼高2-13-5	9,804.35	昭和44年
	13	菅野小学校	菅野6-14-1	8,482.86	昭和51年
	14	行徳小学校	富浜1-1-40	10,012.60	昭和48年
	15	信篤小学校	原木2-16-1	8,149.31	昭和53年
	16	稻荷木小学校	稻荷木1-14-1	7,885.75	昭和41年
	17	南行徳小学校	欠真間1-6-38	10,209.14	昭和40年
	18	鶴指小学校	大和田4-11-1	9,160.93	昭和42年
	19	宮久保小学校	宮久保5-7-1	8,405.55	昭和43年
	20	二俣小学校	二俣678	7,944.67	昭和45年
	21	中国分小学校	中国分1-22-1	6,609.49	昭和47年
	22	曾谷小学校	曾谷7-18-1	8,742.43	昭和47年
	23	大町小学校	大町84-10	6,446.08	昭和48年
	24	北方小学校	北方町4-1356-1	7,118.96	昭和49年
	25	新浜小学校	行徳駅前4-5-1	9,901.69	昭和51年
	26	百合台小学校	曾谷6-10-1	7,959.95	昭和51年
	27	富美浜小学校	南行徳2-3-1	8,991.86	昭和52年
	28	柏井小学校	柏井町1-1149-1	6,114.52	昭和53年
	29	大洲小学校	大洲4-18-1	6,341.89	昭和53年
	30	幸小学校	幸1-11-1	9,087.16	昭和54年
	31	新井小学校	新井1-18-13	7,828.07	昭和54年
	32	南新浜小学校	新浜1-26-1	7,861.46	昭和54年
	33	大野小学校	南大野1-42-1	8,597.13	昭和54年
	34	塩焼小学校	塩焼5-9-8	9,141.05	昭和55年
	35	稻越小学校	稻越町518-2	6,394.09	昭和55年
	36	大和田小学校	大和田1-1-3	6,155.03	昭和57年
	37	福栄小学校	南行徳2-2-1	6,341.35	昭和59年
	38	妙典小学校	妙典2-14-2	13,123.01	平成10年
	計（小学校）		312,911.25		

名称		住所	延床面積 (㎡)	建築年度	
中学校	1	第一中学校	国府台2-7-1	9,413.63	昭和36年
	2	第二中学校	須和田2-34-1	8,301.18	昭和36年
	3	第三中学校	曾谷3-2-1	9,353.05	昭和49年
	4	第四中学校	中山1-11-1	9,469.43	昭和49年
	5	第五中学校	大野町3-1993	10,101.03	昭和48年
	6	第六中学校	鬼高3-16-1	9,581.62	昭和48年
	7	第七中学校	末広1-1-48	14,874.58	昭和51年
	8	第八中学校	大和田4-9-1	9,647.69	昭和42年
	9	下貝塚中学校	下貝塚3-13-1	7,975.49	昭和54年
	10	高谷中学校	高谷1627-4	8,316.00	昭和54年
	11	福栄中学校	福栄3-4-1	9,565.45	昭和54年
	12	東国分中学校	東国分3-5-1	7,784.95	昭和54年
	13	大洲中学校	大洲4-21-5	8,220.35	昭和56年
	14	南行徳中学校	南行徳2-2-2	8,295.56	昭和59年
	15	妙典中学校	妙典5-22-1	10,348.01	昭和62年
計（中学校）			141,248.02		
義務	義1	塩浜学園（前期）	塩浜4-5-1	7,887.67	昭和55年
	義2	塩浜学園（後期）	塩浜4-6-1	6,367.29	昭和56年
	計（義務教育学校）			14,254.96	
特支	特1	須和田の丘支援学校	須和田2-34-1	3,185.74	昭和45年
	特2	須和田の丘支援学校（稲越）	稲越町518-2	1,052.00	昭和55年
	計（特別支援学校）			4,237.74	
合計			472,651.97		

※塩浜学園は令和2年度に一体型校舎の建設が完了していますが、『公共施設個別計画』との整合を図るため、当該計画策定時のデータを掲載しています。

3. 学校施設の配置状況

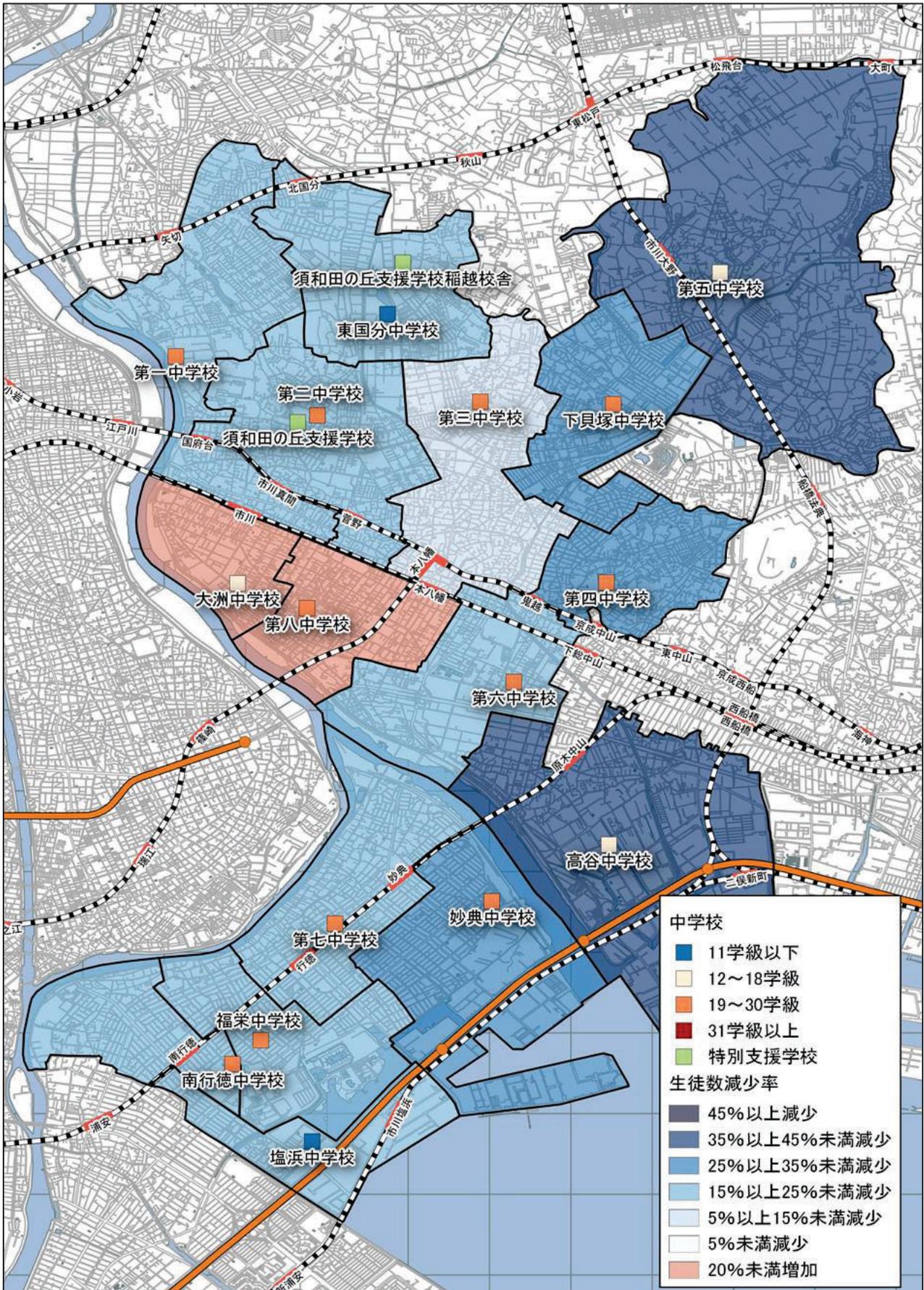
(1) 小学校の配置図



※児童数減少率：小学校区における平成27年度から令和12年度の対象年齢（7歳～12歳）の変化率

出典：『市川市公共施設等総合管理計画』（児童数減少率は平成27年の将来人口推計を基に推計）

(2) 中学校、特別支援学校の配置図



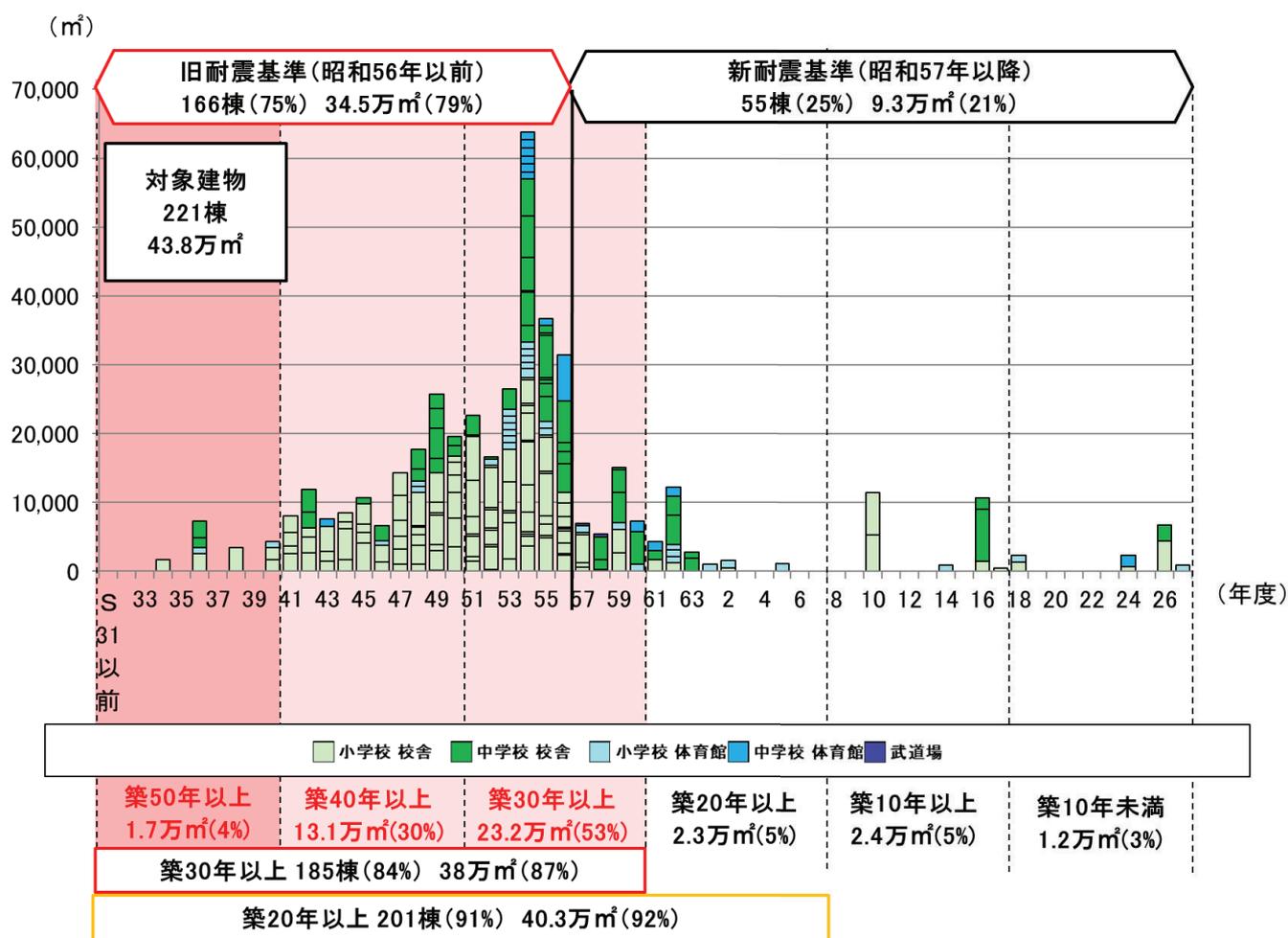
※生徒数減少率：中学校区における平成27年度から令和12年度の対象年齢（13歳～15歳）の変化率

出典：『市川市公共施設等総合管理計画』（生徒数減少率は平成27年の将来人口推計を基に推計）

4. 学校施設の保有量

- 学校施設は、築30年以上の建物が38万㎡（87%）となっており、老朽化が進んでいます。
- 旧耐震基準¹⁴の建物は、耐震診断の結果に基づき、建替えや耐震改修工事を実施済みです。

＜築年数別整備状況＞



※築年度不明建物、リース建物、倉庫等は対象から除く。

¹⁴ 建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

5. 付属施設の整備状況

(1) プール

- 小学校 37 校（38 校中）、中学校 11 校（15 校中）でプールを整備し、水泳授業を実施しています。プールがない中学校では、水泳授業を実施していません。
- プールが故障中や整備されていない小学校、義務教育学校前期、特別支援学校では民間プール等を利用し、水泳授業を実施しています。

プールの一覧（平成30年4月1日現在）

名称		規模	整備年度	備考	
小学校	1	市川小学校	10×25	昭和37年	学校プールで水泳授業実施
	2	真間小学校	10×25	昭和50年	
	3	中山小学校	10×25	昭和33年	
	4	八幡小学校	10.6×25	平成8年	
	5	国分小学校	13×25	昭和60年	
	6	大柏小学校	10×25	昭和38年	
	7	宮田小学校	10×20	昭和43年	
	8	富貴島小学校	9.6×25	昭和61年	
	9	若宮小学校	11×25	平成11年	
	10	国府台小学校	10×25	平成2年	
	11	平田小学校	10×25	昭和36年	
	12	鬼高小学校	13×25	昭和56年	
	13	菅野小学校	15×25	平成6年	
	14	行徳小学校	13×25	昭和55年	
	15	信篤小学校	13×25	昭和53年	学校プールで水泳授業実施
	16	稻荷木小学校	12×25	昭和44年	
	17	南行徳小学校	12×25	昭和42年	
	18	鶴指小学校	12×25	昭和43年	
	19	宮久保小学校	13×25	昭和45年	
	20	二俣小学校	13×25	昭和47年	
	21	中国分小学校	13×25	昭和49年	
	22	曾谷小学校	13×25	昭和49年	
	23	大町小学校	13×25	昭和50年	
	24	北方小学校	13×25	昭和52年	
	25	新浜小学校	13×25	昭和54年	
	26	百合台小学校	13.5×25	昭和51年	
	27	富美浜小学校	13×25	昭和54年	
	28	柏井小学校	13×25	昭和54年	
	29	大洲小学校	13×25	昭和54年	
	30	幸小学校	13×25	昭和54年	
	31	新井小学校	13×25	昭和55年	
	32	南新浜小学校	13×25	昭和55年	
	33	大野小学校	13×25	平成13年	
	34	塩焼小学校	13×25	昭和56年	
	35	稲越小学校	13×25	昭和56年	
	36	大和田小学校	13×25	昭和59年	
	37	福栄小学校	13×25	昭和59年	
	38	妙典小学校	15×25	平成10年	

名称		規模	整備年度	備考	
中 学 校	1	第一中学校	—	—	水泳授業未実施
	2	第二中学校	13×25	昭和55年	学校プールで水泳授業実施
	3	第三中学校	13×25	昭和57年	
	4	第四中学校	10×25	昭和49年	
	5	第五中学校	13×25	昭和58年	
	6	第六中学校	13×25	昭和60年	
	7	第七中学校	15×25	平成3年	水泳授業未実施
	8	第八中学校	—	—	
	9	下貝塚中学校	13×25	昭和55年	学校プールで水泳授業実施
	10	高谷中学校	13×25	昭和56年	
	11	福栄中学校	—	—	水泳授業未実施
	12	東国分中学校	13×25	昭和58年	学校プールで水泳授業実施
	13	大洲中学校	12×25	昭和56年	
	14	南行徳中学校	13×25	昭和59年	
	15	妙典中学校	—	—	水泳授業未実施
義 務	義1	塩浜学園（前期）	—	—	民間プールで水泳授業実施
	義2	塩浜学園（後期）	—	—	水泳授業未実施
特 支	特1	須和田の丘支援学校	—	—	公営プールで水泳授業実施
	特2	須和田の丘支援学校（稲越）	—	—	稲越小学校のプールで水泳授業を実施

※『公共施設個別計画』との整合を図るため、当該計画策定時のデータを掲載しています。

(2) 給食室

- 小学校 37 校（38 校中）、中学校 7 校（15 校中）、義務教育学校 1 校（1 校中）、特別支援学校 1 校（2 施設中の 1 施設）で給食室を整備し、自校や親校¹⁵として給食室のない学校（子校¹⁶）に給食を提供しています。

給食室一覧（平成30年4月1日現在）

名称		延床面積 (㎡)	整備年度	備考	
小学校	1	市川小学校	195	昭和46年	自校へ配食
	2	真間小学校	250	昭和52年	
	3	中山小学校	254	昭和56年	
	4	八幡小学校	260	昭和38年	
	5	国分小学校	729	平成24年	第一中学校へも配食（親校）
	6	大柏小学校	316	昭和52年	自校へ配食
	7	宮田小学校	128	昭和36年	
	8	富貴島小学校	290	平成2年	
	9	若宮小学校	291	昭和50年	
	10	国府台小学校	336	昭和51年	第八中学校へも配食（親校）
	11	平田小学校	293	昭和49年	自校へ配食
	12	鬼高小学校	302	昭和55年	
	13	菅野小学校	302	昭和56年	
	14	行徳小学校	317	昭和52年	
	15	信篤小学校	300	昭和53年	信篤幼稚園へも配食（親校）
	16	稻荷木小学校	247	昭和50年	自校へ配食
	17	南行徳小学校	300	昭和51年	
	18	鶴指小学校	201	昭和42年	大洲幼稚園へも配食（親校）
	19	宮久保小学校	277	昭和43年	自校へ配食
	20	二俣小学校	316	昭和45年	高谷中学校へも配食（親校）
	21	中国分小学校	252	昭和56年	自校へ配食
	22	曾谷小学校	295	昭和48年	
	23	大町小学校	277	昭和48年	第三中学校へも配食（親校）
	24	北方小学校	338	昭和49年	
	25	新浜小学校	300	昭和52年	自校へ配食
	26	百合台小学校	391	昭和51年	東国分中学校へも配食（親校）
	27	富美浜小学校	300	昭和52年	自校へ配食
	28	柏井小学校	300	昭和54年	第四中学校へも配食（親校）
	29	大洲小学校	330	昭和54年	大洲中学校へも配食（親校）
	30	幸小学校	242	昭和58年	自校へ配食
	31	新井小学校	277	昭和54年	
	32	南新浜小学校	300	昭和54年	
	33	大野小学校	304	昭和54年	
	34	塩焼小学校	272	昭和55年	須和田の丘稲越校舎へも配食（親校）
	35	稲越小学校	272	昭和55年	
	36	大和田小学校	309	昭和57年	第六中学校へも配食（親校）
	37	福栄小学校	—	—	福栄中学校から配食（子校）
	38	妙典小学校	431	平成10年	自校へ配食

¹⁵ 給食室があり、給食室のない学校に給食を提供している学校。

¹⁶ 給食室がなく、給食室がある学校から給食を提供してもらっている学校。

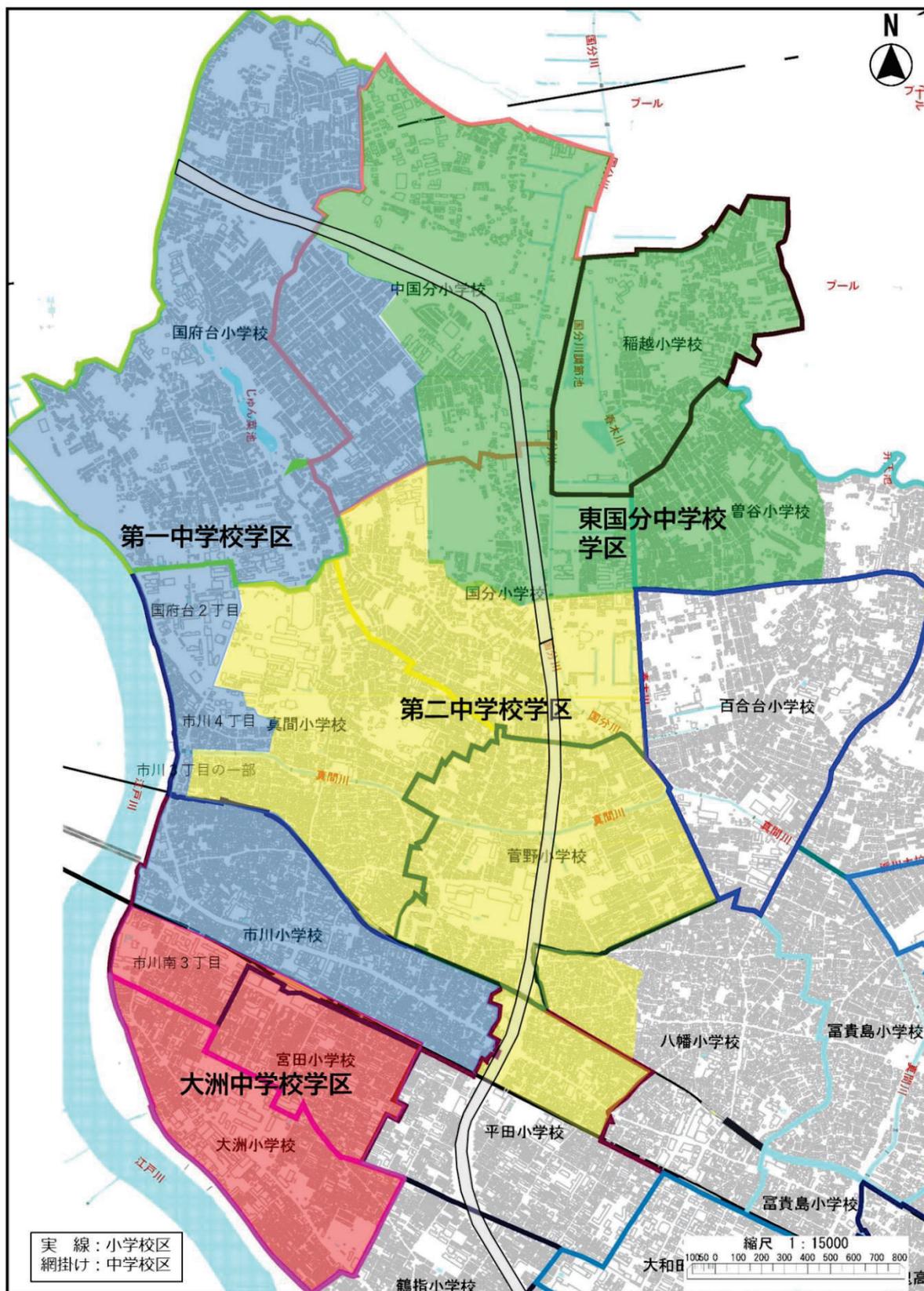
名称		延床面積 (㎡)	整備年度	備考	
中 学 校	1	第一中学校	—	—	国分小学校から配食（子校）
	2	第二中学校	288	昭和51年	自校へ配食
	3	第三中学校	—	—	北方小学校から配食（子校）
	4	第四中学校	—	—	柏井小学校から配食（子校）
	5	第五中学校	280	昭和52年	自校へ配食
	6	第六中学校	—	—	大和田小学校から配食（子校）
	7	第七中学校	476	平成16年	自校へ配食
	8	第八中学校	—	—	平田小学校から配食（子校）
	9	下貝塚中学校	300	昭和54年	自校へ配食
	10	高谷中学校	—	—	二俣小学校から配食（子校）
	11	福栄中学校	302	昭和55年	福栄小学校にも配食（親校）
	12	東国分中学校	—	—	百合台小学校から配食（子校）
	13	大洲中学校	—	—	大洲小学校から配食（子校）
	14	南行徳中学校	299	昭和59年	自校へ配食
	15	妙典中学校	339	昭和62年	
義 務	義1	塩浜学園（前期）	306	昭和55年	自校へ配食
	義2	塩浜学園（後期）	—	—	
特 支	特1	須和田の丘支援学校	78	昭和49年	自校へ配食
	特2	須和田の丘支援学校（稲越）	—	—	稲越小学校から配食（子校）

※『公共施設個別計画』との整合を図るため、当該計画策定時のデータを掲載しています。

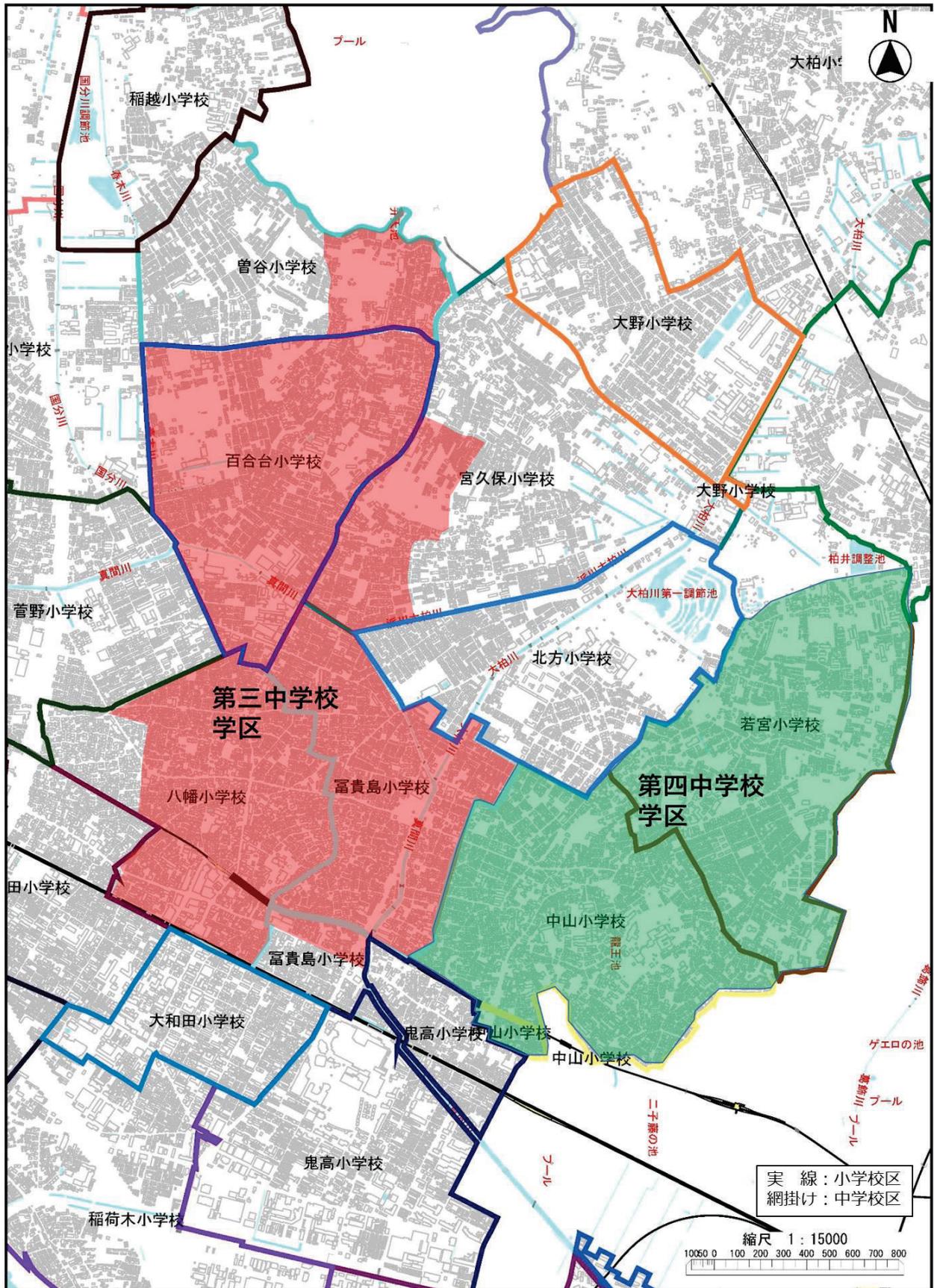
6. 通学区域の状況

- 本市では、就学校を指定する際の基準として、通学区域を設定しています。
- 現状の通学区域は、多くの地域（中学校ブロック）で、中学校と小学校の通学区域が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学しています。

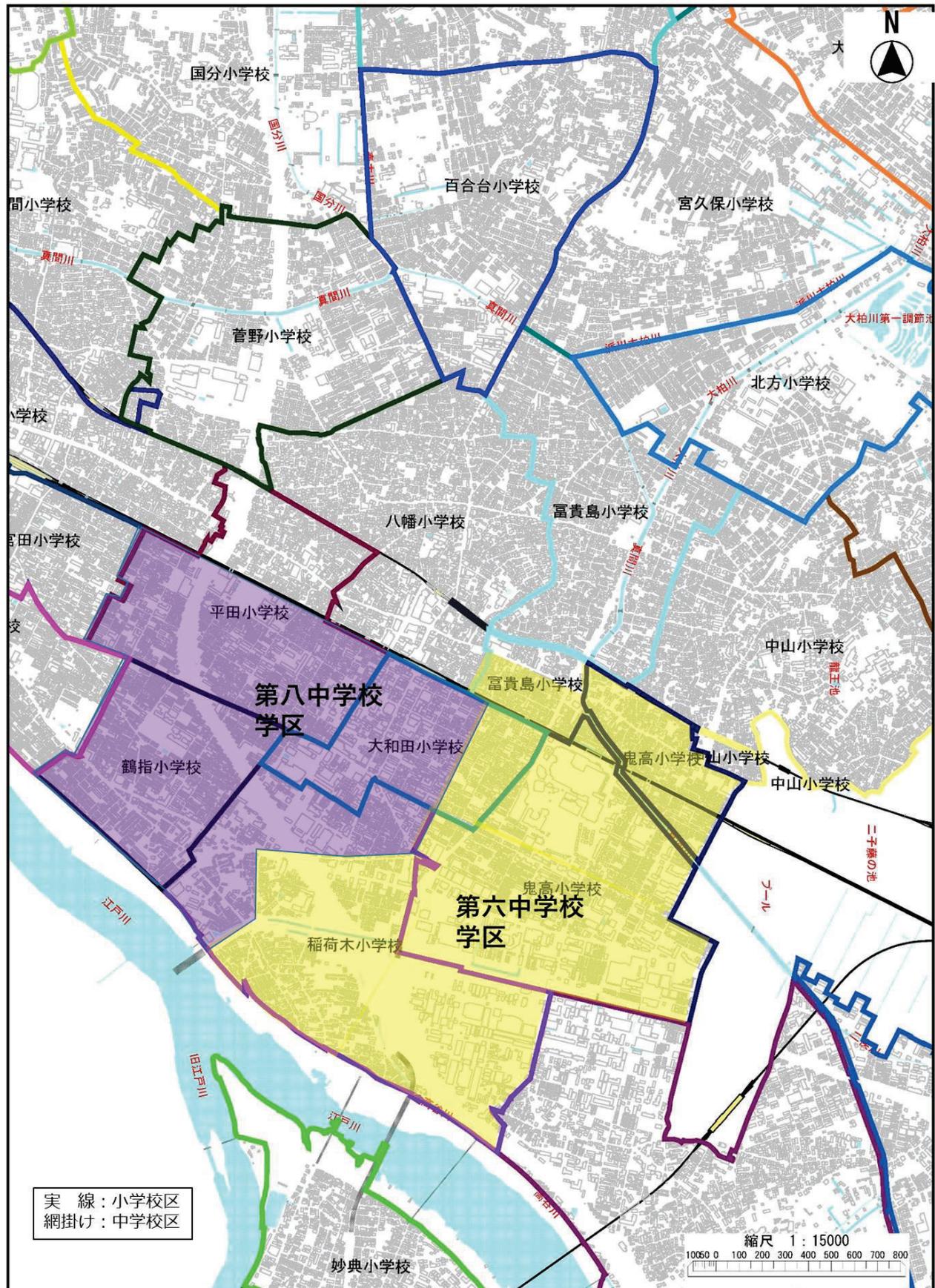
<第一中学校、第二中学校、東国分中学校、大洲中学校ブロック>



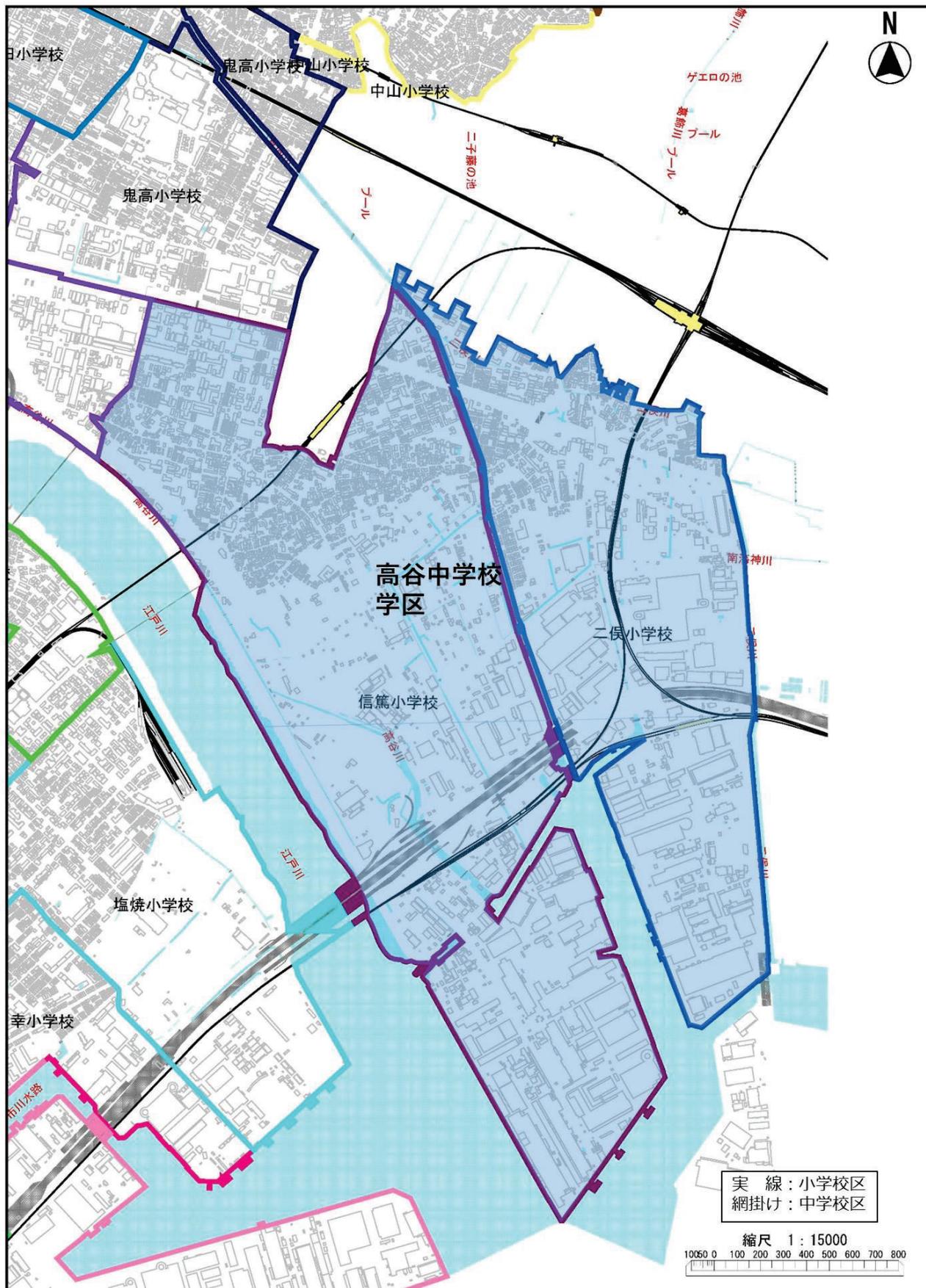
<第三中学校・第四中学校ブロック>



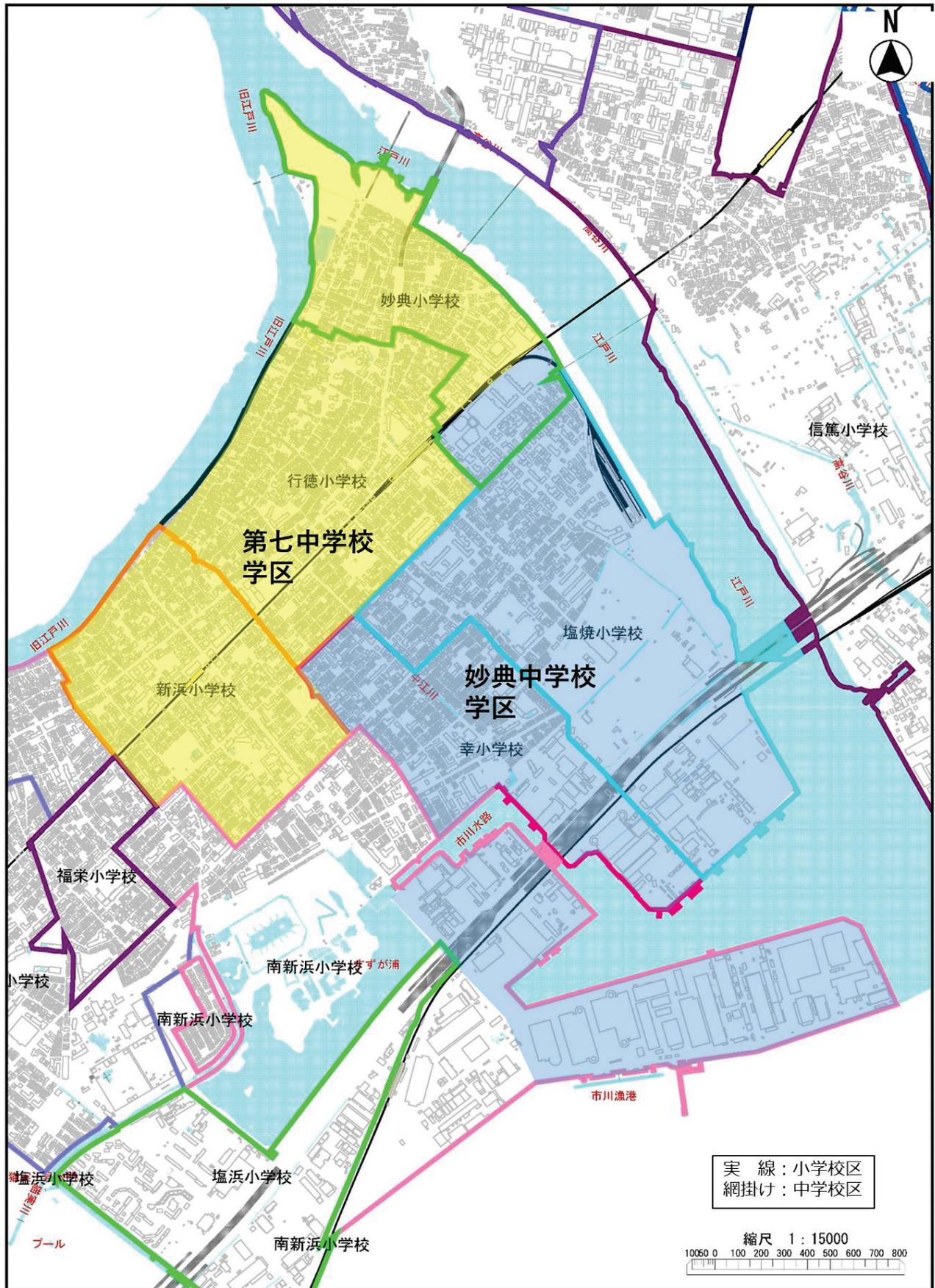
<第六中学校、第八中学校ブロック>



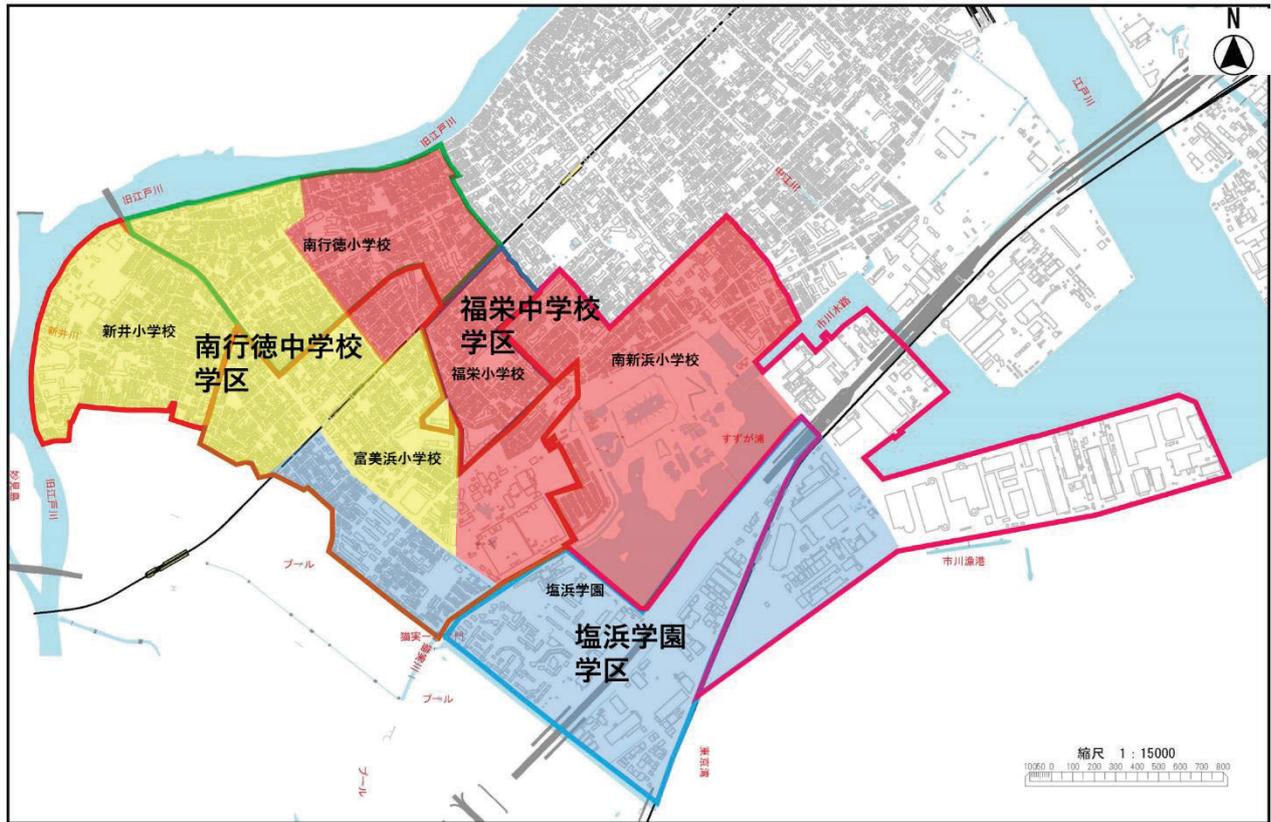
<高谷中学校ブロック>



<第七中学校、妙典中学校ブロック>



<福栄中学校、南行徳中学校ブロック、塩浜学園（義務教育学区）>



7. コミュニティ・スクールの状況

(1) 学校運営協議会

- 学校運営協議会とは、地域住民や保護者の代表等が学校運営へ参画、支援、協力することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、その基で、学校運営の改善や子どもの健全育成に取り組む組織です。
- 令和元年度から、すべての学校（小学校 38 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校、特別支援学校 1 校）に学校運営協議会を設置しました。
- 会議では、学校の基本方針の承認などを行うほか、授業や学校行事（運動会、文化祭等）を参観し、子どもたちの様子を見守っています。
- また、子どもたちと一緒に給食を食べたり、会議に子どもの代表が出席するなど、子どもたちとのつながりを大切に、学校運営を中心とした様々な話し合いを行っています。

■学校運営協議会の承認を受ける事項

- ・学校の経営計画
- ・学校の組織編制
- ・学校の施設及び設備の管理及び整備
- ・学校の予算の編成及び執行
- など

(2) 地域学校協働本部

- 地域学校協働本部とは、地域学校協働活動推進員¹⁷を中心に、学校のニーズを引き出し、地域のネットワークを活用して、様々な教育活動や地域活動を地域と学校が連携、協働して取り組む体制です。
- 令和 2 年度から、すべての中学校ブロック及び義務教育学校区ごとに、地域学校協働本部を設置しました。
- 本部では、登下校の見守り強化や花壇の整備など、様々な学校支援活動を行っています。

■地域学校協働本部の活動内容

- ・コミュニティカレンダー¹⁸の作成
- ・コミュニティマップ¹⁹の作成
- ・コミュニティカフェ²⁰の実施
- ・登下校の見守り強化
- ・職場体験受け入れ先の調整
- ・道徳実践講座の開催
- など

¹⁷ 教育委員会が委嘱する学校と地域を結ぶコーディネーター（旧称：学校支援コーディネーター）。

¹⁸ 中学校ブロック内のすべての学校の行事や自治会等の地域行事を一つにまとめたカレンダー。

¹⁹ 中学校ブロック内の危険箇所や見守り箇所、避難所など、地域の様々な情報をまとめたマップ。

²⁰ 教職員、児童生徒、地域住民などが立ち寄って、話ができる場として、地域に開放するカフェ。

2 - 2 学校環境に関する施策

1. 学校環境に関する施策の方向性

学校施設の整備

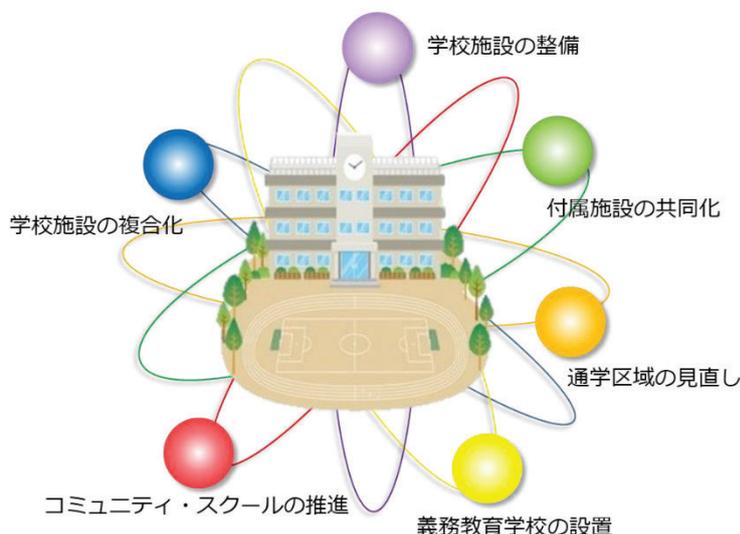
本市の学校施設は、高度経済成長期の児童生徒数の急増に伴い、昭和40年代から昭和50年代後半にかけて集中的に整備されました。

現在では、小学校38校、中学校15校、義務教育学校1校、特別支援学校1校（2施設）が設置され、その約8割が築30年以上経過し、老朽化対策が急務となっています。

これに対応するため、学校施設の整備（建替え）を計画的に進めます。

あわせて、児童生徒数の推計等を踏まえつつ、変化する教育ニーズ等にも応じながら、施設規模の適正化を図ります。

<市川市が目指す学校環境>



附属施設の共同化

学校には、様々な教育活動を行うため、プールや給食室などの附属施設が整備されています。

これらの施設も、その多くが築30年以上経過し、老朽化が進んでいます。

今後は、児童生徒の教育機会の確保や教育水準の維持向上を中心に据えながらも、効率性や持続性などといった公共施設マネジメントの視点も踏まえた附属施設の在り方を整理した上で、それに基づき、附属施設の整備等を進めます。

学校施設の複合化

学校は児童生徒が集い、学習や生活をする場であるとともに、地域住民にとっては、日常の地域活動や交流の場であり、災害時には避難所として指定されるなど、地域の重要な拠点ともなっています。

このことから、学校の安全、安心や良好な学習環境の維持、確保を前提としつつ、「市川市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、地域の実情に応じた活用を進めます。

通学区域の見直し

現状の通学区域は、地域的な児童生徒数の偏在によって学校規模に差が生じていることや多くの地域（中学校ブロック）で中学校とそのブロック内の小学校の通学区域が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学していることなどが課題として顕在化してきています。

このことから、児童生徒の安全はもとより、学校規模や地域コミュニティのつながり等にも配慮しつつ、小中学校の連続性の確保を目的とした通学区域の見直しを進めます。

義務教育学校の設置

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果がみられるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

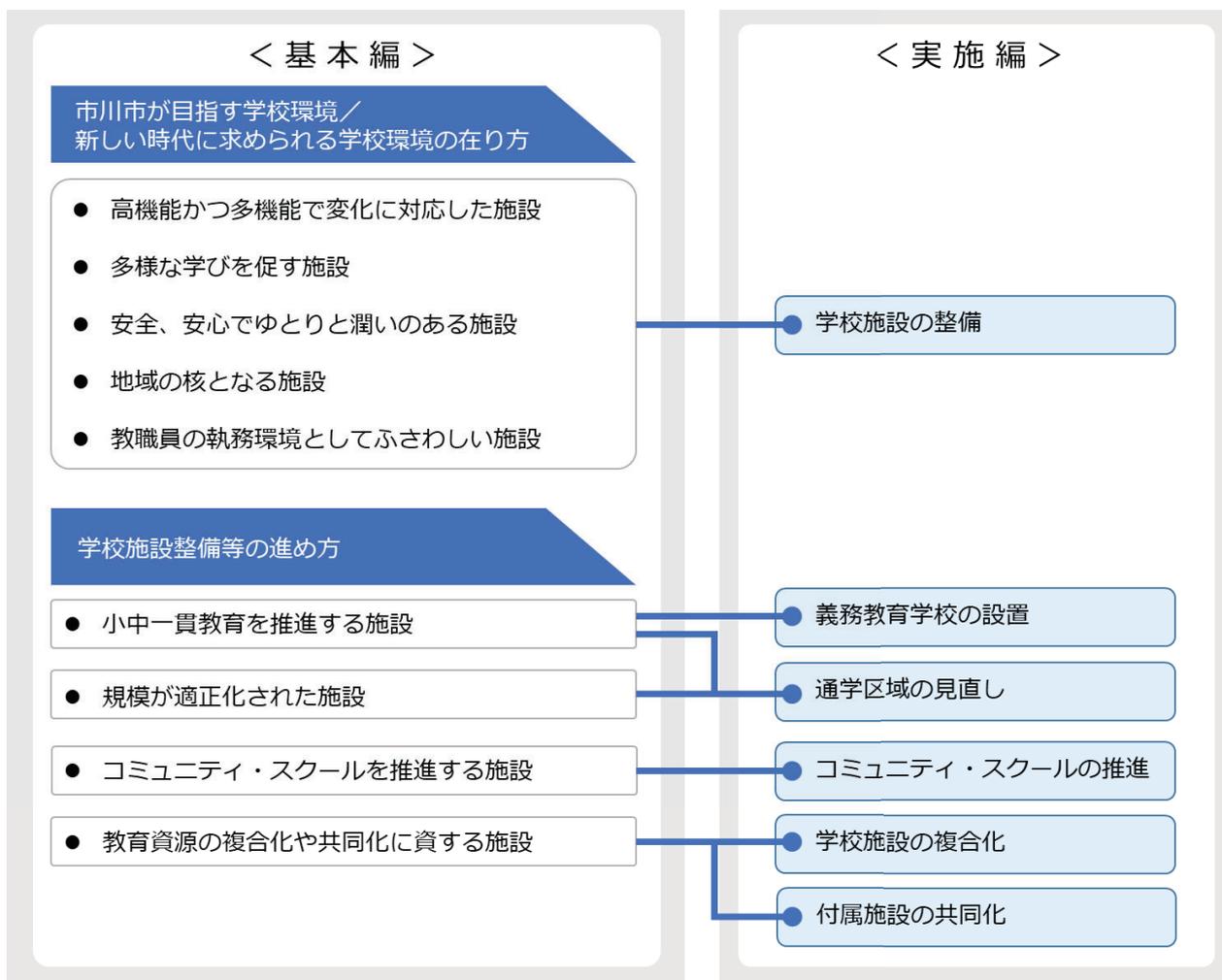
このことから、「学び」と「育ち」の連続性を確保するため、本市の小中一貫教育を牽引する義務教育学校の設置を進めます。

コミュニティ・スクールの推進

教育は、家庭・学校・地域が子どもたちの育ちを支えるための役割を分担しながら連携、協力をし、一体となって進めていくことが必要不可欠であり、これに加えて、子どもの育成を軸として、地域と学校がパートナーとして連携、協働し、学校を核とした地域づくりにつなげていくことも期待されています。

そこで、家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」をさらに継続、発展させるため、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用しながら、コミュニティ・スクールの推進します。

2. 基本編と実施編の体系

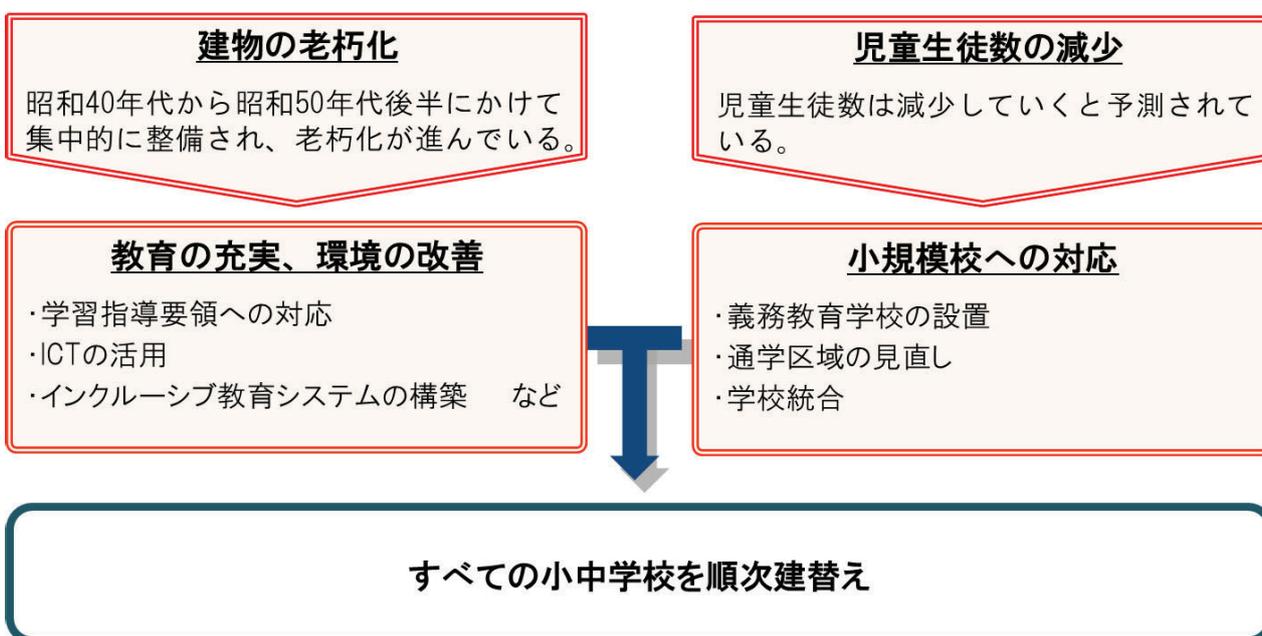


2 - 3 学校環境に関する条件整備

1. 学校施設の整備

(1) 新たな施設整備（学校施設の建替え）

- 学校施設は、その大半が築30年を超え、老朽化が進んでいます。
- 現在の児童生徒数は約3万人となっており、30年前と比べ、約2万人減となっています。
- これを踏まえ、「教育の充実、環境の改善」と「小規模校への対応」を図るため、すべての小中学校は築年数等を基準とし、順次建替えることとします。
- 建替え後は、適切な学校環境を維持するため、耐用年数等を基に計画的に修繕（予防保全²¹）を行い、建物の長寿命化²²を図ります。



²¹ 施設の老朽化が進み、故障の発生や大規模修繕等が必要となる状態に至る前の段階で、補修、修繕等を計画的に行うこと。

²² 建物に求められる性能、機能を確保しながら、より長く施設を使用するための対策を講じること。

(2) 小中一貫教育推進のための施設形態

- 義務教育9年間を見通して必要な資質・能力を育成する教育が重要であることから、小中一貫教育を推進する必要があります。
- そこで、中学校ブロック単位で全校を小中一貫型小学校・中学校に移行します。
- その上で、小中一貫教育を推進するための、建替え後の新たな施設形態は以下のとおりとします。

<小中一貫教育推進のための施設形態>

塩浜学園や東国分爽風学園、信篤三つ葉学園などの実践を踏まえ、小中一貫教育の効果が高い施設形態を、以下の順で整理しました。

1. 小中学校の校舎が一体的に設置されている「施設一体型義務教育学校」
2. 小中学校の校舎が別々に設置されている「施設分離型小中一貫型小学校・中学校※」
(※以下、「小中一貫型小学校・中学校」とする。)

<施設一体型義務教育学校への移行手続>

■ 合意形成

- ・施設一体型義務教育学校への移行は、中学校ブロックにおける学校運営協議会の合意形成が必須条件となります。
- ・円滑な合意形成を図るためには、小中一貫教育への理解が重要であり、「小中一貫型小学校・中学校→施設一体型義務教育学校」という段階的な移行が望ましいと考えられます。

■ 留意事項

- ・地域の状況によっては、施設一体型義務教育学校への移行が難しい中学校ブロックもあります。
- ・移行が難しい中学校ブロックは、小中一貫型小学校・中学校のまま小中一貫教育を行いながら、特認校や複合化などの特色や地域ニーズに応じた施設にする必要があります。

<施設形態の条件整理>

建替え後の新たな施設形態は、次頁のA～Cの条件により決定することとします。

施設形態に関わる条件

A. 学校規模

学校教育法施行規則が定める規模の標準の義務教育学校(18学級以上 27学級以下)に、中学校ブロックで適合するかを条件とします。ただし、地域の実態などの事情を勘案し、弾力的に捉えます。

B. 通学環境

義務教育学校に移行することで通学距離が遠くなり過ぎないことや、交通量の多い幹線道路に安全対策が講じられているなど、児童生徒に過度な負担や危険が生じないことを条件とします。

C. 街づくり

新たな道路整備等は、沿線の土地利用が促進するなど、児童生徒の増加や通学環境等に大きな影響を及ぼすことから、環境を大きく変えるような都市整備の計画がないことを条件とします。

条件により決定する建替え後の新たな施設形態

条件	学校形態	学校施設(中学校ブロック)
全て○	施設一体型 義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> 施設一体型 義務教育学校校舎
A:× B:○ C:○	小中一貫型 小学校・中学校 ↓ 施設一体型 義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> 施設一体型 義務教育学校校舎 ※将来的な一体型への移行について学校運営協議会における合意形成が困難な場合、標準的校舎 小学校 …標準的(可変・適正コスト)
B:× C:×	小中一貫型 小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校 …複合施設化、特認校

(3) 建替えの順位付け

- 建替えは、以下の3つのことに配慮しながら進めます。

- 1) 「全体最適性」 最適な学校施設（将来の学校像・適正規模・最適配置）を提供する。
- 2) 「学校環境の確保」 児童生徒への工事の影響を少なくする。
- 3) 「効率化」 建替えを集中させない。同じ学校の工事を連続させない。

※最適な配置を実現するため、全部建替えを基本としますが、配置に影響がない場合は、経済性の観点から、新しい施設はできるだけ使用し、建替えを行わないこととします。

< 配慮による3つの効果 >

児童生徒の 負担軽減



総量抑制

(将来の児童生徒数に応じた規模)



財政平準化

(建替えを集中させない)

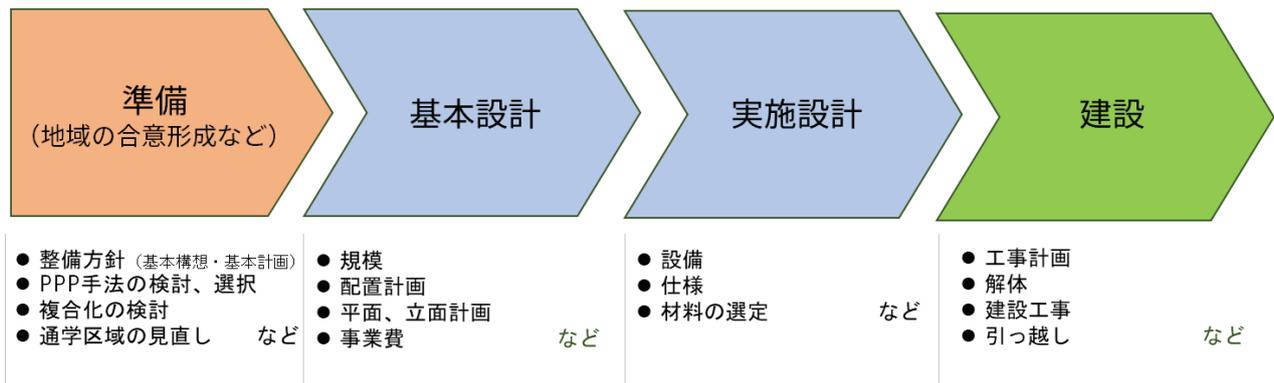


- 原則、築年数に基づき、順番に建替えを行います。
- ただし、施設一体型義務教育学校への移行について、学校運営協議会において合意形成が図られた中学校ブロックは、前倒しして校舎の整備を行います。
- 政策や社会情勢の変化など、本計画に大きな影響を与える事象が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、順番や時期の前倒しや先送りに対応できるよう進めます。

建替え順位	学校名
1	宮田小学校
2	第一中学校
3	市川小学校
4	第二中学校
5	八幡小学校

(4) 建替えの進め方

- 建替えは地域の合意形成を前提として進めます。
- (準備) 学校運営協議会などにおいて、整備方針(基本構想・基本計画)を調整し、策定します。あわせて、PPP²³手法や複合化の検討などを行います。
- (基本設計) 建物の規模や配置計画など、基本的な設計を行います。
- (実施設計) 基本設計を基に、設備や仕様、材料の選定など、詳細な設計を行います。
- (建設) 解体や建設工事などを行います。



(5) 建替えスケジュール

- 建替えは、原則、準備2年、設計2年、建設3年の合計7年のスケジュールで進めます。
- スケジュールは、財政負担の平準化を図るため、公共施設個別計画において公共施設全体の年度間調整を行った上で、決定しています。

対象校	第1期				第2期				第3期				次期計画				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 宮田小						準備		設計			建設						
2 第一中							準備		設計		建設						
3 市川小								準備		設計		建設					
4 第二中									準備		設計		建設				
5 八幡小										準備	設計		建設				

²³ 行政と民間事業者が連携しながら公共サービスの提供や施設整備を行う手法(Public Private Partnershipの略)。

(6) 学校施設に求められる主な役割

人口減少やグローバル化、AI・ロボットをはじめとした技術革新など、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、これからの学校施設には、主に以下の役割が求められています。

- 1) ICT の活用など、多様な学習方法への対応
- 2) 多様な児童生徒（国籍、障がいなど）へのきめ細かな対応
- 3) 様々な地域住民やボランティアが集い、交流を生む場
- 4) 地域の拠点（公共施設としての役割）
- 5) 感染症への対策
- 6) 環境、エネルギー教育の発信拠点

(7) これからの学校施設に充実すべき機能

学校施設に求められる主な役割を踏まえ、これからの学校施設は、特に以下の施設機能の充実を図ることを目指します。

● 学習指導要領への対応

▷主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備

■施設機能の例

「多目的利用ができるオープンスペース」、「異学年交流スペース」、「ラーニングコモンズ(開放的な学習空間)」など

● ICT の活用

▷ICT の活用による教育の変化に対応できる施設整備

■施設機能の例

「無線 LAN」、「タブレット学習」、「大型掲示装置」、「遠隔授業などの先端技術」など

● インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み

▷バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

■施設機能の例

「エレベーター」、「ユニバーサルデザイン」、「交流が生まれる動線」、「個別にサポートができるスペース」など

● 教職員の働く場としての機能向上

▷働く場としてふさわしい環境整備

■施設機能の例

「打ち合わせや作業など、多目的利用ができるスペース」、「リフレッシュや情報交換等ができるスペース」、「校務支援システム、テレビ会議等の ICT 環境」など

- 地域との連携、協働の促進

- ▷学校と地域の交流を生む施設整備
- ▷チームとして学校を支える専門スタッフ等のスペース確保
- ▷複合化の検討
- ▷学校開放による身近なスポーツ施設

■施設機能の例

「学校と地域が共同で利用するスペース」、「PTA 等が利用できるスペース」、「放課後保育クラブ²⁴」、「地域性を感じることができるデザインや景観」など

- 学校施設の機能向上

- ▷建物としての性能向上
- ▷防災機能の強化

■施設機能の例

「吸音性、調湿性に優れた内外装」、「多機能トイレ」、「災害時に荷受け等のできる作業スペース」など

- カーボンニュートラルに向けた施設

- ▷エコスクール（環境を考慮した学校施設）
- ▷建物の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備

■施設機能の例

「高断熱化」、「高効率空調設備」、「太陽光発電設備」、「蓄電池」、「エネルギー管理システム」、「電気自動車充給電設備」など

- 児童生徒の安全対策

- ▷安全、防犯への対応
- ▷感染症への対策

■施設機能の例

「登下校見守りシステム」、「侵入防止対策（オートロック）」、「非接触型水栓」、「自動体温測定カメラ」、「機械換気設備」など

- 変化に対応できる施設整備

- ▷学校施設を長く使いこなすための施設整備

■施設機能の例

「増改築が可能となるような配置計画」、「パーティションなど、変更可能な室の区画や仕上げ」など

これらのほか、技術革新などにより創出された新たな施設機能についても、教育効果を高めるものは、積極的に導入していきます。

「これからの小・中学校施設の在り方について」（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議平成 31 年 3 月）を参考に作成
※資料編「近年の社会情勢の変化を踏まえた施設整備の考え方」、「市川市立学校校庭整備基本方針」

²⁴ 保護者等が就労などにより昼間家庭にいない小学生のための放課後における遊び及び生活の場。

(8) 既存施設への対応

- 建替え前の学校については、児童生徒の学校生活に支障がないよう、必要な機能改善を行います。
- 障がいのある児童生徒を受け入れる場合には、入学までにスロープや手すりの設置など、バリアフリー対策を講じます。
- 建替えまで、施設を安全に使用していくため、建築基準法第 12 条に基づく定期報告等の結果を基に、施設の劣化状況を把握します。その結果、危険性が確認された施設については、その内容に応じた安全対策を講じます。

■必要な機能改善

- ・洋式トイレの設置
- ・エアコンの設置
- ・床のはがれ、雨漏り(安全性の確保や緊急性が高いもの)

(9) 学校施設の整備に関する目標

本市の学校施設は、小学校 38 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校、特別支援学校 1 校（2 施設）の合計 55 校（56 施設）あります。

これら多くの学校施設の老朽化に対応するため、今後は、計画的に建替えを進めていくことが重要であることから、目標を設定し、数値目標等による進捗管理を行うこととします。

学校施設整備の目標は、本計画の上位計画である『市川市公共施設等総合管理計画』や『市川市教育振興基本計画（第 3 期）』が定める学校環境に関する目標を踏まえ、以下のとおり定めます。

«学校施設整備の目標»

目標1 計画的な学校施設の整備

目標2 最適な学校施設の整備（規模の適正化）

目標3 安全、安心で質の高い学校施設の整備（将来の学校像の実現）

<数値目標等>

目標 1 計画的な学校施設の整備

- 建替えスケジュールに沿って計画に整備を進めます。

数値目標	第1期 (令和2年～4年度)	第2期 (令和5年～8年度)	第3期 (令和9年～12年度)
	建替えに着手(設計開始)した学校数		
	0校	1校	4校(計5校)

目標 2 最適な学校施設の整備 (規模の適正化)

- 学校教育に必要な施設機能を確保した上で、複合化や余裕教室の転用を進めるなど、規模の適正化を図ることで、最適な学校施設を整備します。

当初の目標では、平成 27 年度に実施した将来人口推計を踏まえ、学校施設の延べ床面積を約 20%削減することとしていましたが、令和 3 年度に実施した将来人口推計の結果、計画期間中に児童生徒数が減少しない見込みとなったため、規模の適正化を図ることで、最適な学校施設を整備することを目標とします。

目標 3 安全、安心で質の高い学校施設の整備 (将来の学校像の実現)

- 施設の安全性、快適性の確保や先端技術の活用など、安全、安心で質の高い学校施設を整備します。

数値目標	第1期 (令和2年～4年度)	第2期 (令和5年～8年度)	第3期 (令和9年～12年度)
	将来の学校像(施設機能の充実)を実現した学校数		
	0校	0校	5校

※計画期間内に着手(設計開始)する八幡小は第3期に含む。

2. 付属施設の共同化

<プール>

(1) 水泳指導の方向性と課題

- 学習指導要領では、児童生徒たちに「水慣れや水に浮くこと」及び「泳法」と合わせて、「水の事故防止」に関することを、授業で扱うことが重要であるとされています。
- このことから、実技の実施を原則としますが、必要な水泳授業の環境が無い場合は、座学を実施することで効果的に水泳学習を行います。

(2) 公共施設マネジメントの視点

- 学校プールは、設置基準（小学校設置基準、中学校設置基準）によって必置とはなっていないものの、スポーツ振興法制定によって学校プールの整備に対して、国から補助が行われたことや、高度成長期の税収増加などから、全国的に設置が急増し、各学校での設置が標準とされてきました。
- しかし、公共施設の老朽化が一斉に進む中で、施設の保全にかかるコストが増大するとともに、施設の更新には、多額の財政負担が短期間に集中することが予測されています。一方、生産年齢人口の減少や全国的な人口減少、少子高齢化によって、社会保障に必要な経費は増大することが考えられ、公共施設の維持や整備に充てられる財源は限られてきます。
- このような中で、公共施設については、最適化が求められており、市内全体の学校プール保有量を削減し、適正配置や規模の適正化を図る必要があります。特に、学校プールは、年間の授業時間が約10時間、稼働が1カ月程度となっており、校舎や屋内、屋外運動場等に比べて必ずしも使用頻度の高い施設とは言えず、積極的な適正配置が求められています。
-

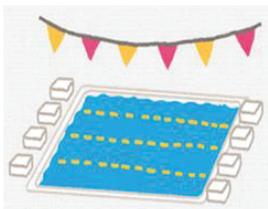
(3) 想定される水泳授業環境（施設）

<民間利用>



民間のプール施設を利用する形態

<拠点プール>



複数の学校でプールを共有する形態

<自校プール>



学校ごとにプールを設置して指導する形態

(4) 適正配置の方策

- 適正配置の観点から、施設の最適化が図られる「民間利用」、「拠点プール」を優先して検討することとします。
- 「民間利用」と「拠点プール」を比較した場合、適正配置及び経済的観点からは「拠点プール」の優位性が高いものの、教育的観点からは「民間利用」の優位性が非常に高いことから、「民間プール」を優先して検討することを基本としますが、「民間利用」と「拠点プール」の検討にあたっては、以下の条件を踏まえ、総合的に行う必要があります。

■「民間利用」を検討する条件

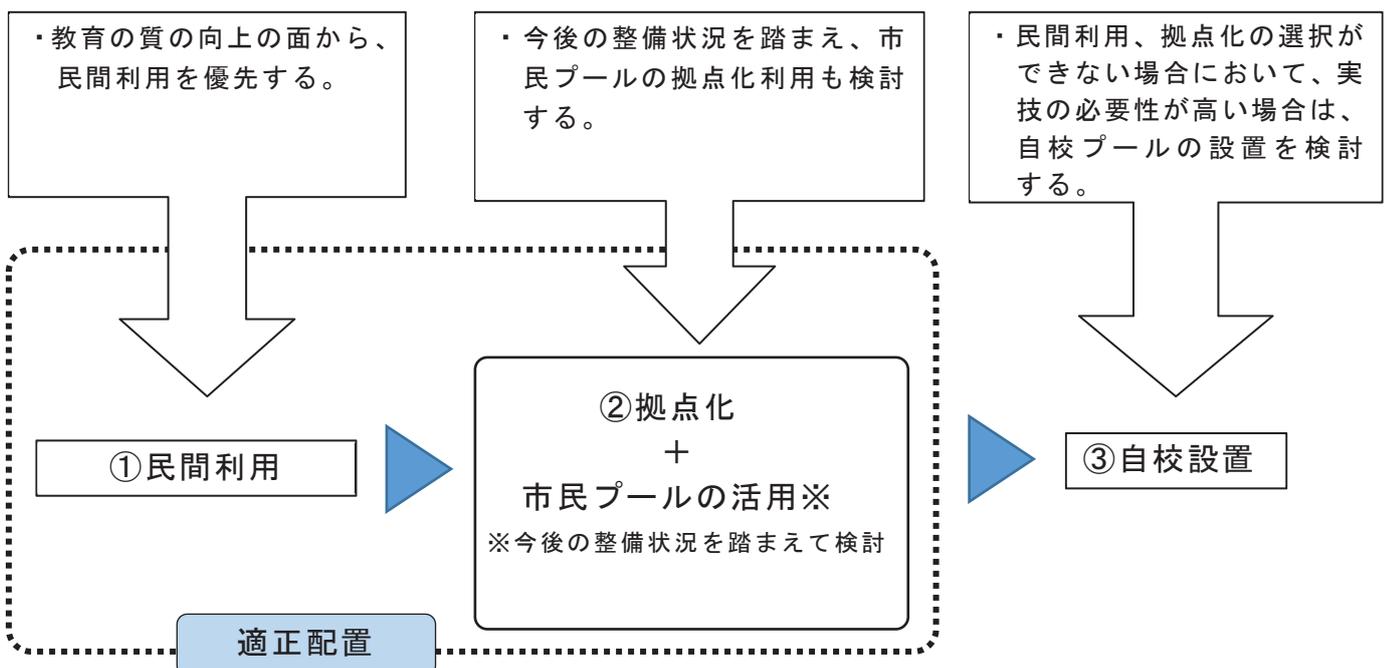
- ・移動可能な範囲に受け入れ可能な民間のプール施設があること。
- ・移動の際の安全が確保できること。
- ・民間のプール施設の受け入れができなくなった時の代替策の見通しが立つこと。

■「拠点プール」を検討する条件

- ・「民間利用」が困難なこと、また、総合的に判断して「民間利用」より「拠点プール」の方が有効であると考えられること。
- ・複数校が移動できる範囲にあること。
- ・移動の際の安全が確保できること。

- 市の施設であり、拠点プールとなりうる「市民プール」の活用については、今後の整備状況を踏まえて検討することとします。

<検討の進め方>

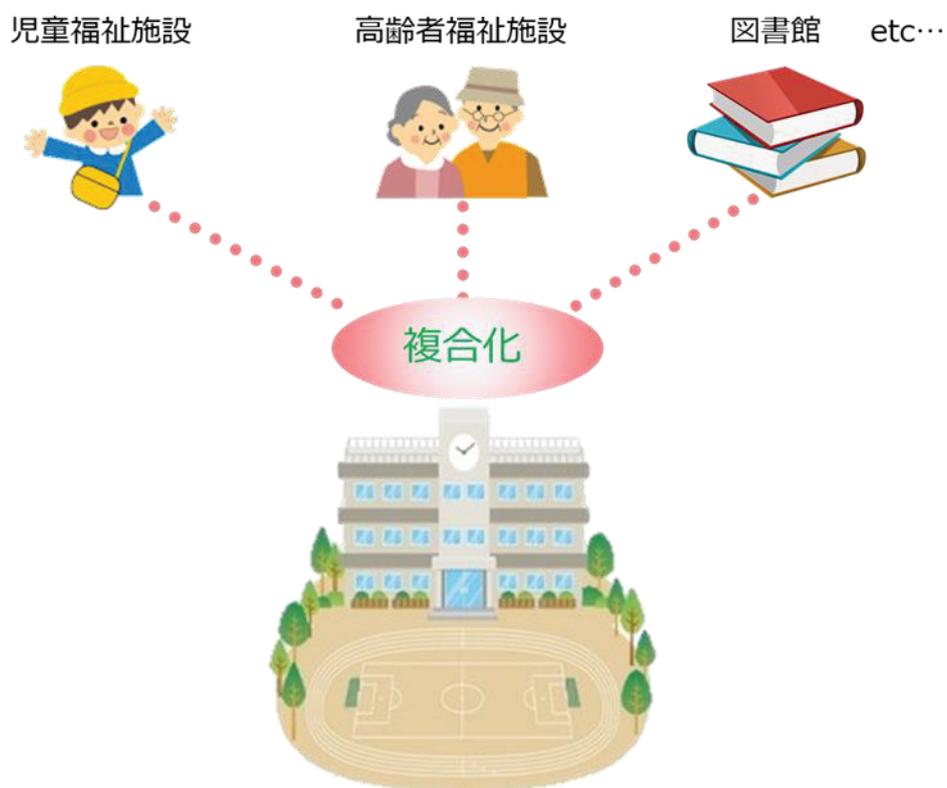


※資料編「附属施設の整備の考え方」

3. 学校施設の複合化

- 学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であることから学校教育に支障がない範囲内で、既存の学校施設における余裕教室の転用と建替え後の学校施設の複合化を図ります。
- 学校施設の複合化にあたっては、学校の安全、安心及び良好な学習環境の確保や「市川市公共施設等総合管理計画」との整合を図るため、関係部署と連携しながら、調整を行うこととします。

<学校施設の複合化>



※資料編「市川市学校施設有効活用基本方針」、「学校施設複合化ガイドライン」

4. 通学区域の見直し

- 義務教育 9 年間の基盤とした子どもの学びと育ちの連続性を確保するため、中学校区という単位をより一層重視し、学びと育ちの連続した環境づくりを進めます。
- そのひとつとして、校舎の建替えを行う際を中心に、小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを行います。
- 通学区域の課題等を踏まえ、通学区域の見直しを進める上での、「視点」や「流れ」等は以下のとおりとします。

<見直しの視点>

■視点1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小中学校の連続性(9年間の義務教育)を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないように、原則として、小中学校の通学区域を一致させることとします。

■視点2 通学路の安全性

交通量の多い幹線道路などには、横断歩道や歩道橋などの必要な安全対策を講じることが前提となりますが、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすることとします。

■視点3 地域コミュニティのつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、自治会単位で通学区域を編成することが望まれます。

このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成することとします。

■視点4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ることとします。

■留意事項 通学路の距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっていますが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では 4km 以内、中学校では 6km 以内となるよう通学距離に留意することとします。

<見直しの流れ>

① 小中学校の通学区域の一致(視点 1 小中学校の連続性)

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせます。

② 通学路の安全確保(視点 2 通学路の安全、留意事項 通学距離)

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とします。

③ 学校規模の是正(視点 3 地域コミュニティのつながり、視点 4 学校規模の是正)

隣接する学校が大規模校(19 学級以上の学校)と過小規模校(小学校 6 学級、中学校 9 学級以下)となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

<通学区域決定までの手続き>

各学校の通学区域決定にあたっては、通学区域の見直しにより影響のある学校の学校運営協議会において、「見直しの流れ」に沿って作成した「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行います。

その上で、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に通学区域の設定について、諮問し、答申を受けます。

その後、通学区域の決定について、教育委員会会議で議決することとします。



<通学区域決定及び適用の時期>

対 象: 建替えを行う学校

決定時期: 建替え後の学校規模の決定(基本構想・基本計画策定)前

適用時期: 建替え後の学校施設の供用開始時(規則改正により適用)

※資料編「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」、
「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」

5. 義務教育学校の設置

- 子どもの学びと育ちの連続性を大切にし、小中一貫教育を進めるため、義務教育学校の設置を推進します。設置にあたっては、地域の合意形成を前提とします。
- 学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムの基で、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

<義務教育学校設置の進め方>

市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置します。

※「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に定める小規模校に対する適正配置の3つの方策（通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置）のうち、学校規模の適正化が必要となる学校については、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とします。

<義務教育学校設置に係る条件>

■学校規模

義務教育学校の適正規模は、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」が示す小中学校の適正規模（小中学校ともに概ね12学級から18学級）及び法令が定める標準（18学級以上27学級以下）を勘案しつつ、義務教育学校の特性や地域の実態に応じて柔軟に捉えることとします。

■通学区域

小中学校の通学区域の不一致は、小中一貫教育の取り組みの効率や効果に影響を与えることから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を進めます。

■学校施設

学校施設については、一体型校舎において連続性を大切にされた教育が行われるべきところ、学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。この場合は、学校運営上の工夫によって、小中一貫教育の効果を高める取り組みを進めます。

■学校運営について

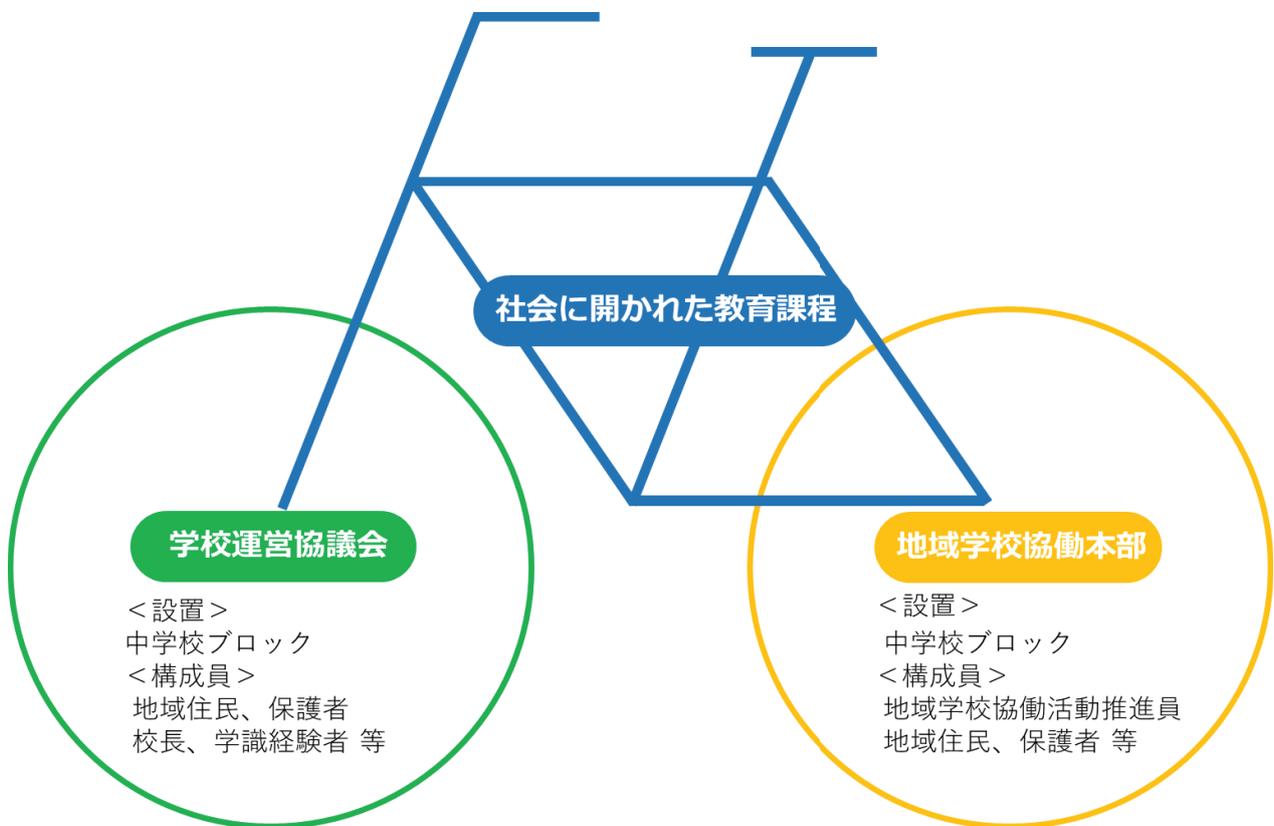
義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取り組みを進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

※資料編「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」

6. コミュニティ・スクールの推進

- 小中一貫教育を推進するため、各学校（園）に設置している学校運営協議会を中学校ブロックに設置します。中学校ブロックごとに設置している学校運営協議会と地域学校協働本部の2つの組織を設置している学校や地域（市川版コミュニティ・スクール）で地域と学校の連携、協働体制の充実を図ります。
- この2つの組織により、社会に開かれた教育課程を具現化する、より強固で持続可能な仕組みづくりや取り組みを進めます。

<市川版コミュニティ・スクール>



3 計画の推進にあたって

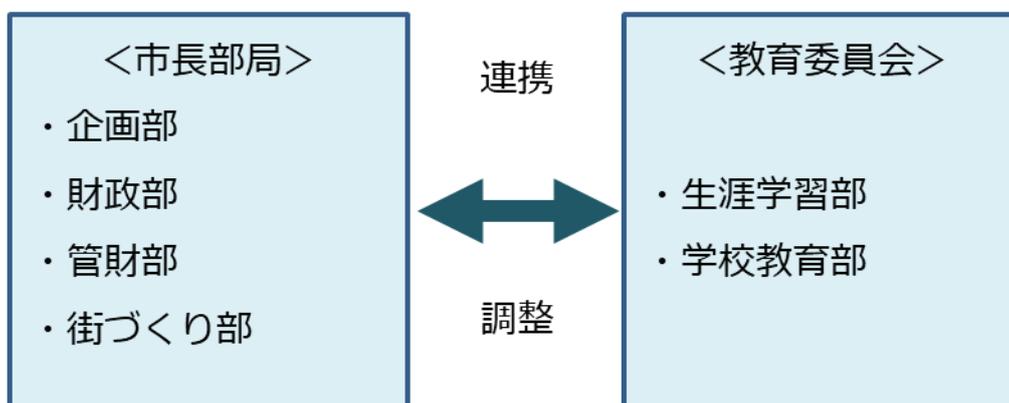
1. 推進体制等の整備

- 教育委員会事務局学校教育部学校環境調整課が中心となり、本計画の進捗管理を行います。
- 学校環境の整備を計画的に進めるため、市川市立学校教育環境整備庁内検討会を活用するなど、関係課と連携と調整を図りながら、全庁的な体制で取り組みます。

<市川市立学校教育環境整備庁内検討会>

(主な任務)

- ・ 学校の設置、廃止、統合等の方針
- ・ 学校の教室確保
- ・ 学校用に供する財産の有効活用
- ・ 学校の適正規模及び適正配置



2. フォローアップ

- 変化の激しい時代にあって、求められる学校教育やそれを実現するための学校環境は、刻々と変わっていきます。
- この前提の基、学校体制と学校施設の方向性については、現状において最善のものを整理しています。
- 今後は、学校教育における不易と流行を見極めつつ、未知の状況においても可変的なマインドで、不断の見直しを行いながら、具体的な取り組みを推進します。
- また、計画では数値目標を定め、PDCA サイクルにより進行管理を行うことで計画の実行性を高めていきます。



① Plan（計画の策定）

- 『市川市学校環境基本計画』を策定し、ホームページ等により公表します。

② DO（計画の実施）

- 計画に基づき、学校施設の整備等を行います。

③ Check（計画の点検、評価）

- 設定した数値目標については、各期の最終年度に、その達成状況を把握し、計画の進捗を確認します。

④ Action（計画の見直し）

- 第1期、第2期は、数値目標による進捗状況の評価及び政策や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 第3期には、数値目標等によって計画全体を評価し、計画の改定を行います。

4 資料編

1. 策定の経緯

年 月	策定作業
令和2年7月	教育委員会において「市川市学校環境基本計画の策定について」の勉強会
8月	教育委員会において「市川市学校環境基本計画について」の諮問について議決 第1回市川市教育振興審議会において諮問・調査審議
9月	教育委員会において「市川市学校環境基本計画について」の勉強会
10月	第3回市川市教育振興審議会において調査審議 第4回市川市教育振興審議会において調査審議・答申
令和3年1月	教育委員会において「市川市学校環境基本計画」策定
令和5年6月	教育委員会において「市川市学校環境基本計画」改定

2. 市川市教育振興審議会条例

平成 23 年 3 月 28 日 条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 学校教育の関係者
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
 - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

<市川市教育振興審議会委員名簿（令和4年4月1日現在）>

(敬称略)

	氏名	所属・役職	選出区分
◎	天笠 茂	千葉大学 名誉教授	学識経験のある者
	田中 孝一	国立教育政策研究所フェロー	
	柳澤 幸江	和洋女子大学 教授	
	五十嵐 祐子	前市川市立須和田の丘支援学校 校長	
○	石田 清彦	市川市立第二中学校 校長	学校教育の関係者
	田代 美香絵	市川市立大洲幼稚園 園長	
	松本 浩和	市川市立学校 保護者	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
	山田 博美	市川市立学校 保護者	
	冨家 薫	統括的な地域学校協働活動 推進員	地域における教育の向上に資する活動を行う者
	尾崎 えみ子	統括的な地域学校協働活動 推進員	

◎ 会長 ○ 副会長

3. 諮問書

市川第 20200727-0078 号

令和 2 年 8 月 1 7 日

市川市教育振興審議会

会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸恵

市川市学校環境基本計画について（諮問）

市川市教育振興審議会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

市川市学校環境基本計画について

2 諮問理由

学校環境を取り巻く社会の構造や環境は、少子高齢化の進展や人口減少、グローバル化や情報化など、大きく、また急速に変化しています。

このような中で、これからの学校には教育基本法に定める教育の目的や目標の達成に加え、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

これからの社会を生き抜くために必要なこれらの資質や能力を持った子どもたちを確実に育成するため、学校環境では、目指すべき目標を明確にした上で、その実現に向け、子どもの学びを支える環境や学校の周辺環境を整えていく必要があります。

このことから、新しい時代に求められる学校環境等を定めた市川市学校環境基本計画の策定を本市教育振興の重要な課題と捉え、貴審議会の意見を求めるものです。

4. 答申書

令和2年10月19日

市川市教育委員会
教育長 田中 庸惠 様

市川市教育振興審議会
会長 天笠 茂

市川市学校環境基本計画について（答申）

令和2年8月17日付市川第 20200727-0078 号で市川市教育振興審議会へ諮問のありました表記の件について、本審議会において審議した結果下記のとおり取りまとめましたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. はじめに

学校を取り巻く社会の構造や環境は、少子高齢化の進展や人口減少、グローバル化や情報化などによって、大きく、また急速に変化している。

また、今般の感染症拡大にみるように、これまで予想し得ないような変化も生じている。

このように変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代にあって、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力をバランスよく育てていくことが重要である。

このような生きる力を育成する基盤は学校教育であり、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、学校環境の整備を合わせて行うことが大切である。

学校環境には、指導に携わる教職員、学校の施設や設備、地域や家庭など、学校の内外に影響のある様々な条件が挙げられるが、特に学校施設の整備は大規模な財政支出を伴うために、整備された環境に合わせて学校教育の在り方が議論されることが少なくなかった。

しかしながら、求められる学校教育を実現するという目的を達成するためには、その手段として学校施設の整備等が行われる政策体系を確立し、より高い教育的効果の実現を可能とすることが重要である。

このことから、学校施設のあるべき姿を定めた「市川市学校環境基本計画」を策定して、学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進する必要がある。

このような背景から、令和2年8月17日、教育委員会から市川市学校環境基本計画について諮問を受け、答申に至ったものであり、本答申によって、市川市の教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を踏まえ、学校環境の整備が一層推進されることを期待したい。

2. 計画策定のための基本的な考え方

(1) 計画の期間及び構成

学校環境の整備には、長い期間を要することから、「市川市学校環境基本計画」は、新しい学習指導要領が重要な役割を担うとされる2030年ごろまでの学校教育の在り方を見据えながら、その先も見通した学校環境の在り方を示唆するものとして策定されたい。

また、本答申を基に教育委員会が、「市川市学校環境基本計画」を策定し、その中で新しい時代に求められる学校教育や学校環境の在り方を示した基本編やより具体的な条件整備を示した実施編を定め、計画の実効性を高めることとされたい。

(2) 基本編の策定

基本編では、新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るための学校環境の在り方を示すことから、市川市が目指す学校環境は、目指す学校教育を整理してから審議することとした。

3. 市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方

市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として教育を進めてきた。特に、学校施設の整備を含む教育施策の実現にあたっては、学校を取り巻く社会の変化やこれからの時代に育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえ、「市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方」を、3つの考え方に沿って整理した。

(1) 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育

①多様な学び手のニーズに応じた教育

変化の激しいこれからの時代においては、画一的で均一的な社会から、多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められており、学校教育においても、性別や国籍、障がい、不登校経験や病気療養等に関わらず、多様な属性や経歴を持ったすべての人が、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められている。

市川市では、中学校の夜間学級を開級するなど、多様な経歴を持った人が学ぶ機会の創出を図ってきており、今後も多様な学び手のニーズに応じた教育の推進が重要である。

②特別な教育ニーズに応じた教育

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者となない者が、ともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

市川市では、県内初の養護学校（現在の須和田の丘支援学校）を開校するとともに、国内初の児童精神科入院児のための院内学級（国立国際医療研究センター国府台病院）を開級するなど、個々のニーズに応じた教育を進めてきており、今後はその取り組みを基盤として、すべての子どもが自分の生活する地域で、ともに学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育ニーズに応じた教育の推進が重要である。

(2) 一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育

①個に応じた学びの充実

子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、必要な資質・能力を確実に育成するには、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出す教育が重要であり、学校教育においては、当事者である子どもたちの声に耳を傾け、子ども一人一人の能力や適性に応じたきめ細かい個別最適な学びが求められている。

市川市では、少人数指導の拡充やライフカウンセラーの配置などによる教育相談体制の構築などを通して、個に応じた学びの充実を図ってきており、今後も、ICT 環境や先端技術の効果的活用などにより、学び直しや先取り学習などの具現化を含め、個に応じた学びの充実が重要である。

②協働的な学びの充実

学びの質を高め、生きる力の育成を図るためには、教職員や子ども同士、地域との協働的な学びが重要である。

市川市では、地域の教育力を学習活動に活かす取り組みなどを通して、協働的な学びの充実を図ってきており、今後はその取り組みを基盤として、異学年などとの多様な協働学習を実現する新たな仕組みづくりを進めるなど、現在の義務教育 9 年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた協働的な学びの充実が重要である。

③調和のとれた学びの充実

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するには、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びが大切である。

市川市では、教職員の高い意識のもと、読書教育や創意と活力のある学校づくり、ヘルシースクールなどの推進を通して、調和の取れた学びの充実を図ってきており、今後もその充実は重要である。

(3) 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

①学びと育ちの連続性を大切にした教育

様々な資質・能力は、各学校段階において個別に育むものではなく、幼児教育から義務教育、そして高等学校教育といった学校段階を超えたつながりの中で育成されるものであり、体系的な学びを通じた学びと育ちの連続性が強く求められている。

市川市では、県内初の義務教育学校である塩浜学園を開校するとともに、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの実施などにより、幼保小連携や小中一貫教育の推進に取り組んできており、今後も、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にした教育の推進が重要である。

②社会との連携を大切にした教育

教育は、家庭・学校・地域の連携、協働によって実現されるものであり、保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携、協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要がある。

また、学校においては、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、必要な資質・能力をどのように育成するのかを、教育課程において明確にしながら、社会との連携、協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。

市川市では、すべての学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティ・スクールの推進を図るとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を設置するなど、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを進めてきており、今後も、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的かつ継続的な仕組みの構築を進めるなど、社会との連携を大切にした教育の推進が重要である。

4. 市川市が目指す学校環境／新しい時代に求められる学校環境の在り方

新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るには、その手段となる学校環境の整備が実効的に推進されることが重要である。

このことから、学校施設の機能や役割といった、より具体的な側面から、学校教育の在り方を踏まえ、新しい時代に求められる学校環境の在り方を審議した。

(1) 高機能かつ多機能で変化に対応した施設

学校を取り巻く様々な変化に対応して、効果的な学習形態を実施できる環境や ICT を基盤として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるとともに、子どもの発達段階や活動内容に合わせて、レイアウトを調整できる環境を整えるなど、高機能かつ多機能で変化に対応した施設を整備されたい。

(2) 多様な学びを促す施設

子どもたちの協働的な学びを確保しながらも、個に応じた指導を実現するため、少人数指導や個別学習など、多様な学習形態による活動を可能とする環境を整えるとともに、教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境や学級や学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境等を整え、多様な学びを促す施設を整備されたい。

(3) 安全、安心でゆとりと潤いのある施設

教職員の指導や支援の効果を高め、すべての子どもが個性や能力の伸長を最大限に図るため、ユニバーサルデザインを取り入れた良好で快適な環境を整えるとともに、十分な防災性、防犯性を備え、安心して学ぶ環境を整えるなど、安全でゆとりと潤いのある施設を整備されたい。

(4) 地域の核となる施設

地域にとって最も身近な公共施設として、生涯学習の場や災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすなど、高齢者や障がいのある方を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた環境を整えるとともに、地域の実情に応じて公共施設等との複合化を行うなど、特色があり、地域の核となる施設を整備されたい。

(5) 教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設は、子どもたちが学び、生活する場であるとともに、教職員が働く場でもある。このことから、教職員がより効果的かつ効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境を確保するとともに、教職員が情報交換やリフレッシュ等のできる環境を整えるなど、執務環境としてふさわしい施設を整備されたい。

5. 学校施設整備の進め方

学校施設は教育の場であるとともに、地域住民にとっても身近で関わりの深い施設である。このことから、学校施設の整備にあたっては、学校に通う子どもや保護者、地域住民、教職員など、学校に関わる様々な立場の方からの意見を聴き、十分な理解と協力のもとで進められたい。

また、本市が進める教育施策に留意し、以下の観点で施設整備を進められたい。

(1) 小中一貫教育を推進する施設

市川市では、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針(令和元年 11 月策定)」を定め、義務教育学校の設置を推進している。

そこで、義務教育 9 年間を通して必要な資質・能力を育成するため、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取り組みを進めるなど、小中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進められたい。

(2) 規模が適正化された施設

市川市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針(平成 30 年 3 月策定)」を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育 9 年間の基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。

このため、通学区域をはじめとした就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進められたい。

(3) コミュニティ・スクールを推進する施設

市川市では、すべての学校に学校運営協議会を設置するとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を整え、コミュニティ・スクールを推進している。

そこで、小中一貫教育の推進等を踏まえ、各学校の学校運営協議会を基盤とした協働体制を、中学校ブロックを中心として整備することが重要であり、その具現化に向けた施設整備を進められたい。

(4) 教育資源の複合化や共同化に資する施設

市川市では、施設の老朽化や人口構成の変化等の課題に対応するため、「市川市公共施設等総合管理計画(平成 28 年 3 月策定)」を定め、複合化や民営化など施設の再編により、公共施設等の適正配置を進めている。

学校施設については、「市川市学校施設有効活用基本方針(平成 17 年 10 月策定、平成 29 年 11 月改定)」を定め、地域の実情に応じた活用を進めることによって、学校と地域の連携、協働体制が構築され、学校の教育力の向上が図られてきた。

一方、学校が有する施設については、学校単独の一元型施設モデルから脱却し、多様な資源と連携して、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換が求められる。

このため、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進められたい。

6. 「市川市学校環境基本計画」の推進にあたって

変化の激しい時代にあって、求められる学校教育や学校環境の在り方は、刻々と変わっていく。

本答申は、このような状況を踏まえて、現状において最善のものを取りまとめた。

今後は、学校教育における不易と流行を見極めながら、未知の状況においても可変的なマインドの下で、不断の見直しを行うこととされたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長 天笠 茂

副会長 林 直也

委 員 田中 孝一

委 員 渡邊 智子

委 員 広瀬 由紀

委 員 小沢 直美

委 員 富澤 裕貴

委 員 松本 浩和

委 員 角谷 好枝

委 員 富家 薫

5. 学校のデジタルトランスフォーメーション及び学校のカーボンニュートラルに向けた施設整備の考え方

1 施設整備の考え方を整理する趣旨

Society5.0時代の到来や地球温暖化などの環境問題を受け、デジタルトランスフォーメーションの加速と脱炭素社会への転換が社会全体で進められています。

一方、本市では、建物の老朽化等に対応するため、学校施設の計画的な建替えが予定されています。

そこで、学校施設の建替えにあたって、この社会情勢の変化に対応し、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、これからの時代に求められる資質・能力を育成することができる学習環境を整えるため、学校のデジタルトランスフォーメーションとカーボンニュートラルに向けた施設整備の考え方を示すものです。

2 対象範囲

建替えを行う学校施設

3 施設整備の方向性

①デジタルトランスフォーメーションに向けた施設整備の方向性

今までの学習に加えてICTという選択肢が増えることで、これまで以上に子ども達は自分に適した学習スタイル(学習形態、学習場所、学習道具等)を選び、自分に適した学びの深化が進むといわれています。その学びを最大限サポートするため、すべての子ども達が、自分に適した学習スタイルを選択できる学校づくりを行います。

※学習スタイルの具体例

学習形態・・・一斉学習、習熟度別学習、個人学習、グループ学習等

学習場所・・・普通教室、オープンスペース、メディアセンター、多目的教室等

学習道具・・・電子教材、PCタブレット、プロジェクター、電子黒板等

②カーボンニュートラルに向けた施設整備の方向性

省エネや創エネに配慮した学校の施設整備により、これからの時代を担う子ども達が、脱炭素化された施設を体感(電気の消費量や発電量が表示されるエコパネル、階段などの吹き抜け空間を利用した風の流れの可視化等)することができます。合せて、保護者や地域住民が、環境に対する意識を向上することができるよう、生きた環境学習が行える学校づくりを行います。

4 施設整備の取り組み

(1) デジタルトランスフォーメーションに向けた施設整備の取り組み

学校は施設の更新が容易でないことから、ICTの活用による教育の変化を見据え、子ども達が自分に適した学習スタイルを自由に選択できるように、柔軟な対応ができる施設や空間を実現する必要があります。このため、以下の施設整備を目指します。

① 目指す姿

- ・一斉学習、習熟度別学習、個別学習、グループ学習、オンライン学習、録画学習等、ICTの活用による教育の変化を見据え、多様な学習形態に対して、柔軟に使用することができる施設。
- ・ICT活用による学びを深めるため、特別教室の専門性の向上、多機能でクリエイティブな活動が行える等、創造性豊かに学ぶことができる施設。

② 対応方針

- ・普通教室の整備
多様な学習スタイルに対して、柔軟に使える広さと機能をもつ施設を整備します。
- ・オープンスペースの整備
主に、学級活動で使用し、普通教室の役割の強化(学習の場)や補助(生活の場)を行う施設を整備します。
- ・特別教室の整備
相互に関連させ、専門性の向上や、多様な用途にも使用可能な機能を持たせる等、普通教室では出来ない学習や体験を行える施設を整備します。

③ ICT 機器の整備について

「学校環境基本計画」で定めた「市川市が目指す学校環境」に基づき、ICTを活用するために求められる新たな学校環境と、その学校環境ごとの学校教育・学校生活・学校運営の場を例示し、ICT活用の具体的な手法を整理しました。(次頁【1】参照)

その中で整理した、機器やツール等のICT機器にあたっては、今後、時代の変遷によって著しく進化することが想定されるため、機器本体だけでなく、その機能についても更新が容易なものを検討していきます。

【1】 市川市が目指す学校環境とICTの活用手法について

学校環境基本計画		建設えにあたっての「学校のデジタルトランスフォーメーション」			
市川市が目指す学校環境	求められる新たな学校環境	具体的な手法			
		新たな学校教育/学校生活/学校運営	機器	ツール	教育・支援
高機能かつ多機能で変化に対応した施設	(Diversity) 多様な属性や経歴を持つ、すべての子どもの学びの環境 (Creative) 子どもの好奇心をくすぐる豊富なアプローチャによる学びの環境 (Harmony) 情報技術を適切に使いこなし、自身の教養や健康にとついても充実させる学びの環境 (Personalize) 個々人の興味や習熟度に応じて最適化された学びの環境 (Seamless) 対話を交え、多様な価値観を共有する学びの環境 (Continue) 小中の連続性を活かした、個々人の資質・能力に適した学びの環境 (Cooperation) 個々人の資質・能力に適した、家庭や社会と協働した学びの環境 (Safe and Security) 安全、安心して快適に学ぶことができる環境 (Local) 最も身近な公共施設として、生涯学習の場や避難所等の環境	<ul style="list-style-type: none"> オンライン授業 ユニバーサルデザインを取り入れた授業 録画授業の配信 音声や映像等の文字以外の授業ツールの導入 VRやARの利活用 デジタルリテラシーの習得 デジタル図書館との連携 ライブログの利活用 スタディログの利活用 学習支援ソフト 検索エンジンの利活用 児童同士の画面共有 コミュニケーション機能 学校間で学習者ログ(スタディログ、ライブログ)の共有 学習状況を踏まえた家庭学習の支援 学習者ログ(スタディログ、ライブログ)の利活用(社会人キャリア等への連結) 監視カメラによる不審者の検知 不審者情報のLIVE通知 登校時の体温測定 登下校の管理 快適な室内環境(熱、湿度、光)に調整 学習者ログ(スタディログ、ライブログ)の利活用(文化スポーツ、ボランティア活動等) 災害対応部署と情報共有や発信の強化 学習者の学習プロセスを可視化 指導支援チャーターの明確化 授業準備や研修の効率化 校務の削減や効率化 教職員の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【いちかわGIGAスクール構想】 オンライン授業(カメラ、マイク、高速通信環境) 【EdTech】 3Dプリンター VR、AR等 【EdTech】 ライブログ等 【その他】 デジタル図書館 給食栄養のデータ化等 【EdTech】 スタディログ(AIによる分析) 学習支援ソフト(AITドリル等) インターネット等 【EdTech】 画面共有ツール チャットツール等 【EdTech】 学習者ログ(スタディログ、ライブログ) データ共有ツール(学校・市教委)等 【EdTech】 学習者ログ(スタディログ、ライブログ) データ共有ツール(外部機関含む)等 不審者情報の通知システム ライブログ 【EdTech】 学習者ログ(スタディログ、ライブログ) 【その他】 災害情報の共有・発信ツール等 【EdTech】 統合型校務支援システム スタディログ等 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン授業や録画授業に適した教室 特別教室の専門性の向上 多様な用途に使用できる空間(クリエイティブラボ) 多様な学習スタイル(個別学習、取り出し学習)に適した施設 多様な学習スタイル(グループ学習)に適した施設 ICT支援員の設置 活用事例の普及等 新務の効率や児童との関わりを増やすことを考えた職員用スペースの設置 	
地域との核となる施設					<ul style="list-style-type: none"> 市川版コアカリキュラム デジタルリテラシー教育 端末活用のガイドライン 教職員向けのICT活用スキル研修 ICT支援員の設置 活用事例の普及等
教職員の勤務環境としてふさわしい施設	(Facilitation) 教職員の授業準備や校務等の負担を軽減し、子どもや教職員との関わりを支援する環境	<ul style="list-style-type: none"> 【いちかわGIGAスクール構想】 一人一台の端末 校内無線Wi-Fi環境 	<ul style="list-style-type: none"> 【いちかわGIGAスクール構想】 一人一台の端末 校内無線Wi-Fi環境 	<ul style="list-style-type: none"> 【いちかわGIGAスクール構想】 クラウドの活用 	

(2)カーボンニュートラルに向けた施設整備の取り組み

国の脱炭素社会の宣言を受け、市川市では、「第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「第三次市川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、2050年度に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

学校は、これからの時代を担う子ども達を育成する場であり、同時に地域で最も身近な公共施設という特性があることから、以下の施設整備を目指します。

①目指す姿

二酸化炭素排出量実質ゼロの施設整備・運用を目指し、その取り組みを通じて、子どもへの環境学習と、保護者や地域住民の環境に対する意識の向上を推進することができる施設。

②対応方針

・カーボンニュートラルに向けた施設の整備・運用

快適な室内環境の実現を前提として、二酸化炭素排出量を削減するための施設整備を行います。なお、施設整備により削減できない分については、エネルギーの運用(エネルギーの調達等)で削減量を補い、カーボンニュートラルに向けた施設の整備・運用を行います。

施設整備	建物の省エネルギー化(高断熱化、昼光利用、自然風の利用等)と、再生可能エネルギー設備(太陽光発電、蓄電池等)の設置を行い、『ZEB』または NearlyZEB*の建物を目指す施設整備を行います。
運用	二酸化炭素排出係数の少ない環境に配慮したエネルギーの調達等を行います。

※建物の省エネルギー化(50%以上)+再生可能エネルギーの利用で年間の一次エネルギー消費量を、0%以下に削減した建物を『ZEB』、25%以下に削減した建物を NearlyZEB という。

・子どもへの環境学習の推進

これからの時代を担う子ども達が、環境問題に興味を抱き、問題への理解を深め、解決に向けた行動に取り組める施設を整備します。もって、カーボンニュートラルに取り組んでいる施設での学校生活を通じて環境学習を推進します。

・地域への波及

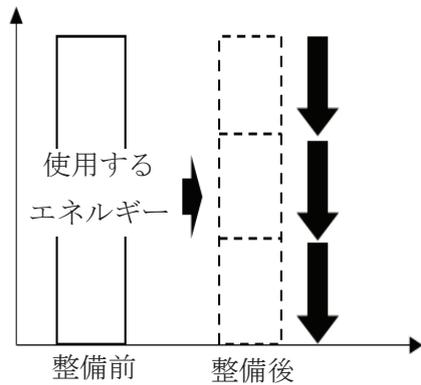
地域住民にとって最も身近な公共施設である学校において、カーボンニュートラルに向けた施設整備や環境学習に取り組むことで、保護者・地域住民の環境に対する意識の向上につなげます。

※対応方針毎のカーボンニュートラルに関する具体的な取り組み(例)
(P.77【2】参照)

③整備にあたっての優先順位

効果的な施設整備を行うため、以下の視点を考慮して整備内容を決定します。

i エネルギー削減の考え方



- ①建築の工夫により、エネルギーの削減を目指します。(パッシブデザイン)
- ②機械の導入により積極的にエネルギーを生み出し、活用します。(アクティブデザイン)
- ③エネルギー調達の工夫により、使用エネルギーの削減を目指します。

ii 重視する点

・費用対効果

CO₂ 排出量の削減に対して、費用対効果が高いものを重視します。

・効果の継続性

定期点検・補修及び維持管理が容易なものを重視します。

・災害レジリエンス

避難所機能の向上に効果的なものを重視します。

・安全性

学校生活に配慮し、安全性を重視します。

・環境学習

環境学習に活用できる施設整備を重視します。

【2】 対応方針毎のカーボンニュートラルに関する具体的な取り組み(例)

対応方針	学校で進める主な施策	具体的な取り組み(例)
カーボンニュートラルに向けた 施設の整備・運用	再生可能エネルギーの効果的な利用を促進 イニシャル 断熱化・省エネ設備の導入 ランニング	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 ・蓄電池 ・災害時に使える非常用コンセント ・太陽熱利用設備 ・風力発電設備 ・地中熱利用設備 ・高効率空調(ヒートポンプ等) ・換気による熱ロス低減(全熱交換器) ・照明器具の効率化(LED、調光・人感センサー) ・高断熱化(壁等の躯体、開口部) ・日射の調整(庇、可変ルーバー) ・自然採光の活用(光ダクト、透光性を持つ建具デザイン) ・高気密化 ・温度差換気の活用 ・節水設備(節水トイレ、センサー手洗い) ・雨水の中水利用(便所等) ・二酸化炭素排出係数が少ない電力を購入 ・廃棄物発電等の有効活用
子どもへの 環境学習の推進	環境に配慮したエネルギーの調達 学校教育における環境学習	○環境学習 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の活用 ・出前授業の実施(民間企業・地域住民・市役所等) ・工コ施設を使った体験型授業 ・ごみ焼却発電に関する工場見学 ・ピオトープや芝生等を自作 ○施設整備による環境負荷低減の見える化 <ul style="list-style-type: none"> ・発電と消費の見える化 ・空気の流れの見える化 ・断熱効果の体感 ・環境サイン(省エネ設備等の解説を校舎内に設置) ・エコルームの設置(工コ活動の拠点の部屋) ・自家発電(足踏み発電)
地域への波及	環境に配慮した活動の促進 ピオトープ等自然環境の再生 学校の緑化を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国内木材利用の推進 (森林環境税等を活用による内装・備品の整備等) ・ピオトープの設置 ・壁面緑化・屋上緑化 ・屋内緑化 ・校庭芝生化 ・菜園

6. 附属施設の整備の考え方

附属施設の整備の考え方について(附属施設の共同化)

学校には、様々な教育活動を行うため、プールや給食室などの附属施設が設置されている。

これらの施設の多くが築30年以上経過し、老朽化が進んでいる。

今後は、児童生徒の教育機会の確保や教育水準の維持向上を中心に据えながらも、効率性や持続性といった公共施設マネジメントの観点も含めた附属施設の在り方を整理した上で、それに基づき、附属施設の共同化を軸とした整備等を進めることが重要である。

特に学校プールと給食室については、学校敷地の中で大きな面積を占めるため、附属施設の整備の考え方として、「水泳授業環境の整備」と「学校施設の整備に伴う市川市立学校の給食提供方式」について、以下のとおり整理する。

<水泳授業環境の整備について>

1 水泳授業環境の整備の考え方を整理する趣旨

(1) 水泳指導の観点

- 学習指導要領では、児童生徒たちに「水慣れや水に浮くこと」及び「泳法」と合わせて、「水の事故防止」に関することを、授業で扱うこと重要であるとしている。
- このことから、実技の実施を原則とするが、必要な水泳授業の環境が無い場合は、座学を実施することで効果的に水泳学習を行う。

(2) 公共施設マネジメントの観点

- 学校プールは、設置基準によって必置とはなっていないが、スポーツ振興法制定によって学校プール建設に対する国の補助が行われたことや、高度成長期の税収増加などから、全国的に設置が急増し、各学校での設置が標準とされてきた。
- しかし、全国的な人口減少や少子高齢化が進む中、将来に向けた施設の維持、更新に必要な資金が不足することが予想され、学校プールについても施設の最適化が求められている。
- このため、市内全体の学校プール保有量を削減し、適正配置を図る必要がある。特に学校プールは、年間の授業時間が約10時間、稼働が1カ月程度となっており、校舎や屋内、屋外運動場等に比べて必ずしもニーズの高い施設とは言えず、積極的な適正配置が求められる。
- 以上のことから、現在プールが設置されていない学校も含めて長期的で継続的な水泳指導を可能とするためには、公共施設マネジメントの視点を踏まえた学校プールの適正配置が必要である。
- このため、その実現を図る方策や進め方等を具体的に示す必要があり、その考え方を整理するものである。

2 適正配置の考え方、方策

(1) 適正配置の考え方

- 適正配置の検討にあたっては、現在の形態による水泳指導の水準を保ちながら、全体の保有量を削減する手立てが必要であり、あわせて、現在学校プールが設置されていない学校においても、継続的な水泳学習が可能となる方策が求められる。

(2) 方策

- 具体的な方策として、学校ごとに屋外プールを設置して指導するこれまでの携帯に加え、民間のプール施設を利用する形態（民間利用）や複数の学校でプールを共有する形態（拠点化）が考えられる。
- 検討にあたっては、上記3つの形態から、条件に応じて適切な形態を検討、決定することが必要であるが、適正配置の観点（保有量の削減）から、民間利用及び拠点化を優先して検討することが求められる。

3 適正配置の方策

(1) 民間利用及び拠点化の効果について

①効果の比較

【教育的視点】

観点		民間利用	評価	拠点化	評価
授業	・専門的な指導	・指導委託有では可能	◎	・教科担任制実施では可能	◎
		・指導委託無では現在と同等	○	・自校職員のみでは現在と同等	○
	・補助具等	・補助具等が充実している	◎	・現在と同じ整備基準であれば同等	○
	・計画的な実施	・屋内のため計画的に実施	◎	・天候に左右される	○
		・実施日時は限られる	△	・実施日時は限られる	△
	・授業時間の確保	・移動の時間が加算される	△	・拠点校は自校と同じ	○
				・拠点校外は移動時間が加算	△
・安全管理	・施設職員も監視業務を行う	◎	・自校職員のみでは現在と同等	○	
・事前の準備等	・水位の調整等は施設が実施	◎	・水位の調整等の準備が必要	○	
施設	・熱中症・紫外線対策	・屋内のため対応できる	◎	・屋外のため困難	○
	・プールの衛生面	・施設の基準により一定に管理	◎	・屋外のため自校と同じ	○
	・更衣室やトイレ等	・広くて使いやすい配置	◎	・新設の場合は充実	◎
	・施設の安全面	・常時使用のため一定に管理	◎	・授業時のみ使用のため自校と同じ	○
教職員	・引率業務	・必要になる	△	・拠点校は現在と同じ	○
				・拠点校外は必要になる	△
	・連絡・調整業務	・施設と連絡・調整が必要	△	・他校と連絡・調整が必要	△
	・施設管理業務	・施設が行う	◎	・拠点校は管理が必要	○
				・拠点校以外を行わない	◎
・清掃等の衛生管理業務	・施設が行う	◎	・拠点校は他校と協力すれば軽減	◎	
			・拠点校外は行わないため軽減	◎	
・指導業務	・指導委託有では軽減	◎	・教科担任制実施では軽減	◎	
	・指導委託無では現在と同等	○	・自校職員のみでは現在と同等	○	
その他	・継続的な安定性	・会社の運営方針による	△	・使用不可時に他校にも影響	△

※ 評価について
 ・自校プールよりもメリットがあると考えられる観点を◎、同等と考えられる観点を○、デメリットがあると考えられる観点を△として評価。

民間利用	評価の平均ポイント	拠点化	評価の平均ポイント
指導委託有	0.41	拠点校	0.05
指導委託無	0.29	拠点校外	0.00

※ 評価の平均ポイントについて
 ・評価のポイントを◎を1、○を0、△を-1として、各観点の該当する項目の平均評価値を算定。
 ・平均が0ポイントの場合、相対的に自校プールと同等と捉える。

【経済的視点】

※金額は令和3年度時点の概算		民間利用	拠点化学校プール		自校プール
			屋外常温	屋内常温	
管理維持等 (1施設あたり)	設置費	・0円	・1億4,000万円	・3億7,000万円	・1億4,000万円
	維持管理費		・100万円/年	・150万円/年	・100万円/年
業務委託費等 (1校あたり)	指導委託有	・370万円/年	・0円	・0円	・0円
	指導委託無	・210万円/年			
30年間のコスト (1校あたり)		・指導委託有 1億1,000万円	・2校利用の場合 8,500万円	・2校利用の場合 2億800万円	・1億7,000万円
		・指導委託無 6,300万円	・3校利用の場合 5,700万円	・3校利用の場合 1億4,000万円 ・4校利用の場合 1億400万円	
		※児童数が減少すればコストも減少。	※別途修繕費も想定される。	※別途修繕費も想定される。	※別途修繕費も想定される。
<p>※民間利用については以下の数値を使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導委託有（1人あたり）：1,300円/1回・6,500円/年（年5回の場合）＜塩浜学園の実績を参考＞ ・指導委託無（1人あたり）：750円/1回・3,750円/年（年5回の場合）＜行徳小学校の実績を参考＞ ・1校あたりの児童数：570人（民間利用の可能性のある学校9校の令和2年度合計児童数の平均） 					

②効果の考察

- 学校ごとに屋外プールを設置して指導するこれまでの形態は、校舎や屋内、屋外運動場等と一体的に設置されており、前記表以外の観点からも様々なメリットがあると考えられる。
しかし、水泳授業の実施に係る前記表の観点では、民間利用も拠点化も自校プールと同等である0ポイント以上となっており、現在の形態による水泳指導の水準を保ちながら適正配置を進める手立てとして適当であると考えられる。
- 民間利用及び拠点化は、学校にプールを設置せず、民間施設や拠点校に設置されているプールを使用することから、市内全体の保有量を削減することができる。また、学校ごとに屋外プールを設置して指導するこれまでの形態に比べ、全体のコストが低く、適正配置の手法として実効性が高いと考える。
- 拠点化については、コストの削減幅が大きいことから、自校プールに比べて施設の充実が一定程度可能となることも想定され、教育的視点の前記表以外の観点からもメリットがあると考えられる。
- 現在プールが設置されていない学校においても、民間利用及び拠点化であれば、水泳授業が可能となる。

○以上のことから、現在の水泳指導の水準を保ちながら、全体の保有量を削減する手立てとして、民間利用及び拠点化の手法は有効である。

(2) 民間利用及び拠点化の検討の進め方

- 民間利用及び拠点化の検討にあたっては、検討する条件を踏まえて行う。
- 経済的視点からは拠点化（屋外常温）が優先する形態として考えられるが、教育的視点では民間利用の効果が非常に高く、教育の質の向上の側面から考えれば、民間利用を優先して検討することが重要である。
- 民間利用を検討する条件を満たしている学校が、拠点化の条件も満たしている場合には、拠点化の効果に与える影響を考慮して、形態を検討、決定することが重要であり、適正配置の観点からは、市有財産を活用する拠点化の選択が求められる。
- ただし、その場合には、民間施設が近隣にあるという立地を生かして、民間施設と連携して指導の委託を行うことなどの工夫も考えられる。
- これらのことから、民間利用と拠点化の検討は、総合的に検討することが重要である。

(3) 民間利用の検討について

①民間利用を検討する条件

- 移動可能な範囲に受け入れ可能な民間施設があること。
- 移動の際の安全確保が図られること。
- 民間施設の受け入れができなくなった時の代替策の見通しが立つこと。

(4) 拠点化の検討について

①拠点化を検討する条件

- 民間利用が困難なこと、また、総合的に判断して民間利用より拠点化の方が有効であると考えられること。
- 複数校が移動できる範囲にあること。
- 移動の際の安全確保が図られること。

②拠点化プールの整備

○拠点とする学校の検討

- ・複数校が利用できる施設を設置できる敷地等の条件が整うこと。

○整備の手法

- ・拠点化の整備手法（屋外・屋内）については、利用する学校数等の条件に応じて、適宜判断する必要がある。

(5) 市民プールの活用について

①市民プール活用の方針

- 市民プールは拠点化の形態ではあり、適正配置の優位性が高く、民間施設の指導委託の無い形態に近いことから、教育的視点からの効果は高いと考えられる。また、市有財産を活用することから、経済的視点の効果も非常に高い。
- このことから、市民プールの利用が可能で、民間利用ができない学校については、市民プールの整備状況を踏まえて活用の検討を行う。

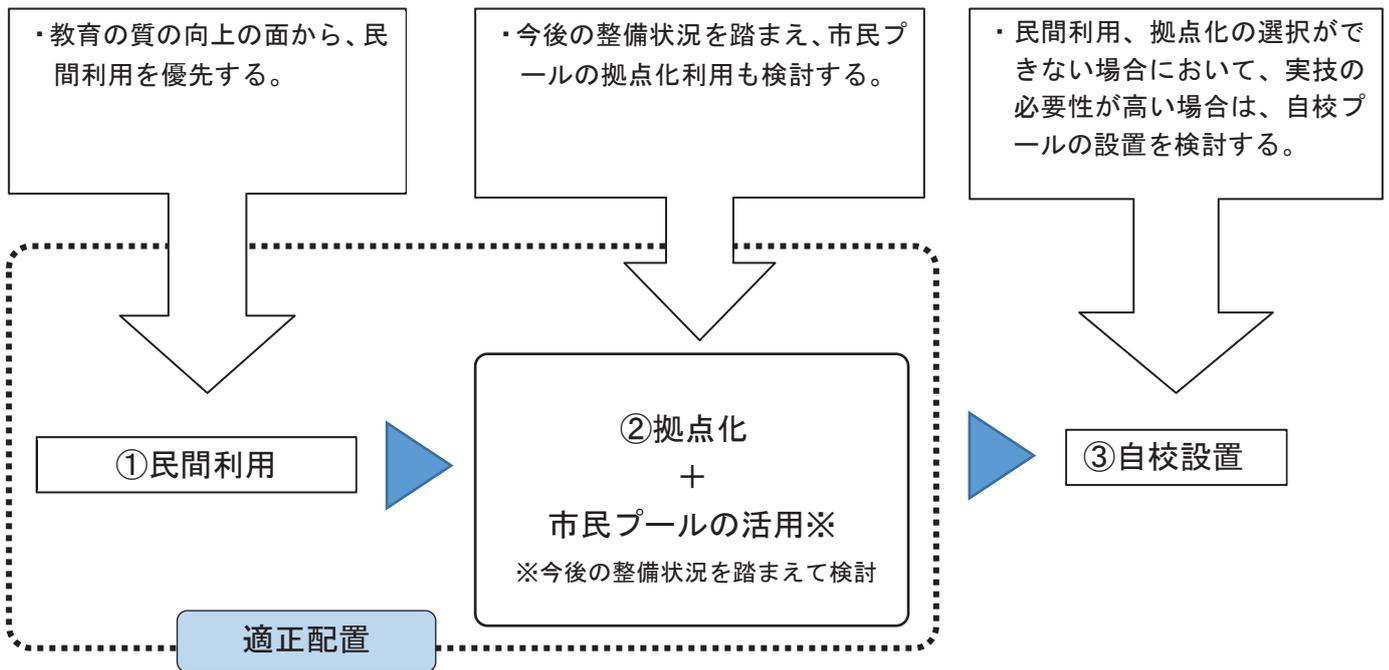
②活用を検討する条件

- 移動可能な範囲に市民プールがあること。
- 移動の際の安全確保が図られること。

(6) 適正配置の進め方について

①検討の進め方

- 学校プールの適正配置は、下図の通り進める。
- 下図の進め方に沿って、今後、市内全体の配置案を作成し、検討の時期に合わせて形態の検討、決定を行う。



②検討の時期

- 適正配置に係る形態の検討は、学校の建替えや大規模修繕が必要になったタイミングに合わせて行う。

【参考】

◎市川市立小中学校プール設置状況について

小学校プール設置状況

(平成30年4月1日現在)

NO	学校名	設置年	改修年	規模
1	市川小	S37.7	H4	10×25
2	真間小	S50.6	H13	10×25
3	中山小	S33.7	H26	10×25
4	八幡小	H8.5		10.6×25
5	国分小	S60.7		13×25
6	大柏小	S38.7	H2	10×25
7	宮田小	S43.8	H12	10×20
8	富貴島小	S61.7	H18	9.6×25
9	若宮小	H11.5		11×25
10	国府台小	H2.7		10×25
11	平田小	S36.7	H5	10×25
12	鬼高小	S56.7	H22	13×25
13	菅野小	H7.3		15×25
14	行徳小	S55.7		13×25
15	信篤小	S53.5		13×25
16	稲荷木小	S44.8	H元	12×25
17	南行徳小	S42.7	H12	12×25
18	鶴指小	S43.8		12×25
19	宮久保小	S45.7	H21	13×25
20	二俣小	S47.7		13×25
21	中国分小	S49.7	H12	13×25
22	曾谷小	S49.7	H7	13×25
23	大町小	S50.6		13×25
24	北方小	S52.7		13×25
25	新浜小	S54.6		13×25
26	百合台小	S52.3		13.5×25
27	富美浜小	S54.6	H23	13×25
28	柏井小	S54.6		13×25
29	大洲小	S54.6	H8	13×25
30	幸小	S55.1	H14	13×25
31	新井小	S55.6	H23	13×25
32	南新浜小	S55.6	H23	13×25
33	大野小	H13.6		13×25
34	塩焼小	S56.6	H27	13×25
35	稲越小	S56.6	H27	13×25
36	大和田小	S59.7	H21	13×25
37	福栄小	S60.3		13×25
38	妙典小	H11.3		15×25

中学校プール設置状況

(平成30年4月1日現在)

NO	学校名	設置年	改修年	規模
1	第二中	S56.3	H元	13×25
2	第三中	S57.7	H23	13×25
3	第四中	S50.3	H9	10×25
4	第五中	S58.5		13×25
5	第六中	S60.12		13×25
6	第七中	H3.7		15×25
7	下貝塚中	S55.6		13×25
8	高谷中	S56.6		13×25
9	東国分中	S58.7		13×25
10	大洲中	S57.3	H21	12×25
11	南行徳中	S60.3		13×25

<学校施設の整備に伴う市川市立学校の給食提供方式について>

1 現在の給食施設の課題

(1) 学校の建替え期間中の配食

施設の老朽化に対応し、公共施設等個別計画に沿って、今後学校施設の建替えが進んでいく際には、各学校の給食を止めないように対応しなければならない。しかし、現在の各学校の給食施設では現状以上に他校分まで食数を増やすことは困難であるため、建替え中、配食する新たな仕組みが必要である。

(2) 施設の老朽化

建築年数が30年以上経過している施設が多く、老朽化が進んでいる。

現状の給食施設は、床がウェット方式となっている施設が多く、衛生面、労働環境面の管理が難しい状況となっている。

また、学校給食衛生管理基準（以下「衛生管理基準」という。）では、学校給食施設は、食中毒の予防の観点から、汚染作業区域と非汚染作業区域、その他の区域を明確に区分した構造にすることが求められている。

これらの課題に対応するため、給食センターの設置を検討していく。

2 センターの設置について

(1) センターの役割

現状、センターに求められる役割としては、課題である建替え中の学校への配食や、老朽化した現在の給食施設の大規模修繕を実施する際に、代わって配食することが求められる。

また、配食数に余剰がある場合は、親子方式の子校となっている学校へ配食することが効果的である。子校は、現在除去食によるアレルギー対応が実施できない課題があり、この解消に繋がるためである。

さらに、施設の有効活用の観点から、災害時の配食や、高齢者等に向けた配食、また見学施設などの食育機能や栄養教諭の研修などで利用できる設備などの機能を併せ持つ、多機能化も考えられる。

(2) センターの実証

一方、今後市全域にセンターを設置し、センター化を推進していくことについては、自校方式からの転換につながるため、慎重に考える必要がある。

このため、初めに設置するセンターで、「調理内容、食育、管理、事故対応、経済性」の視点からの実証を行い、センター化による効果と今後のセンター化の是非を見極める必要がある。実証の具体的な方法としては、

- ・利用者からのアンケート
- ・残菜率
- ・教育活動との連携
- ・経費比較
- ・給食検討委員会における意見聴取などが考えられる。

3 センターの条件について

センターには、大きく以下の3つの条件が求められる。

(1) アレルギー対応

アレルギーに関する基準としては、文部科学省が監修している「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」と文部科学省が発行している「学校給食におけるアレルギー対応指針」がある。

ガイドラインの中で、アレルギーへの対応としては、段階的に

レベル1	… 詳細な献立対応
レベル2	… 一部弁当対応
レベル3	… 除去食対応
レベル4	… 代替食対応

となっており、レベル3と4が望ましいとされている。

一般的にはセンターは除去食や代替食対応（レベル3～4対応）が可能とされている。

また、アレルギー対応品目は、配給数などの関係から市町村によって異なっている。

現在、本市では、自校、親校では除去食対応がされており、センターにおいても同等以上の対応が求められる。

ただし、代替食対応の実施については、給食費の高騰につながるため、経済性なども考慮した上で検討する必要がある。

(2) 食育の充実

食育に関する国の指針としては、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」が平成29年3月に文部科学省から出されている。

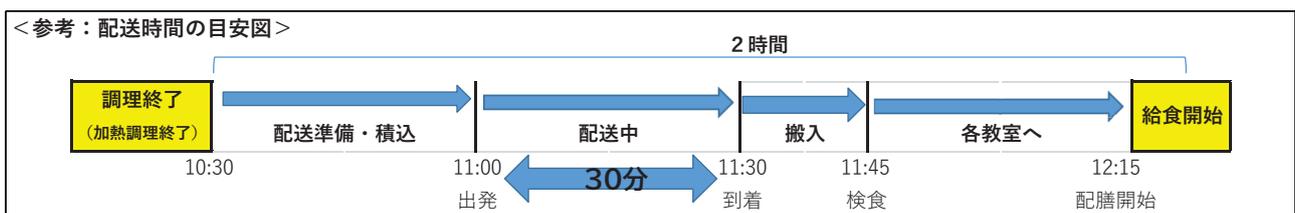
これは、これらからの学校の中で、栄養教諭を中核として食育を推進する際の取り組みを計画、実施、評価、改善のPDCAサイクルに基づくことを明確化しているものである。

自校や親校においては、栄養教諭等が学校組織内にいるため、食育についても学校運営と連携して取り組む条件が整っている。

そのため、センターについても、できる限り学校運営と密接な関係を持って、食育PDCAを推進できる体制を構築することが求められる。

(3) 配送時間

学校給食衛生管理基準においては、調理後の食品は、調理後2時間以内に給食を提供できるよう努めることが求められており、また検食を給食摂食時間の30分前までに行う必要がある。このため、給食の配送時間は、概ね30分以内が妥当と考えられる。



4 これからの給食の提供について

初めに設置するセンターの配食数は、学校建替え中の配送等を目的とすること、また子校の配食数が5,000食程度であることから、将来的な利用を考えても、5,000から6,000食が妥当と考えられる。

仮に、すべての学校をセンター化することになると、現状では約30,000食分の配食が必要となり、複数のセンター設置に伴う、多額の費用負担と場所の確保が必要となってくる。

このため、実証により、センター化を進める判断がされた場合であっても、一度に全校をセンター化することは考えにくく、段階的に進むことになる。

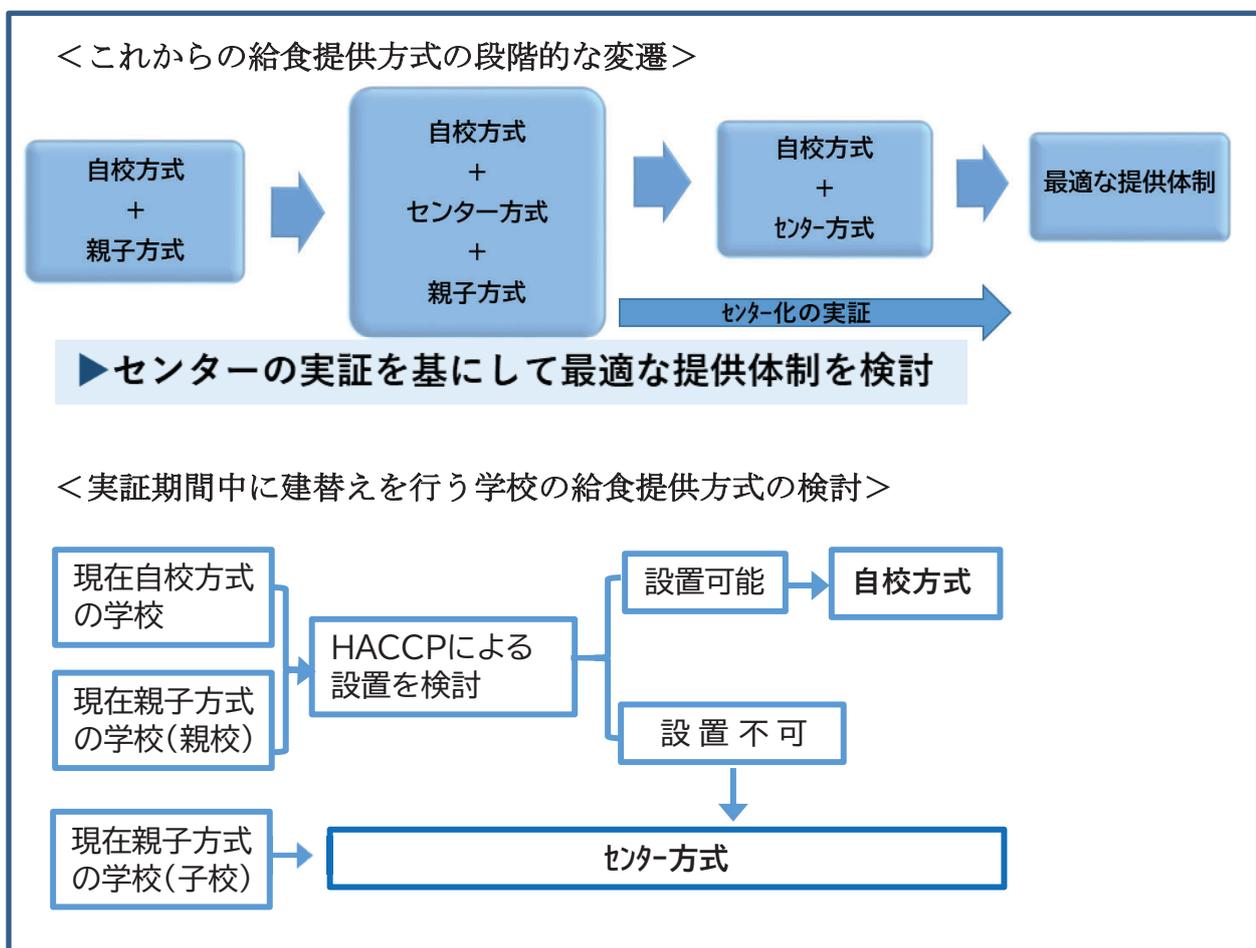
また、自校方式が最適と判断された場合には、今後は学校の建替えに合わせて、新たに給食調理場を設置していくことになる。

さらには、自校方式とセンター方式を組み合わせることで運営していくことが最適となる可能性もある。

どのような給食の提供体制が最適か、ということについては、最初のセンターの実証を基に検討していく。

また、最適な給食の提供方式について、判断が出る前に建替えの時期を迎える学校については、原則、現在の給食の提供体制を維持することになる。(ただし、子校についてはセンター化を検討する。)

これらを踏まえると、最初のセンター設置が前提だが、これからの本市の給食の提供方式については、以下のとおりとなる。



◎自校方式及び親子方式の親校については、給食調理場の自校設置を検討し、親子方式の子校についてはセンター化を検討する。

◎ただし、面積などの理由から、HACCP方式による給食調理場を設置できない自校及び親校の学校については、センター化を検討する。

5 今後の検討事項について

センターの設置に関しては、公共施設個別計画において、令和4年度までに着手することとされている。

今後検討すべき事項としては、まずは設置場所の検討が必要となる。

そして、PPPの検証を含めた、センターの運営方式等を検討し、多機能化などを含めた基本構想・基本計画の作成も必要である。

ソフト面では、市川市学校給食における食物アレルギー対応<ガイドライン>において、センターの取り扱いを加えることなどがある。

また、この給食提供方式の考え方については、センター設置の状況等を踏まえ、必要な見直しを図っていくものとする。

<給食センターの設置検討について（結果）>

給食センターの設置検討については、令和5年3月現在、配送時間等の条件を満たす最適な候補地は見つかっていない。

また、安全で充実した食の環境を実現していく中で、現在本市の給食提供方式の基本となっている「自校方式」が改めて評価されている状況にあり、給食センターの設置については、関係者の理解も十分には得られていない。

このため、附属施設の共同化としての給食センターの設置については、児童生徒数の著しい減少や栄養士の不足など、自校方式の給食の継続が困難となる場合等に改めて検討することとする。

【参 考】

市川市の給食実施状況の概要

(1) 市川市の学校給食の沿革

昭和22年 (1947年)	市内6つの小学校で補助給食開始(脱脂粉乳のみ) (市川・真間・中山・八幡・国分・南行徳)
昭和29年 (1954年)	平田小学校で週3回の完全給食開始
昭和31年 (1956年)	国府台小学校で週5回の完全給食開始
昭和38年 (1963年)	全小学校で完全給食開始
昭和52年 (1977年)	全中学校で完全給食開始
平成12年 (2000年)	調理業務等民間委託開始

(2) 調理業務の現状

①調理施設

現在、市内の給食の提供は、各学校で給食を作り、その学校で消費する自校方式と、給食施設のある学校（親校）から給食施設を持たない学校（子校）へ配給する親子方式を組み合わせて提供している。

提供方法	学校数	
自校方式	33校	
親子方式	親校12校	
	子校10校	
	小計	22校
独立方式	1校	
合計	※56校	

※須和田の丘特別支援学校は、小学部が稲越小の子校、中・高等部が自校のため、市内の学校数55校に対し、合計数が56となっている。また、この表では、子校の幼稚園は含めていない。

②調理種別

平成12年から始まった調理業務等の民間委託により、全体の約89.1%の学校給食が民間委託により実施されている。

運営形態	給食施設数
直営	5校
民間委託	41校

各学校の給食施設の概要

(令和5年3月現在)

	学校名	建築年 (和暦)	築年数	面積(m ²)	親子校関係	親校	子校	運営	設置場所
1	市川小学校	昭和46年	52年	195	単独			委託	校舎
2	真間小学校	昭和52年	46年	250	単独			直営	別棟
3	中山小学校	昭和56年	42年	254	単独			委託	別棟
4	八幡小学校	昭和39年	59年	260	単独			委託	校舎
5	国分小学校	平成25年	10年	729	親		一中	委託	別棟
6	大柏小学校	昭和53年	45年	316	単独			委託	別棟
7	宮田小学校	昭和36年	62年	128	単独			直営	校舎
8	富貴島小学校	平成3年	32年	290	単独			委託	校舎
9	若宮小学校	昭和50年	48年	291	単独			委託	別棟
10	国府台小学校	昭和52年	46年	336	単独			委託	別棟
11	平田小学校	昭和49年	49年	293	親		八中	委託	別棟
12	鬼高小学校	昭和56年	42年	302	単独			委託	別棟
13	菅野小学校	昭和56年	42年	302	単独			委託	別棟
14	行徳小学校	昭和53年	45年	317	単独			委託	別棟
15	信篤小学校	昭和53年	45年	300	(親)		※(信篤幼)	委託	別棟
16	稻荷木小学校	昭和50年	48年	247	単独			委託	別棟
17	南行徳小学校	昭和52年	46年	300	単独			直営	別棟
18	鶴指小学校	昭和43年	55年	201	(親)		※(大洲幼)	委託	校舎
19	宮久保小学校	昭和44年	54年	277	単独			委託	別棟
20	二俣小学校	昭和45年	53年	316	親		高谷中	委託	別棟
21	中国分小学校	昭和57年	41年	252	単独			委託	別棟
22	曾谷小学校	昭和49年	49年	295	単独			委託	別棟
23	大町小学校	昭和49年	49年	277	単独			委託	別棟
24	北方小学校	昭和49年	49年	338	親		三中	委託	別棟
25	新浜小学校	昭和53年	45年	300	単独			委託	別棟
26	百合台小学校	昭和52年	46年	391	親		東国分	委託	別棟
27	富美浜小学校	昭和53年	45年	300	単独			委託	別棟
28	柏井小学校	昭和55年	43年	300	親		四中	委託	別棟
29	大洲小学校	昭和55年	43年	330	親		大洲中	委託	別棟
30	幸小学校	昭和59年	39年	242	単独			委託	別棟
31	新井小学校	昭和55年	43年	277	単独			委託	別棟
32	南新浜小学校	昭和55年	43年	300	単独			委託	別棟
33	大野小学校	昭和55年	43年	304	単独			委託	別棟
34	塩焼小学校	昭和56年	42年	272	単独			委託	別棟
35	稲越小学校	昭和56年	42年	272	親		須和田稲	委託	別棟
36	大和田小学校	昭和58年	40年	309	親		六中	委託	別棟
37	福栄小学校	-	-	-	子	福栄中		-	-
38	妙典小学校	平成11年	24年	431	単独			直営	校舎
39	第一中学校		-	-	子	国分小		-	-
40	第二中学校	昭和52年	46年	288	単独			委託	別棟
41	第三中学校		-	-	子	北方小		-	-
42	第四中学校		-	-	子	柏井小		-	-
43	第五中学校	昭和52年	46年	280	単独			委託	別棟
44	第六中学校		-	-	子	大和田小		-	-
45	第七中学校	平成16年	19年	476	単独			委託	校舎
46	第八中学校		-	-	子	平田小		-	-
47	下貝塚中学校	昭和54年	44年	300	単独			委託	別棟
48	高谷中学校		-	-	子	二俣小		-	-
49	福栄中学校	昭和56年	42年	302	親		福栄小	委託	別棟
50	東国分中学校		-	-	子	百合台小		-	-
51	大洲中学校 大洲(夜間)		- -	- -	子	大洲小		-	-
52	南行徳中学校	昭和60年	38年	299	単独			委託	別棟
53	妙典中学校	昭和63年	35年	339	単独			委託	校舎
54	塩浜学園	昭和56年	42年	306	独立			委託	別棟
55	須和田の丘支援学校	昭和50年	48年	78	単独			直営	校舎
56	須和田の丘稲越校舎		-	-	子	稲越小		-	-

※幼稚園2園試行中

7. 市川市学校施設有効活用基本方針

市川市教育委員会

平成 17 年 10 月策定（平成 29 年 11 月改定）

1 方針策定の趣旨

学校施設は、教育財産として学校教育のために使用することが基本です。本市の児童生徒に対する教育機会の確保や教育水準の維持向上のためには、学校教育を進める上で必要な教室を確保する必要があります。

一方で、学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて積極的に活用されることが望ましいと考えます。

そこで、学校教育を進める上で必要な教室を確保する仕組みを整えるとともに、その結果余剰として把握された教室等を地域が抱える課題の解決に積極的に活用することができるよう、基本的な考え方や必要な基準を、本市のガイドラインとしてここに示すものです。

2 方針の対象範囲と定義

市川市学校施設有効活用基本方針（以下「活用方針」という。）は、市川市立小学校・中学校・義務教育学校の教室を対象とします。

以下に、活用方針における用語について示します。

※義務教育学校に関する必要教室数の基準は、今後検討することとします。

（1）教室区分、教室用途

学校の教室を大きく 4 つに区分し、各教室用途を分類します（図表 1）。

（図表 1）教室区分と主な教室用途

教室区分	主な教室用途
普通教室	実学級（＝通常学級及び特別支援学級）の児童生徒が主として学校生活を過ごす教室。通級指導教室、夜間中学を含む。
特別教室	理科、音楽等の教科のための教室、図書室等特別の施設設備が恒常的に設置してある室、教育相談室、進路指導室等。
学校教育施策に用いる教室	国の教育政策や市の学校教育施策に対応するための教室。 ①適応指導等教室（適応指導教室、ライフカウンセラー室等） ②多目的教室・少人数学習室 ③円滑な学校運営のための教室（P T A活動室、地域ルーム）
その他	上記以外の管理関係室など。 ①管理関係室（職員室、校長室、事務室、保健室等） ②その他（休憩室、教材室、倉庫、配膳室、調理室等）

（2）必要教室

本市の学校教育を進める上で必要な教室。

図表 1 の普通教室、特別教室及び学校教育施策に用いる教室の各区分に属する教室用途を対象としてこの用語を使用します。

(3) 余裕教室

学校の教室から必要教室を除いた教室。本市の活用方針では、普通教室の余剰だけでなく、特別教室及び学校教育施策に用いる教室の余剰を含みます。

(4) 必要教室数の基準

必要教室のうち、図表1の特別教室及び学校教育施策に用いる教室に属する各用途を対象に、学校規模、各教科等の授業時数及び使用頻度等を踏まえて、通常学級の数に応じた必要数を設定した基準（別表1・2）。

数の設定にあたっては、授業時及び放課後における使用実態、学習指導要領の改訂への対応、学級編制の少人数化に係る国や県の動向等を考慮し、必要な調整を加えています（視聴覚室、英語教室、多目的教室等）。

(5) 転用

既存の教室を学校教育以外の用途に転換すること。

(6) 複合化

学校施設の一部に学校教育以外の用途を組み込むことで複合施設とすること。

(7) 0.5教室サイズ化

普通教室の大きさを「1」とするとき、「0.5以上1未満」の大きさで複数の教室確保を図ること。

3 教育水準の維持向上に向けての考え方

(1) 学校施設の現状と課題

本市の学校施設は、昭和40年代から昭和50年代後半にかけて集中的に整備されました。現在ではその約8割が築30年以上を経過しており、これから大規模改修や建替えの時期を迎えます。

一方、本市の児童生徒数は昭和50年代後半から減少へと転じ、平成10年代前半から横ばい傾向ですが、将来人口推計によると、年少人口（0～14歳）は今後減少すると予測されていますので、児童生徒数も減少していくと予測されます。

このようなことから、本市の学校施設には、既存の余裕教室の活用と、建替え時期の児童生徒数に見合った施設整備という2つの課題があり、市川市公共施設等総合管理計画に掲げられた基本方針を踏まえて対応することが求められています。

(2) 教育水準の維持向上と学校施設に係る課題への対処

学校施設は、義務教育を支える教育条件のひとつであり、教育水準の維持向上を図るためには、学校教育を進める上で必要な教室を確保する必要があります。

特に、これからの学校教育を考えると、平成28年3月の次期学習指導要領において示された新たな学びを具現化し、地域とともにある学校を推進するための環境整備を進めていくことが求められます。

そこで、本市の必要教室数の基準を整備し、必要教室を一定数確保するととも

に、前述の2つの課題に対処するための基盤とします。

①必要教室の確保

必要教室数の基準によって、本市の学校教育のために必要な教室の確保を図ります。また、通学区域の変更等様々な要因によって児童生徒数の変動等が生じた場合でも、必要教室が確保されているかどうかの判断が容易になります。

教室不足が一時的なものであれば、他の教室を活用する等時限的な対応を図ることも考えられますが、児童生徒数が当面の間減少しないなど恒常的な教室不足が見込まれる場合は、教室の増設等を図ります。

なお、特別支援学級（通級、プレイルームを含む）や日本語指導教室のように、別表において必要数を明示していないものについては後述します（6ページ 「5 必要教室数の基準に関する留意点」（1）を参照）。

②学校施設に係る課題への対処

必要教室数の基準により必要教室が明確になることで、各学校の余裕教室の数等を把握することが容易になり、今後の活用を促すことにつながります。

また、児童生徒数の将来推計と組み合わせることで、建替え時期の児童生徒数に見合った施設整備を進めることが可能となります。

ただし、本市の児童生徒数は、全体としては減少していくと予測されるものの、地域によって差が生じると考えられますので、各学校の建替え時期に合わせて対処していく必要があります。

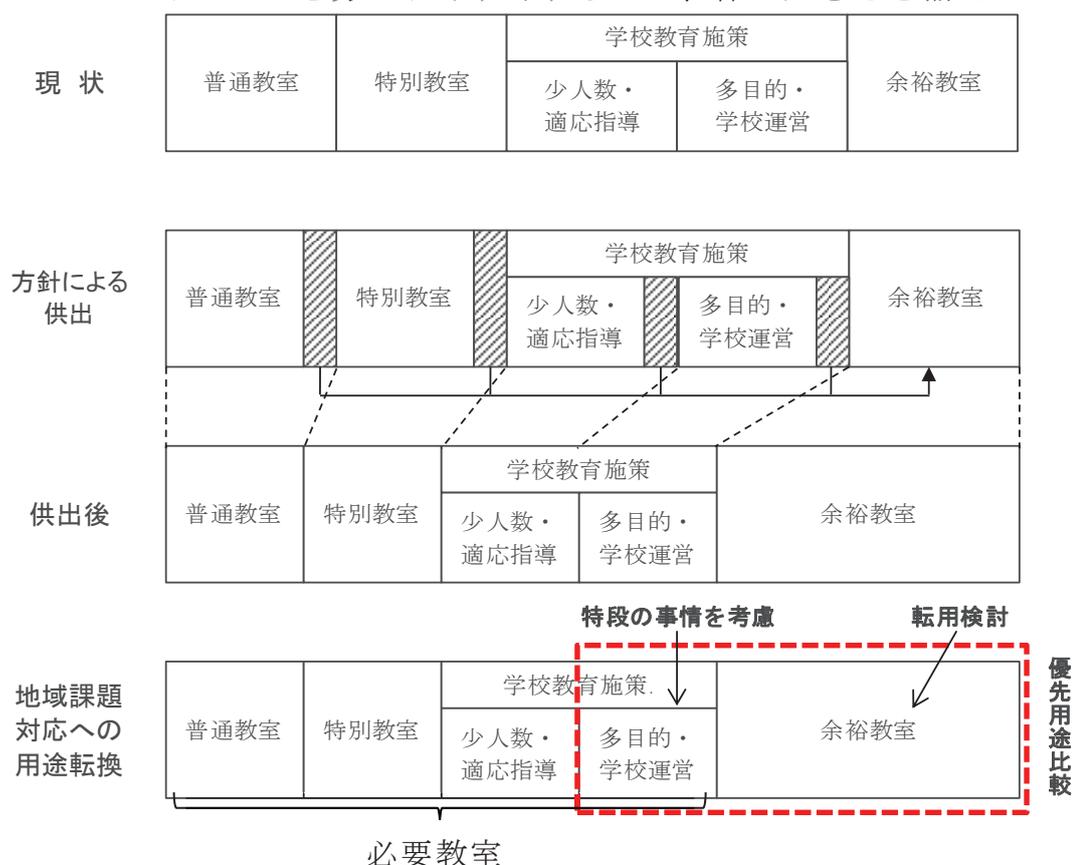
4 学校施設活用に向けての考え方

平成25年6月に閣議決定された国の第2期教育振興基本計画では、学校施設の複合化や余裕教室の活用により、教育政策がまちづくりに関する政策等と連携していくとしています。また、本市が平成28年3月に策定した市川市公共施設等総合管理計画では、公共施設の床面積を削減する手法として施設の複合化が示され、市民サービスの向上や多世代の交流を目指すとしています。こうした考えは、生産年齢人口の減少に伴い市税収入の大幅な増加が見込めない状況下、社会保障関係費が年々増加していることなど、新たな公共施設を建設することが困難な状況にあっては、当然の帰結と言えます。

学校は最も身近な公共施設であり、地域における喫緊の課題に対処する場として活用していくことが強く求められる時代です。施設の複合化にあっても学校の安全や良好な学習環境の維持が前提となりますが、このような時代の要請を踏まえ、本市の学校施設を地域の実情に応じて積極的に活用するための基本的な考え方を以下に整理します。

(図表2) 今後の年少人口減少を踏まえた学校施設有効活用のイメージ図

※イメージを分かりやすくするため、枠の大きさを揃えています



(1) 余裕教室の転用に向けた体制の整備

余裕教室の転用に関する要望を受けた場合、市川市公共施設等総合管理計画との整合、各学校における余裕教室の転用の可否、転用の際に必要となる学校の安全及び良好な学習環境の維持のための措置等について、学校長や関係部署と連絡調整を図りながら検討を行う必要があります。

そこで、今後は教育委員会事務局の学校施設管理担当部署が中心となり、事業部署と協議を行います。

(2) 優先用途比較の実施

余裕教室の活用にあたっては、学校教育のための用途に使用するほか、高齢者福祉や児童福祉等様々な施策を所管する事業部署から活用したい旨の要望が複数寄せられることが考えられます。その場合は、「学校関係の用に供されている事由」や「複合化等を希望する課題解決の事由」を比較検討し、最も優先すべき用途に余裕教室を充てることとします（優先用途比較）。

また、優先用途比較の際、地域が抱える課題解決のための用途を優先させるべき特段の事情がある場合は、余裕教室だけでなく必要教室の一部（多目的教室、円滑な学校運営のための教室に限る）についても必要に応じて供出し、転用することができることとします。

なお、余裕教室であっても現実には既に他の用途で使用されている可能性がありますので、使用中断の影響等も考慮した既存用途との調整、また、優先用途比較によって必要教室の一部を供出する場合についても同様の調整が必要となります。

このような調整にあたっては、政策的な判断を伴うことから、優先用途比較を市川市立学校教育環境整備庁内検討会において行うこととします。

また、政策的判断を伴う場合について、以下に例示します。

①障害者差別解消法の「必要かつ合理的な配慮」への対応

地方公共団体は、障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）において、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うための環境整備に努める義務を負っています。

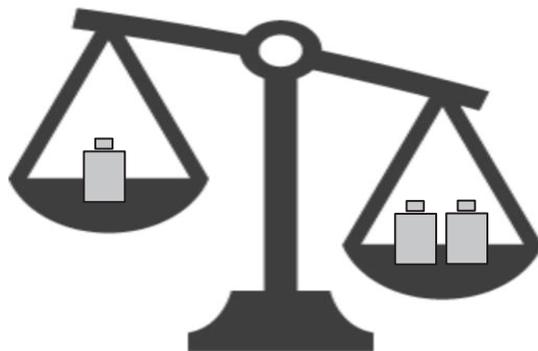
また、障がいだけでなく不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを持つ者に対する教育機会の提供は、今後の学校教育において重要性が増すと考えられることから、優先用途比較の際に留意する必要があります。

②「放課後子ども総合プラン」への対応

平成 26 年 7 月に文部科学省、厚生労働省が発出した「放課後子ども総合プランについて」では、児童の放課後などの安全、安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題である、とあります。

また、余裕教室の活用だけでなく、既に活用済みの余裕教室を有効性の観点から再検討し、より有効な活用を図ることができる余地がある場合は、課題解決のために転用を積極的に検討することも求めていることから、優先用途比較の際に留意する必要があります。

（図表 3）優先用途比較のイメージ図



学校施設をどう活用するか、施策や事業を組み合わせも含めて比較検討、優先すべき用途を判断（天秤のイメージ）

5 必要教室数の基準に関する留意点

この基準に関し、別表に付記する以外の主な留意点を、以下に記します。

(1) 特別支援学級、日本語指導教室

特別支援学級（通級を含む）に通う児童生徒は近年増加しており、これまでは各学校に生じた余裕教室を適時活用し、増設している現状にあります。

今後も障がい種別等に応じた教室設置の必要性が高まると想定されます。将来の需要等を見極めながら本市の児童生徒に対する教育機会の確保のために計画的な教室設置が図られるよう、教育委員会として将来的な計画を別途示すこととします。

日本語指導教室についても同様ですが、教室の設置数が少ないこともあり、増設する場合は、将来の需要等を見極めて慎重に検討することとします。

(2) 多目的教室

多目的教室については、学級編制の少人数化に際し、余裕教室だけでは普通教室の増加分を賄うことができない場合に普通教室として再利用するストック的な役割を担うことも踏まえて、教室数を設定しています。

各学校の通常学級数に応じて教室数を割り当て、平時の用途は学校長に一任することとしますが、本来は多目的な活用を想定した教室ですので、教室用途を固定することなく時間帯で使い分ける等、各学校において使用頻度を高める工夫を行うことが望ましいと考えます。

(3) 少人数学習室

教育的ニーズが高い少人数学習のための教室を整備するため、0.5 教室サイズ化を図ります。また、建替え時には、パーティション等を用いて隣接教室との一体的な活用を図るなど、教室配置を含めて限りある学校施設をフレキシブルに活用するための検討も行うこととします。

(4) P T A 活動室及び地域ルーム

P T A 活動室及び地域ルームも、前項と同様に 0.5 教室サイズ化を図ります。

P T A 活動室は、P T A の活動実態に合わせて「0.5 以上 1 未満」の大きさを確保し、活動実態がない場合は余裕教室として扱います。

地域ルームは、コミュニティ・スクール制度において学校運営に参画する地域の方々の拠点です。地域学校協働本部を中学校ブロックごとに設置することから、各中学校に設けることとします。

(5) 教室区分の「その他」に該当する室

図表 1 の「その他」に掲げる各室については、この活用方針によらず、関係法令や各学校施設整備指針を参照しながら、学校運営のために必要な数や大きさを別途確保するものとします。

6 余裕教室を転用する際の留意点

余裕教室を転用する際の主な留意点を、以下に記します。

(1) 学校教育に活用する視点

国の第2期教育振興基本計画では、基本政策の1つとして「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」を掲げ、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取り組みを推進する、とあります。

学校の安全や良好な学習環境の維持が前提ではありますが、地域課題解決のために余裕教室を転用し、施設の複合化を図る際は、高齢者や異年齢の子どもなど地域における世代を超えた交流の機会を設けるなど、施設の複合化を学校教育に活かすことも検討の視点に加え、地域課題解決と学校教育の両面から有効活用に向けた検討を行うことが望ましいと考えます。

(2) 再利用を妨げる改造等の制限

学級編制の少人数化によって通常学級数が増加する場合は、余裕教室や転用済みの教室を普通教室として再利用することがあり得ます。余裕教室を転用する際は、できる限り教室としての再利用を妨げる改造等は行わないことが望ましいと考えます。

(3) 教室配置の全体調整

余裕教室を転用し施設の複合化を図る際は、転用後の施設の利用方法だけでなく、良好な学習環境の維持という観点から、学年ごとのまとまりの確保、普通教室と特別教室等のつながり等も考慮し、教室配置の全体調整を必要に応じて行うものとしします。

(4) 法令上の手続きの確認

余裕教室の転用にあたっては、地方自治法等に基づく目的外使用許可の手続き以外にも、建築基準法や消防法などの法令上の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめ関係部署、関係機関に確認するなど、手続き面の不備が生じないように留意する必要があります。

別表1. 小学校の教育に必要な教室数の基準

教室区分	通常学級数 教室用途	～11	12～18	19～24	25～	備考
		学級	学級	学級	学級	
特別教室	理科室	1	1	1	2	
	生活科室	1	1	1	1	
	音楽室	1	1	2	2	
	家庭科室	1	1	1	1	
	図工室	1	1	1	1	
	視聴覚室	1	1	0	0	防音室として設置。音楽室と計2室を確保
	コンピュータ室	1	1	1	1	
	児童会室	1	1	1	1	
	英語教室	1	1	1	1	外国語教育の早期化対応
	図書室	1	1	1	1	
	教育相談室	0	0	0	0	
	小計①		10	10	10	11
学校教育施策に用いる教室	ゆとりぎ相談室	1	1	1	1	ゆとりぎ相談員用
	日本語指導教室		※			
	小計②-1 適応指導等	1	1	1	1	
	多目的教室	1	2	2	3	
	少人数学習室	2	2	3	3	0.5教室サイズ化
	小計②-2 多目的・少人数	3	4	5	6	
	会議室	1	1	1	1	0.5教室サイズ化
	【内訳】PTA活動室	1	1	1	1	
	【内訳】地域ルーム	0	0	0	0	
	小計②-3 円滑な学校運営	1	1	1	1	
小計②(=②-1,2,3)		5	6	7	8	
合計(①+②)		15	16	17	19	

(注記)

- 1 教室数の「0」は、その教室用途だけでは教室を確保しない(必要に応じて他の教室と共用する)ことを意味します。
- 2 日本語指導教室(※)については、活用方針「5 必要教室数の基準に関する留意点」(1)を参照。

別表2. 中学校の教育に必要な教室数の基準

教室 区分	通常学級数 教室用途	～11	12～18	19～24	25～	備考
		学級	学級	学級	学級	
特別 教室	理科室	1	2	2	3	
	音楽室	1	1	2	2	
	技術室	1	1	2	2	
	家庭科室	1	2	2	2	1室の場合は「調理室」を設置
	美術室	1	1	1	2	
	図書室	1	1	1	1	
	視聴覚室	1	1	0	0	防音室とする。音楽室と計2室を確保
	コンピュータ室	1	1	1	1	
	生徒会室	1	1	1	1	
	英語教室	0	0	0	0	
	教育相談室	0	0	0	0	
	進路指導室	0	0	0	0	
	小計①		9	11	12	14
学校 教育 施策 に 用 い る 教 室	ライフカウンセラー室	1	1	1	1	ライフカウンセラー用
	適応指導教室	1	1	1	1	不登校対応等個別ニーズ対应用
	日本語指導教室			※		
	小計②-1 適応指導等	2	2	2	2	
	多目的教室	1	2	2	3	
	少人数学習室	2	2	3	3	0.5教室サイズ化
	小計②-2 多目的・少人数	3	4	5	6	
	会議室	2	2	2	2	0.5教室サイズ化
	【内訳】PTA活動室	1	1	1	1	
【内訳】地域ルーム	1	1	1	1		
小計②-3 円滑な学校運営	2	2	2	2		
小計②(=②-1,2,3)		7	8	9	10	
合計(①+②)		16	19	21	24	

(注記)

- 1 教室数の「0」は、その教室用途だけでは教室を確保しない(必要に応じて他の教室と共用する)ことを意味します。
- 2 日本語指導教室(※)については、活用方針「5 必要教室数の基準に関する留意点」(1)を参照。

8. 学校施設複合化ガイドライン（令和2年11月策定、令和4年4月改訂）

学校施設複合化ガイドラインの概要

1 背景

学校施設を地域の実情に応じて積極的に活用するため、「市川市学校施設有効活用基本方針（平成17年10月策定、平成29年11月改定）」を策定し、既存の学校施設における余裕教室の転用を図ってきました。

一方、学校施設の老朽化や児童生徒数の減少等に対応するため、学校施設は順次建替えることとしており、建替え後の学校施設についても、学校の安全や良好な学習環境の確保を前提としながら、地域の実情に応じて柔軟に活用していくことが求められています。

そこで、既存の学校施設における余裕教室の転用と学校施設の建替え時の複合化の検討をより効率的かつ適切に進めるため「学校施設複合化ガイドライン」を策定するものです。

2 策定にあたっての留意点

学校施設複合化ガイドラインの策定にあたっては、安全・安心で充実した教育環境の確保や市川市公共施設等総合管理計画との整合等について、関係部と連携・調整を図りながら進めることとします。

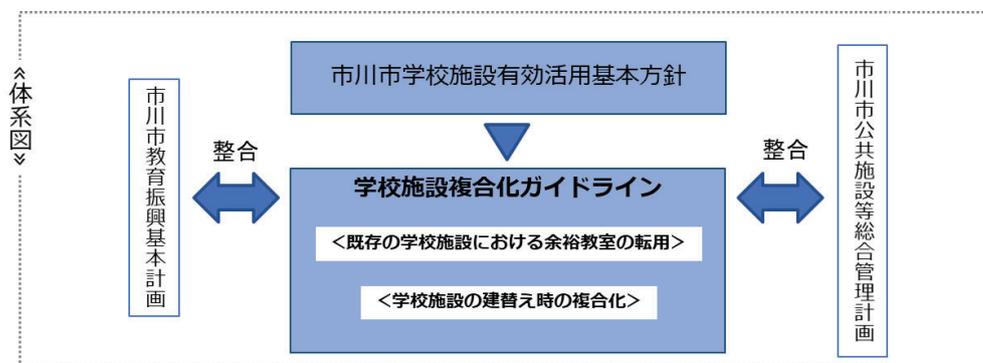
1

学校施設複合化ガイドラインの概要

ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、市川市学校施設有効活用基本方針に基づき、「既存の学校施設における余裕教室の転用」と「学校施設の建替え時の複合化」を効率的かつ適切に進める際の体制や手順を定めるものです。

学校施設の転用・複合化は、学校の安全・安心や良好な学習環境の維持・確保を前提としつつ、全体の公共施設の総合かつ計画的な管理の下で、その検討を進める必要があることから、市川市教育振興基本計画や市川市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら進めていきます。



2

学校施設複合化ガイドライン ～検討体制～

検討体制

学校施設の余裕教室の転用や複合化を行う場合、高齢者施設や児童福祉施設、民間施設など、複数の用途（以下「複合化用途」という）が想定されます。

また、良好な学習環境の維持という観点から教室配置の全体調整や法令上の手続き等が必要となる場合もあります。

これらの事項を円滑に進めるためには、全庁的な検討体制や外部との調整が不可欠です。

そこで、次の体制により、学校施設の転用・複合化の検討を行うこととします。

- 転用・複合化の可否の確認・・・・・・・・・・学校環境調整課、教育施設課
- 複合化用途の検討、発案・・・・・・・・・・事業担当課
- 発案の受付・・・・・・・・・・学校環境調整課、教育施設課
- 発案の検証、確認・・・・・・・・・・学校環境調整課、教育施設課、行政経営・DX課
- 複合化に関わる庁内調整・・・・・・・・・・学校環境調整課、教育施設課、行政経営・DX課
- 法令の確認・・・・・・・・・・教育施設課
- 複合化用途（転用）の調整・・・・・・・・・・学校教育環境整備庁内検討会（詳細は、「市川市学校教育環境整備庁内検討会設置要綱」を参照）
- 転用の決定・・・・・・・・・・教育長
- 複合化の決定・・・・・・・・・・教育委員会会議
- 事業担当課との調整・・・・・・・・・・学校環境調整課、教育施設課
- 学校との調整・・・・・・・・・・学校環境調整課、教育施設課

3

学校施設複合化ガイドライン ～既存の学校施設（転用）～

【既存の学校施設における余裕教室の転用】検討手順

ステップ 1	○ 転用の可否の確認 （学校環境調整課） 既存の学校施設の教室数と学校施設有効活用基本方針で定める必要教室数を比較し、余裕教室数を確認します。
ステップ 2	○ 複合化用途の検討、発案 （事業担当課） 事業担当課は、地域のニーズや民間からの提案を収集するなど、学校施設の活用可能性を積極的に検討し、発案します。
ステップ 3	○ 発案の受付・検証、確認 （学校環境調整課、行政経営・DX課） 事業担当課からの発案を受け付け、学校施設の余裕教室数や現実の利用状況などを踏まえ、転用の可能性を検証し、発案内容を確認します。
ステップ 4	○ 法令の確認 （教育施設課） 転用するにあたって、各種法令に抵触していないか確認するとともに、必要な手続きについて確認します。
ステップ 5	○ 複合化用途・転用の調整 （学校教育環境整備庁内検討会） 複合化用途の決定にあたっては、政策的な判断を伴うことから、学校教育環境整備庁内検討会において、複合化用途の必要性の確認や優先用途比較を行い、転用の可否を調整します。
ステップ 6	○ 転用の決定 （教育長） 市長部局との意思決定に至るまでの事前調整が必要な場合は、調整会議に付議し、協議します。転用について教育長の決裁を受けます。

4

学校施設複合化ガイドライン ～既存の学校施設（転用）～

ステップ 1

○転用の可否の確認（学校環境調整課）

既存の学校施設の教室数と学校施設有効活用基本方針で定める必要教室数を比較し、余裕教室数を確認します。

確認の時期

当該年度の学校施設の教室利用状況（学校施設台帳）と普通学級数の取りまとめが完了した段階で余裕教室数の確認を行います。

関係課

- 学校施設の教室利用状況・・・・・・・・教育施設課
- 普通教室数・・・・・・・・義務教育課

ステップ 2

○複合化用途の検討、発案（事業担当課）

事業担当課は、地域のニーズや民間からの提案を収集するなど、学校施設の活用可能性を積極的に検討し、発案します。

検討方法

事業担当課が把握する地域ニーズのほか、PPPガイドラインで定めるサウンディング調査も市場性の把握や活用アイデアの収集等を行うための有効な手法です。

事業担当課は、学校施設の活用可能性を積極的に検討するため、様々な手法を用いて、地域ニーズや民間からの提案を収集し、学校施設の活用可能性を検討してください。

5

学校施設複合化ガイドライン ～既存の学校施設（転用）～

発案方法

既存の学校施設の転用の検討にあたっては、複合化用途の必要性や必要面積等を把握する必要があることから、事業担当課は複合化用途の発案を行う際は「複合化用途発案シート（様式1）」を作成してください。

ステップ 3

○発案の受付・検証、確認（学校環境調整課・行政経営・DX課）

事業担当課からの発案を受け付け、学校施設の余裕教室数や現実の利用状況などを踏まえ、転用の可能性を検証し、発案内容を確認します。

受付方法

事業担当課は作成した「複合化用途発案シート（様式1）」を学校環境調整課に提出してください。

検証・確認方法

<可能性の検証>

「複合化用途発案シート（様式1）」を基に、学校環境調整課が学校施設の余裕教室の状況を確認します。なお、余裕教室であっても、現実には他の用途で使用されている可能性があるため、学校と調整しながら転用の可能性を検証します。

<発案内容の確認>

全体の公共施設を総合的かつ計画的に管理するため、「複合化用途発案シート（様式1）」を基に、行政経営・DX課が発案内容を確認します。

6

学校施設複合化ガイドライン ～既存の学校施設（転用）～

ステップ 4

○法令の確認（教育施設課）

転用するにあたって、各種法令に抵触していないか確認するとともに、必要な手続きについて確認します。

確認方法

余剰教室の転用にあたっては、建築基準法や消防法など法令に抵触していないか確認するとともに、地方自治法等に基づく目的外使用許可など手続きの不備が生じないよう留意する必要があります。

教育施設課が事業担当課と連携しながら、関係部署・関係機関に確認を行います。

ステップ 5

○複合化用途・転用の調整（学校教育環境整備庁内検討会）

複合化用途の決定にあたっては、政策的な判断を伴うことから、学校教育環境整備庁内検討会において、複合化用途の必要性の確認や優先用途比較を行い、転用の可否を調整します。

複合化用途が一つの場合

学校教育環境整備庁内検討会において、複合化用途の必要性を確認し、複合化用途及び転用の可否を調整します。

複合化用途が複数ある場合

学校教育環境整備庁内検討会において、優先用途比較（学校関係の用に供されている事由や複合化用途を希望する課題解決の事由を比較検討）し、最も優先すべき用途を複合化用途とし、転用の可否を調整します。

7

学校施設複合化ガイドライン ～既存の学校施設（転用）～

ステップ 6

○転用の決定（教育長）

市長部局との意思決定に至るまでの事前調整が必要な場合は、調整会議に付議し、協議します。転用について教育長の決裁を受けます。

決定方法

学校教育環境整備庁内検討会（ステップ5）での転用の調整結果を受け、さらに、市長部局との調整が必要と判断された場合は、調整会議に付議し、協議します。

※調整会議への付議は、企画課が案件ごとに調整・判断します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号（学校その他教育機関の用に供する財産の管理に関すること。）に基づき、転用を行う場合は、教育長の決裁を受け、転用を決定します。

※調整会議に付議した場合は、市長部局の関係部長に合議を行います。

8

学校施設複合化ガイドライン ～建替え時の学校施設（複合化）～

【学校施設の建替え時の複合化】検討手順

ステップ 1	○ 複合化の可否の確認 （学校環境調整課又は教育施設課） 学校敷地に対して建築可能な床面積と学校施設有効活用基本方針で定める必要教室数等を確保できる床面積を比較し、建替え後の余剰面積を確認します。また、複合化用途の発案時期を周知します。
ステップ 2	○ 複合化用途の検討、発案 （事業担当課） 事業担当課は、発案時期を確認し、地域のニーズや民間からの提案を収集するなど、学校施設の活用可能性を積極的に検討し、発案します。
ステップ 3	○ 発案の受付・検証、確認 （学校環境調整課又は教育施設課、行政経営・DX課） 事業担当課からの発案を受け付け、建替え後に複合化用途に活用できる余剰面積を踏まえ、複合化の可能性を検証するとともに、発案内容を確認します。
ステップ 4	○ 複合化に関わる庁内調整 （学校環境調整課又は教育施設課、行政経営・DX課） 庁内の複合化用途のニーズを調査し、その結果と発案内容を踏まえ、庁内調整を行います。また、社会的・政策的ニーズに対応できるよう情報収集を行います。
ステップ 5	○ 法令の確認 （教育施設課） 複合化にあたって、各種法令に抵触していないか確認するとともに、必要な手続きについて確認します。
ステップ 6	○ 複合化用途の調整 （学校教育環境整備庁内検討会） 複合化用途の決定にあたっては、政策的な判断を伴うことから、学校教育環境整備庁内検討会において、複合化の必要性の確認や優先用途比較を行います。
ステップ 7	○ 複合化の決定 （教育委員会会議） 建替えに係る予算執行の方向性を確認するため、原則、「建替えに関する基本構想・基本計画」を行政経営会議に付議し、了承を得ます。その後、基本構想等について教育委員会会議で議決を得ます。

9

学校施設複合化ガイドライン ～建替え時の学校施設（複合化）～

ステップ 1	○ 複合化の可否の確認 （学校環境調整課又は教育施設課※） 学校敷地に対して建築可能な床面積と学校施設有効活用基本方針で定める必要教室数等を確保できる床面積を比較し、建替え後の余剰面積を確認します。また、複合化用途の発案時期を周知します。 確認の時期 （※第一中学校：学校環境調整課、市川小学校：教育施設課）
ステップ 2	○ 複合化用途の検討、発案 （事業担当課） 事業担当課は、発案時期を確認し、地域のニーズや民間からの提案を収集するなど、学校施設の活用可能性を積極的に検討し、発案します。

検討方法

事業担当課が把握する地域ニーズのほか、PPPガイドラインで定めるサウンディング調査も市場性の把握や活用アイデアの収集等を行うための有効な手法です。

事業担当課は、周知された発案時期を確認し、学校施設の活用可能性を積極的に検討するため、様々な手法を用いて、地域ニーズや民間からの提案を収集し、学校施設の活用可能性を検討してください。

発案方法

学校施設の複合化の検討にあたっては、複合化用途の必要性や必要面積等を把握する必要があることから、事業担当課は複合化用途の発案を行う際は「複合化用途発案シート（様式1）」を対象となる学校施設の建替えに関する基本構想・基本計画の策定開始までで作成してください。

10

学校施設複合化ガイドライン ～建替え時の学校施設（複合化）～

ステップ3

○**発案の受付・検証、確認**（学校環境調整課又は教育施設課※、行政経営・DX課）
事業担当課からの発案を受け付け、建替え後に複合化用途に活用できる余剰面積などを踏まえ、複合化の可能性を検証するとともに、発案内容を確認します。

（※第一中学校：学校環境調整課、市川小学校：教育施設課）

受付方法

事業担当課は作成した「複合化用途発案シート（様式1）」を発案時期までに学校環境調整課又は教育施設課に提出してください。

※基本構想・基本計画策定時に学校運営協議会等から複合化用途の提案があった場合には、それを事業担当課にフィードバックします。
事業担当課は、提案のあった複合化用途の必要性和学校施設の活用可能性を検討し、複合化用途の発案を行う必要がある場合は「複合化用途発案シート（様式1）」を作成し、学校環境調整課又は教育施設課に提出してください。

検証・確認方法

<可能性の検証>

「複合化用途発案シート（様式1）」を基に、学校環境調整課又は教育施設課が建替え後に複合化用途に活用できる余剰面積を確認し、複合化の可能性を検証します。

<発案内容の確認>

全体の公共施設を総合的かつ計画的に管理するため、「複合化用途発案シート（様式1）」を基に、行政経営・DX課が複合化の発案内容を確認します。

11

学校施設複合化ガイドライン ～建替え時の学校施設（複合化）～

ステップ4

○**複合化に関わる庁内調整**（学校環境調整課又は教育施設課※、行政経営・DX課）
庁内の複合化用途のニーズを調査し、その結果と発案内容を踏まえ、庁内調整を行います。また、社会的・政策的ニーズに対応できるよう情報収集を行います。

（※第一中学校：学校環境調整課、市川小学校：教育施設課）

調整方法

学校環境調整課又は教育施設課と行政経営・DX課が複合化用途の庁内のニーズを調査します。その結果と発案内容について、建替え後に複合化用途に活用できる余剰面積や公共施設等総合管理計画・個別計画で定める再編・整備方針等を踏まえ、調整を行います。

また、社会的・政策的ニーズに対応できるよう、行政経営・DX課は適宜、情報収集を行います。

ステップ5

○**法令の確認**（教育施設課）
複合化にあたって、各種法令に抵触していないか確認するとともに、必要な手続きについて確認します。

確認方法

複合化にあたって、建築基準法や消防法など法令に抵触していないか確認するとともに、地方自治法等に基づく目的外使用許可など手続きの不備が生じないよう留意する必要があります。

教育施設課が事業担当課と連携しながら、関係部署・関係機関に確認を行います。

12

学校施設複合化ガイドライン ～建替え時の学校施設（複合化）～

ステップ6

- 複合化用途の調整（学校教育環境整備庁内検討会）
複合化用途の決定にあたっては、政策的な判断を伴うことから、学校教育環境整備庁内検討会において、複合化用途の必要性の確認や優先用途比較を行います。

複合化用途が一つの場合

学校教育環境整備庁内検討会において、複合化用途の必要性を確認し、複合化用途を調整します。

複合化用途が複数ある場合

学校教育環境整備庁内検討会において、優先用途比較（学校関係の用に供されている事由や複合化用途を希望する課題解決の事由を比較検討）し、複合化用途を調整します。

ステップ7

- 複合化の決定（教育委員会会議）
建替えに係る予算執行の方向性を確認するため、原則、「建替えに関する基本構想・基本計画」を行政経営会議に付議し、了承を得ます。その後、基本構想等について教育委員会会議で議決を得ます。

決定方法

学校施設の建替えに関する基本構想・基本計画の中で、複合化について整理することとします。
建替えに係る予算執行の方向性を確認するため、原則、「建替えに関する基本構想・基本計画」を行政経営会議に付議し、そこで複合化についても了承を得ます。

その後、基本構想・基本計画について、教育委員会会議で議決を得て、複合化を決定します。

13

9. 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針

平成 30 年 3 月 8 日

市川市教育委員会

(はじめに)

急激な少子高齢化や情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化してきています。そのような中、少子化の進展による学校の過度な小規模化がもたらす教育条件への影響に対する懸念を背景として、本市教育委員会は、平成 28 年 7 月、市川市教育振興審議会に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について」諮問を行いました。

審議会では、本市教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、学校の適正規模に対する考え方や、適正配置の検討にあたって留意すべき内容を様々な視点からご検討いただき、平成 29 年 11 月に答申をいただきました。

本市は答申の内容を尊重し、これからの学校の教育条件の維持向上を図るため、以下に小中学校の適正規模・適正配置に関する方針を示します。

(基本的な考え方)

本市教育の基本理念の「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てていく教育です。それは地域コミュニティを基盤とするものであり、身近な生活圏域で構成される住民組織による、地域の学校への主体的な関与が不可欠です。

また、「未来へつなぐ教育」とは、子どもの学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。それは、小中学校の連続性（9年間の義務教育）を基盤とするものであり、新学習指導要領においても、学校段階等間の円滑な接続が重視されているように、本市が教育を支えるための制度設計を行うことが重要になります。

教育は学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが求められます。国の中央教育審議会等においても、これからの時代は、学校と地域が相互に連携、協働し、社会総がかりでの教育の実現を図る必要があるとされ、これまで以上に地域ぐるみで、子どもたちの義務教育9年間の学びを支える仕組みを整えることが必要になります。

そのため、本市では中学校区という単位をより一層重視し、学びと育ちの連続した環境づくりを図っていきます。

(方針の実現を図るにあたって)

これからの学校の教育条件の維持向上には、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠です。方針の実現を図るための施策の実施にあたっては、学校運営協議会等を通して、保護者や地域住民に対する丁寧な説明を行い、相互の理解を深めていくよう努めていきます。

(適正規模について)

本市では小中学校の通常学級の適正な学級数を、概ね12学級から18学級とします。規模による課題を最小化し、新学習指導要領に示されている主体的、対話的で深い学びの実現ができると同時に、専任の教務主任の確保や教職員の十分な育成を図ることが可能な規模として、国の標準規模を基に検討を行った答申の内容を踏まえたものです。

本市の児童生徒数は昭和58年度のピーク時と比較し約62%に減少しており、将来人口推計においても、さらに減少していくことが予測されています。その一方で、特定の学校の小規模化や大規模化により、本市には様々な規模の学校があります。

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題があります。小規模校には、きめ細かな指導が行いやすい等の利点がありますが、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることのできる一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響も懸念されます。

一方、大規模校には、多様なグループ活動が可能なこと等による利点がありますが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が減少することなどが懸念されます。

(適正配置について)

本市は、小規模校に対して、答申で提言されている三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じて複合的に実施します。

実施時期は、規模を原因とした課題の影響が顕著になると考えられる、小学校で6学級、中学校で9学級以下に学校がなるまでにとします。

ただし、施設整備が必要となる方策は、校舎の築年数や施設の複合化等も考慮し、実施時期を決定します。

答申で提言された小規模校に対する適正配置の方策と、それに対する本市の考え方は、以下の通りです。

(1) 通学区域の見直し

小規模校に、隣接する学校の通学区域の一部を編入することにより、規模による課題の解消を図るものです。検討にあたっては、通学区域の過去の状況の把握に努めるとともに、隣接する学校の規模や通学路の安全性と距離に留意します。

(2) 学校統合

小規模校を隣接する学校と統合することにより、規模による課題の解消を図るものです。検討にあたっては、隣接する学校の規模や通学路の安全性と距離等に留意します。

学校は子どもたちへの教育を行う施設であるだけでなく、避難所や文化、スポーツの活動拠点としての役割を担っており、地域コミュニティの中核的な存在であることから、地域のつながりに配慮し、慎重に検討を行います。

(3) 義務教育学校の設置

小規模校がある地域の、中学校と一つあるいは複数の小学校とを、新しい学校種である義務教育学校に移行するものです。

平成28年度に開校した義務教育学校「塩浜学園」の成果を検証した上で、9年間の一貫した教育を可能とする義務教育学校の設置を検討します。その際の規模は、各学年3学級程度を目安とします。

検討の結果、隣接する学校の規模や通学条件などから、以上の三つの方策のいずれも実施することが困難な場合は、教職員の加配などにより、規模による課題を軽減させるための学校支援を行います。

大規模校については、将来的には大部分が適正規模の範囲に収まると予測されます。それまでの期間は、通学区域の見直しや必要に応じた学校支援を行うことにより、学校運営上の課題の軽減を図ります。

（小中学校の連続性について）

本市では多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学している現状があります。これからの学校の教育条件の維持向上を図るためには、小中学校の通学区域は一致していることが望ましいと考えます。そのため、校舎の建替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討します。

また、通学区域の弾力的運用として、本市では小中学校ともに指定校変更制度を設けていますが、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、指定校変更制度のあり方については見直しを進めていきます。

（本方針の見直しについて）

社会情勢やまちづくりの方針の変化、児童生徒数の増減などに対応するため、本方針は必要に応じて見直しを行っていくものとします。

10. 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針

令和4年8月
市川市教育委員会

1. 見直しの視点、留意点

本市の児童生徒数や学級数の推移、学校規模、通学区域の課題等を踏まえ、通学区域の見直しを進める上での、「視点」と「留意事項」を以下のとおり定めます。

視点1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小中学校の連続性（9年間の義務教育）を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないように、原則として、小中学校の通学区域を一致させることとします。

視点2 通学路の安全性

交通量の多い幹線道路などには、横断歩道や歩道橋などの必要な安全対策を講じることが前提となりますが、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすることとします。

視点3 地域コミュニティのつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、自治会単位で通学区域を編成することが望まれます。

このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成することとします。

視点4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ることとします。

留意事項 通学距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっていますが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意することとします。

2. 見直しの流れ

以下の流れに沿って、通学区域の再編案を作成することとします。

①小中学校の通学区域の一致（視点1 小中学校の連続性）

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせます。

②通学路の安全確保（視点2 通学路の安全、留意事項 通学距離）

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とします。

③学校規模の是正（視点3 地域コミュニティのつながり、視点4 学校規模の是正）

隣接する学校が大規模校（19学級以上の学校）と過小規模校（小学校6学級、中学校9学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

3. 通学区域の再編案の作成及び見直し

「見直しの流れ」に沿って、中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成し、それを基に学校運営協議会で協議、調整を行うこととします。

学校運営協議会での協議、調整の結果、通学区域の再編案に見直しが必要となった場合には、それを踏まえ、全体の再編案を修正することとします。

ただし、この手続きに沿って、新たな通学区域を既に決定した学校の通学区域については、原則、修正の影響は及ばないものとします。

4. 通学区域決定までの手続き

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮しながら、実情に即した見直しを行うことが求められています。

また、通学区域の見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化につながるよう、地域等と丁寧に協議、調整を行いながら、適切に進めることが重要です。

このことから、各学校の新たな通学区域の決定にあたっては、通学区域の変更により、影響のある学校の学校運営協議会において、「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行うこととします。

その上で、教育委員会は、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に「通学区域の設定」について、諮問し、審議会の答申を踏まえ、教育委員会会議に「通学区域の決定」について、議案を提出し、議決を得て、新たな通学区域を決定することとします。

なお、「現行の通学区域」と「通学区域の再編案」が同じ場合であっても、通学区域を決定した当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って、通学区域の変更がないことを決定することとします。



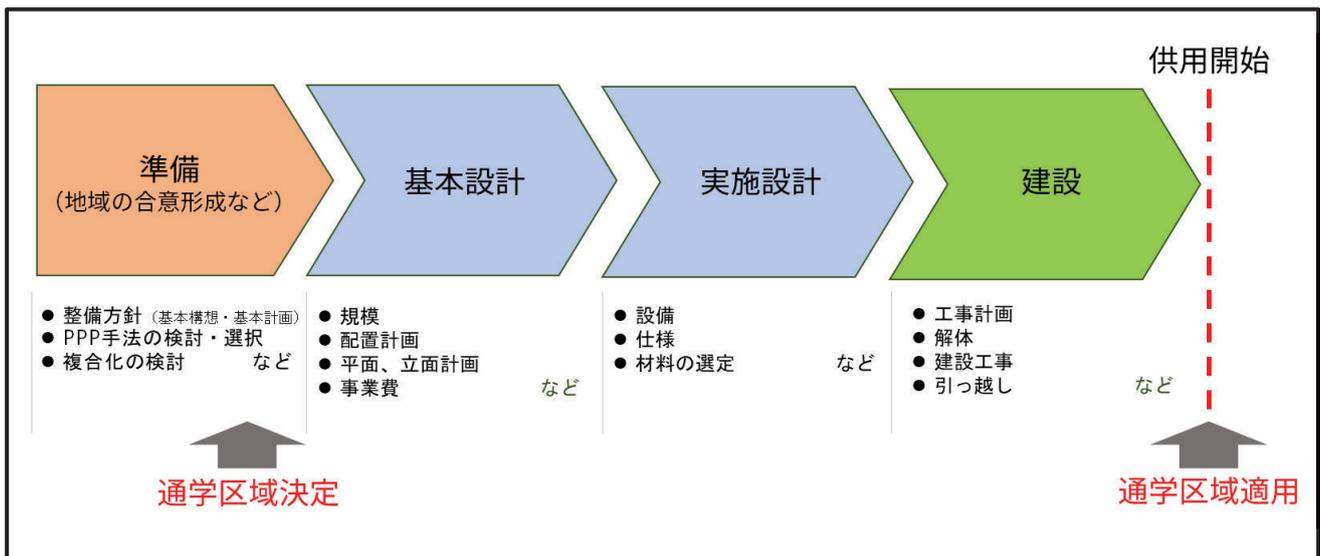
5. 通学区域の決定及び適用の時期

新たな通学区域を決定する対象は、学校施設の建替えを行う学校とし、通学区域は、建替え後の学校規模に影響を与えることから、原則、建替え後の学校規模の決定（基本構想・基本計画の策定）前までに、新たな通学区域を決定します。

新たな通学区域を決定したことにより、区域外となった地域についても、就学予定者が就学すべき学校を指定する必要があることから、新たな通学区域の決定と合わせて、区域外となった地域の通学区域も決定することとします。

また、通学区域の変更内容や効力発生時期等について、適切な方法で周知を行った上で、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、決定した通学区域を適用することとします。

<学校施設の建替えの進め方>



6. 経過措置

望ましい学校環境を実現するため、通学区域の見直しを着実に進めながらも、児童生徒や保護者、地域への影響をできる限り少なくするため、慎重な対応が必要となります。

そこで、通学区域の変更に伴い、指定学校が変更となった児童生徒については、原則以下の経過措置を設けることとします。

<経過措置>

- ①在校生は、卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とします。
- ②兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合、対象の児童生徒は、卒業まで旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とします。
- ③旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とします。

※その他、地域の実情を踏まえ、学校運営協議会で協議、調整を行いながら必要な経過措置を学校ごとに検討することとします。

7. 指定学校変更制度

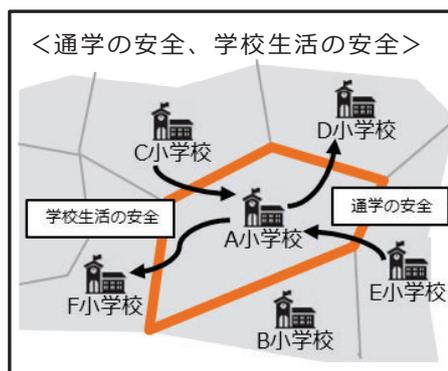
本市は、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定しています。

一方、児童生徒の具体的な事情に応じた対応ができるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、居住する住所の通学区域に基づき、指定される学校を変更できることとしています。（指定学校変更制度）

中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するため、新たな通学区域決定後の指定校変更制度の基本的な考え方については、原則以下のとおりとします。

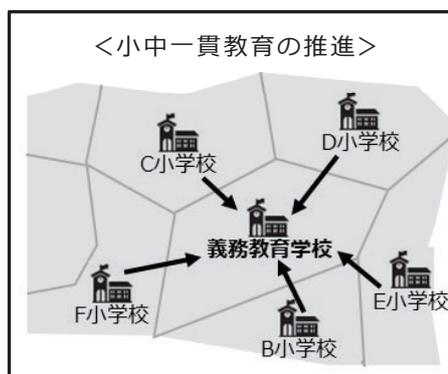
<基本的な考え方>

- ・ 通学（距離等）や学校生活（いじめ等）の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとします。



- ・ 小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとします。

ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとします。



<効力発生時期>

新たな通学区域決定後の指定学校変更制度の効力発生時期については、通学区域の変更がある学校においては、新たな通学区域の適用時とし、通学区域の変更がない学校においては、建替え後の学校施設の供用開始時とします。

<許可基準等>

指定学校を変更し、居住する中学校ブロックと異なる中学校ブロックの小学校に就学した児童が、その小学校が属する中学校ブロックの中学校への就学を希望した場合の取り扱いや指定校変更に関わる具体的な許可基準等については、この基本的な考え方や「指定学校変更制度等の見直しについて（答申）」を踏まえ、別途定めることとします。

8. 通学区域の見直しの推進にあたって

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮し、丁寧に協議、調整を行うことで、保護者、地域住民に十分な理解と協力をいただきながら、進めることが大切です。

また、全市的な通学区域の見直しは、長期に及ぶことから、社会の動向等に注視し、適宜、見直しを行いながら、適切に進めていくこととします。

1 1. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針

令和元年 11 月 7 日
市川市教育委員会

1. はじめに

市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を教育の基本理念として、学びと育ちの連続性を大切にした教育を進めてきました。

学校においては、中学校ブロックを中心に、教職員や児童生徒の相互交流、授業公開等を通して、小中学校間の連携推進を図り、平成 27 年度には、義務教育 9 年間の教育を一貫して行う小中一貫校「塩浜学園」（平成 28 年度より義務教育学校）を開校し、小中一貫教育に関する研究を進めてきました。

また、平成 29 年告示の小・中学校学習指導要領では、義務教育 9 年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を求めており、小中学校間の円滑な接続と連携の重要性が改めて示されています。

このような中であって、塩浜学園では当初期待されていた教育効果が表れてきており、小中一貫教育の教育効果が明らかになっています。

このため、本市教育委員会は、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の設置に関する方針の策定について、市川市教育振興審議会に諮問を行い、設置の方向や学校運営の在り方等について、答申をいただきました。

本市では、この答申を尊重し、小中一貫教育の推進を図るため、次のとおり、義務教育学校の設置に関する方針を示します。

2. 基本的な考え方

(1) 小中一貫教育の推進

平成 18 年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められたとともに、平成 19 年には学校教育法が改正され、義務教育の目標規定が新設されました。

このことを踏まえ、市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取り組み等を進め、進学時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきました。

近年は、児童の抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充等によって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められるなど、これまで以上に義務教育 9 年間に形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることが重要となっています。

このことから、市川市では小中一貫教育を一層推進します。

(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針

本市では、少子化の進展による学校の小規模化がもたらす学校運営上の課題を解消し、学校の教育条件の維持向上を図るために、平成 30 年 3 月に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を策定し、将来的な視野に立った学校規模の適正化の方向を示しました。

同方針では、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしており、「義務教育学校」の設置については、塩浜学園の成果を検証した上で具体的な方策を検討することとしています。

学校の教育条件の維持向上を量的な側面から推進する同方針に加え、塩浜学

園の成果を踏まえて「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」を策定することは、教育の質的な側面から義務教育学校の教育条件の向上を図ることに繋がります。

3. 義務教育学校設置の方向

(1) 塩浜学園における小中一貫教育研究

小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」は、義務教育学校となって3年が経過し、これまでの取り組みを踏まえて、成果と課題がまとめられました。

その結果、多くの保護者、教職員が「小中一貫教育は児童生徒の成長にとって効果がある」と捉えており、中学進学時に不登校や生徒指導上の諸問題につながる「中一ギャップ」の緩和や学力向上、自己肯定感の高まりなど、多方面で高い効果が見られています。

また、教職員についても、子どもの発達に対する理解が深まることや、児童生徒の理解の深化に繋がることなど、指導上の効果も明らかになっています。

一方で、学校文化の異なる小中学校間の調整等に多くの時間を要している状況があり、教職員の多くが、学校運営にあたっては課題もあると捉えています。

(2) 義務教育学校の設置

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引の基で小中一貫教育の定着を図ります。

なお、前述の「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を踏まえ、学校規模の適正化が必要となる学校については、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とし、学校や地域の実情にあわせて設置の推進を図ります。

また、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

○義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の教育課程の基準の特例

- ・義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）では、小中一貫教育の軸となる独自教科の新設や、学年及び小中学校段階の指導内容の入れ替えや移行など、教育課程の特例を市の判断で定めることができるため、子どもの発達段階に即したカリキュラム編成を柔軟に行うことができます。

4. 義務教育学校設置に係る条件

「義務教育学校の設置」について、学校規模、通学区域、学校施設及び学校運営といったその設置の条件となる事柄について、次のとおり整理をしました。

既存の小中学校から義務教育学校へ移行する場合には、このことに十分に留意して進めます。

(1) 学校規模について

義務教育学校の適正規模は、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」が示す小中学校の適正規模（小中学校ともに概ね12学級から18学級）及び法令が定める標準（18学級以上27学級以下）を勘案しつつ、義務教育学校の特性や地域の実態に応じて柔軟に捉えることとします。

具体的には、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取り組みが十分に推進される規模とします。

(2) 通学区域について

小中学校の通学区域の不一致は、小中一貫教育の取り組みの効率や効果に影響を与えることから、義務教育学校では前・後期課程の通学区域を可能な限り一致させ、9年間の学びを保障することが求められます。

このことから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を進めます。

ただし、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、児童生徒や保護者の小中一貫教育へのニーズが、当該校の通学区域外にもあることに留意して進めます。

(3) 学校施設について

学校施設については、一体型校舎において連続性を大切にした教育が行われるべきところ、学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。

この場合は、学校運営上の工夫によって、小中一貫教育の効果を高める取り組みを進めます。

○義務教育学校の施設形態の区分

義務教育学校の施設形態は次のように区分されます。

- ・小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている「施設一体型」
- ・小学校の校舎と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている「施設隣接型」
- ・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている「施設分離型」

(4) 学校運営について

塩浜学園における小中一貫教育研究では、小中学校間で学校文化や授業時間、指導体制等が異なり、子どもの発達の差も大きいために、学校行事や施設の使用、異学年交流等を行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために多くの時間を要する等、学校運営上の課題も明らかになっています。

このため、義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取り組みを進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

具体的には、全国で見られる次のような先進事例を参考にしながら、学校の状況に応じて具体的な取り組みを進め、義務教育学校の学校運営を支援します。

- ① 小中一貫教育を推進する学校への指導、支援の充実
 - ・ 指導主事や外部有識者が、指導、助言及び先進事例の紹介を行う。
 - ・ 学校の実践を支援するため、教育課程の研究開発を行う。
 - ・ 小中一貫教育に関する教職員研修会等を実施する。
 - ・ 小中一貫教育に取り組んでいる異なる学校の教職員による協議会等を開催する。
- ② 小中一貫教育を推進する組織等の整備
 - ・ 中学校区の体制整備を支援するため、校長を対象にした小中一貫教育研修会や先進事例を学ぶ研修会を実施する。
 - ・ 中学校区内の意思決定や小中一貫教育推進に係る計画、立案、調整等を行う会議を開催する。
 - ・ 全市的な取り組みを進めるため、教育委員会と学校が中心となって推進委員会等を設置する。
 - ・ 学校への訪問体制や指導体制を充実させるため、小中一貫教育推進室等を設置する。
 - ・ 中学校区の運営という視点から、各学校の校長に指導、助言を行う小中一貫教育アドバイザー等を配置する。
 - ・ 中学校区内の実践を支援するため、中学校区担当指導主事を配置する。
- ③ 小中一貫教育を推進する教育環境の充実
 - ・ 中学校教員の乗り入れ授業を支援するため、小中一貫教育推進加配講師等を配置する。
 - ・ 小中学校間の連携や調整の負担を軽減するため、小中一貫教育コーディネーター等を配置する。
 - ・ 小中教職員間の協働体制を築くため、情報共有が図れる施設を整備する。
 - ・ 施設分離型においては、学校間を移動する教員や児童生徒の移動手段、時間、安全性等を確保する取り組みを推進する。
 - ・ 空間的な距離に伴うデメリットを軽減するため、校務支援システム等の情報ネットワーク環境を整備する。
 - ・ 学校が小中一貫教育を進める根拠を明確にする条文を加えた学校管理規則等を整備する。
 - ・ 小中一貫教育を進めている学校の取り組みの様子や成果等を広く周知するため、学校の広報や教育委員会の情報提供を充実させる。
 - ・ 小中一貫教育の啓発用リーフレットを作成し、配布する。
 - ・ 全市的な意識向上を図るため、市内一斉の「小中一貫交流の日」や「小中一貫デー」等を設定する。

5. 方針の実現を図るにあたって

既存の小中学校からの移行にあたっては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意形成を図りながら進めます。

また、そのことに必要な時間を十分に設け、義務教育 9 年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実に努めます。

6. 本方針の見直し

学校教育を取り巻く環境の変化や義務教育学校設置に係る制度の改善等に対応するため、本方針は必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。

市川市学校環境基本計画

令和3年1月策定

令和5年6月改定

令和8年3月改定

■ 発行 市川市教育委員会

■ 編集 市川市教育委員会事務局 教育振興部 教育政策課

〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2

電話 047-334-1111（代）
